

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和2年9月15日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 令和2年9月15日（火曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第100号議案	「質疑・討論・採決」
第101号議案	「質疑・討論・採決」
第102号議案	「質疑・討論・採決」
第103号議案	「質疑・討論・採決」
第104号議案	「質疑・討論・採決」
第105号議案～第119号議案	「質疑・討論・採決」
第120号議案	「質疑・討論・採決」
第121号議案～第123号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（18名）

委員長	村田康助	副委員長	鈴木長良		
委員	竹下修平	齊藤竜也	佐宗龍俊	澤田恵子	浅尾洋平
	柴田賢治郎	小野田直美	山田辰也	山崎祐一	山口洋一
	下江洋行	長田共永	滝川健司	中西宏彰	丸山隆弘
議長	鈴木達雄				

欠席委員

なし

傍聴者

なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 松井哲也 書記 後藤知代、大場隆佑

開 会 午前9時00分

○村田康助委員長 これより本日の会議を開きます。

なお、本日も質疑者、答弁者とも決算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

第100号議案 令和元年度一般会計決算認定を議題とします。

昨日に引き続き質疑通告順序表に従って発言を許可します。

歳出2款総務費の質疑に入ります。

8番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 簡潔に、明瞭に聞きたいと思います。

歳出2の1の1一般管理費から、ニューキャッスル会議共同声明事業について伺います。

世界とのつながりを目標とする事業の成果は、いかがだったでしょうか。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 ニューキャッスル会議共同声明実現事業について御質問を頂きましたので、御回答をさせていただきます。

1998年には7か国8都市からのスタートでしたが、今や15か国17都市が参加するアライアンスとなりました。市民が自主的に相手国を訪問したり、SNSで交流を続けるなど、草の根交流が確実に進んできています。

具体例につきましては、先日の浅尾委員の御質問に答弁させていただいたとおりです。

今後は、世界の新城の様子を広報ほのかやホームページで、市民の皆様を知っていただけるよう紹介していきたいと考えております。

以上です。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先日、浅尾委員から、るる説明がありまして大体、ほぼ内容は分かったんですが、3月ぐらいからコロナの影響で随分いろんな事業が縮小されております。

この国際交流は非常に重要なことだと思う

んですけど、成果から見て、今後のことになげっていくと思うんですけど、先ほど、SNS、そういうものが発達してきたということで、これをどんどん利用していくことによって広がっていくんですが、予算的なもので少なくともできるような、そういう省エネの、そういう会議がこれから進むと思うんですけど、どのような見解でおりますでしょうか。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 SNS利用ということですが、現在もですね、オンライン会議を、事務局を通して行っているところです。

また、広く、先ほど答弁の中でですね、市民の皆様を知っていただけるようにということでもありますので、今後はちょっと翻訳の機能なんかも考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 オンライン、自宅で見れたりするものですから、これ実績としての、何度か会議あったと思うんですけど、成果としては何度ぐらいで、時間帯がきっとそれぞれ違うと思いますけど、その点について伺います。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 このオンラインの会議ですけれども、やはりちょっと時間帯というところが問題ではあります。先日も行ったときには、こちらでは夕方、イギリスの事務局のほうでは朝というような状況でございます。

回数については、まだそんなに多くは行ってはおりませんが、今年度になってからはオンラインで頻繁にですね、ちょっと交流のほうを行っているというところです。回数については、ちょっと私も把握はしていません。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員　そういう説明で大体理解しました。

次に行きたいと思います。

2の1の7財産管理費で普通財産管理事業、P88。普通財産の処分目標の達成と適正管理は行われたか、伺います。

○村田康助委員長　中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長　目標の達成と適正管理でございます。

令和元年度の普通財産の処分件数、この目標値でございますが、11件に対しまして、実績値は8件となっております。

目標値の主な物件といたしましては、原住宅跡地の宅地分譲2区画と町並の旧郵便局の跡地になります。令和元年度の未達成物件といたしましては、原住宅跡地の宅地分譲1区画ということになります。

この未達成物件につきましては、ホームページや、ほのか等でもPRをし、早期の売却を目指してまいります。処分に至るまでの間は、周辺環境への悪影響を及ぼさないように、草刈り作業等を行って、適正な管理に努めてまいるところでございます。

○村田康助委員長　山田辰也委員。

○山田辰也委員　そういう普通財産の処分を適正にやっていただければ、歳入のほうにも入ると思います。

普通財産も処分しにくいところもあると思うんですが、やはり主に宅地で家が建つようなことだと思うんです。まだその他にたくさんあるようでしたら市内で、ざっとでいいんですけど、教えていただけますでしょうか。

○村田康助委員長　中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長　一応可能性のある土地でございますが、今のところ、うちの調査では15件ほど持っておりますが、ちょっと狭かったりですね、形が悪かったりというところで、なかなか売却までに至るところではございません。

○村田康助委員長　山田辰也委員。

○山田辰也委員　やはり人口とかいろんな対策を考えて、その後の固定資産とかいろんなものを考えますと、通常土地よりは、家が建ったりするところが重要な着目点だと思います。

ちょうど先ほど言われましたけど、狭かったりすると、幽玄川のところが残っていて、値段を下げたりしても敷地が狭かったりすることがあって、なかなか売れないんじゃないかという、そういう見解も出ておるんですけど、そういう用地というものについても、実際の評価額だと高くなってしまいうんですが、値段を下げたりして、今後の処分の方向に進んでいくという考えは、どのような認識を持っておりますでしょうか。

○村田康助委員長　中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長　売却につきましては、もちろん不動産鑑定を入れてですね、きちんと精査しております。やはり今、売れ残りということもございますものですから、特に何年という規定はございませんが、やはりそこら辺、見計らってですね、値段の再検討をしていかなければならないというのは思っております。

○村田康助委員長　山田辰也委員。

○山田辰也委員　もう一つなんです、長者平団地ですか、ああいうふうになかなか売れなかったり、価格的な問題もあるんですが、当然、不動産会社をお願いしていると思います。早期に売ると値段が下がってしまうし、ゆっくり売ると地価が下がってきて、やっぱり値段が下がって、最終的に売れ残るということがあるものから、思い切った見直しとかそういうのは何年かに一度、そういうふうなこともやられておりますでしょうか。

○村田康助委員長　山田辰也委員に申し上げます。普通財産のことまで入ってきてますので。

山田辰也委員。

○山田辰也委員　すみません、余分なことだ

ったものですから、次に行きます。

2の1の7で、財産管理費で、公共施設マネジメント推進事業、P88。

公共施設の縮減、長寿命化、有効活用の成果と実績を達成されたか。

小野田委員のほうにも説明ありましたけど、すみません、確認のためお願いします。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 重複になります、御了承ください。

平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定いたしました、その実行計画となる個別施設計画、これを策定するために昨年度は、個別施設計画策定支援業務委託を行っております。

この個別施設計画策定のためには、市民の意見を反映することが不可欠ということで、シンポジウムの開催、それからワークショップを開催しまして、市民が市の財政状況や公共施設の現状、その問題点等を共有しまして、行政主導によることなく合意形成を図ることができ、大変貴重な意見も集めることができましたとっております。

今後は、頂いた意見を基に個別施設計画を策定しまして、本市の実情に即した公共施設の縮減・長寿命化・有効活用により維持更新費用の縮減を図り、行政サービスの持続に努めてまいります。

以上でございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私もワークショップ見に行き、いろんな意見聞いて、なるほどなということがあったんです。市民の皆さんからも熱い意見が出て、今の議場みたいにちょっと熱いところですけど。それで一番大事なことは、よく市長が言われる市民自治において市民の意見だと思います。

それで、あのときも私、千郷地域だったんですが、そういう話が出て、一つの場所だけじゃなくて全体に、皆さんが考えるような機

会があるから非常によかったと思います。

しかしですね、あのときメインでやられた方がマネジメントで行かれるコンサルタントが、話を進めたという感じがやっぱりあるんです。それは当然必要なことなんですけど、コンサルタントに使った金額と開催された回数、これを教えていただけますでしょうか。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 これ、やはり繊細な問題でありますものですから慎重にということで、業者との打合せ等も月に1、2回ほど対面でやっていますし、もちろん随時メール、それから電話等での打合せも慎重に行っていました。

それから、シンポジウムは1月に一度行いまして、その後にワークショップを4回ですね、全体のシンポジウムの後のワークショップ、それから2月には新城、鳳来、作手、各1回ずつの計4回のワークショップを行いました、先ほど言うように行政主導にならないということで、コンサルを入れてやったということでございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 800万円で、回数で割ると、1回150万円以上使ったと思うんですが、地区で分けたというのはよく分かるんですが、全体の共有するためのところを今後つくっていったほうが、千郷地域というのは、公共のものというのは小中学校を抜くと、ちさと館しかないんです。

ですから、話のときは大分、どうしようかという話がなかなか進まなかったんですね。特に、数を減らす縮減とかそういうのについては、そこについては減らしようがないという話だったものですから、きっと縮減というと、作手とか鳳来にあった古い建物と、桜淵にあたりするものも話が出たものですから、そういうことを考えますと、あの会議でも分かったことがあるものですから、紙媒体にして、また皆さんが共有できるような形にして

ほしいと思いますけど、そういう計画についてはお願いできますでしょうか。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 やはり新城市は、かなり市域が広いものですから、その場所、地域によってですね、いろいろ施設の状況も違ってまいります。千郷地区は、そういうことであると思いますが、市民意見の中で、この配置基準というのを、意見のほうを集めて合意していただいております、それについては危険度でありますとか耐震性、それから老朽化、そこら辺を廃止してもいいんじゃないかという基準を合意していただいたものですから、そこら辺に沿って今後、施設のほうを、縮減等を図っていきたいと思っております。

今後につきましてはですね、本来であれば、もう一度、市民の方に一堂に会して集まっていたきたいとは思いましたが、なかなかそれが今できにくい状況なものですから、できれば地区地区に入って行ってですね、少し御説明をしていききたいというふうに計画しております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうですね。今こんな時代、こういうコロナ禍で集まることができないんですけど、そうしますと、各区の行政区の区長さんとか、そういうものも興味があるものですから、紙媒体で送っていただいて、市民意見というのは集めることができると思います。

コンサルが当然入ってくるんですけど、意外に高くてびっくりしたものですから、この辺については庁内でできることもたくさんあると思いますので、進めていっていただきたいんです。

具体的な、どこどこという話までは行かないんですが、作手の議会報告会するときなんかは、小学校の跡地をみんなで作おうという話をすごくして、そこで危険なところとか、

いろんな制約があり過ぎちゃって、先ほど言われたように、その制約については、ある程度ね、問題になったものですから、この委託料がそういうところまでは及んでいるかどうかを最後に聞きたいと思います。

○中山恭成資産管理室長 すみません、もう一度よろしくお願ひします。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 すみません、一般質問みたいな言い方になっちゃって。

この公共施設のマネジメントによって有効活用とあったものですから、先ほど土地を処分して、今度は縮小して長寿命化、そして有効活用、その点について、市民意見とコンサルと庁内での話合いになると思うんです。

ざっと全体になると、皆さんが使ってほしいという気持ちがあるものですから、そこについての広い範囲で拾っていただきたいということは今言いたかったものですから、そういう検討もぜひとも入れていただいて、この推進事業を進めていきたい、そういうふうにお願ひしたいと。そこで今、思ったものからです。

すみません。そういうことを踏まえて、この推進事業の決算で、じゃあ、一番よかった点だけ教えてください。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 先ほども申しましたが、これ本当に市民の方のかなりデリケートな問題だと思っております。そこで、きちんと市民の方の意見をくみ取ってですね、配置基準というのを設けさせていただきました。そこが本当に一番の成果だと思っております。

委託業務はそこまでございまして、今年度に関しましては自前でですね、その基準を基に個別施設計画、これを策定してまいりますので、そのときまた御報告させていただいて、御理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 余分なとこばかり言っちゃいまして、今後の期待をしておりますので、よろしくをお願いします。

では、2の1の9企画費で、鳳来総合支所等整備事業、P92。

事業の企画と進捗状況について、決算なんですけど、どの辺まで来たか、伺います。

○村田康助委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 鳳来総合支所等整備事業につきましては、老朽化しています現鳳来総合支所、開発センター、旧総合庁舎の代替機能を有する新たな施設の建設を進めていきます。

進捗状況としましては、令和元年度と令和2年度の2か年の継続事業で、基本設計・実施設計を行うこととしており、そのうち令和元年度は基本設計を進めてきました。この基本設計は間もなく終了し、実施設計に入っていくところですよ。

設計以外の進捗状況としましては、用地確定及び用地取得交渉と並行して、土地開発許可申請に向けた調整を進めてきました。

以上でございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 作手が終わって今度鳳来という、かなり古くなっているのは見ても分かります。当然、地域の声をよく聞いて計画されていると思います。ここで基本設計から実施設計、それで建設に入っていくんですが、先日、澤田議員からも、総額15億円ぐらいということで、今後進んでいくんですけど、これは長期にわたってということなんですか。最終は5年か6年かかるというスパンなんですか、伺います。

○村田康助委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 今後ですけれども、令和3年度につきましては、車庫、それから防災備蓄庫等の取壊しと土地の造成等を予定しております。

鳳来総合支所の建物につきましては、令和

4年度に着手をする予定となっております。

以上です。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 だんだん計画も進んでいくと思いますけど、総合支所のことだけを考えずに、近隣の開発とか当然、鳳来の核になって、こちらから鳳来、ともに発展するようになってほしいものですから、この支所整備事業についての決算なんですけど、近隣の場所とか、いろんなスーパーとか、使いやすいとかそういうほかの市民の意見なんかも、この総合計画の中にはだんだん入ってくると思うんですけど、周りの計画については今、跡地とかそういうものについては、そういう意見ありますでしょうか。

○村田康助委員長 山田委員に申し上げます。それ通告外でございますので、整理して、再度質問してください。

○山田辰也委員 すみません。じゃあ、これからずっと進んでいくということで分かりました。

では、次に行きます。

2の1の17地域活性化事業費、若者が活躍できる実現事業、P112ですね。

若者議会運営事業などの事業が開催された成果について、浅尾委員からも説明があったんですけど、重なりますが、よろしくお願ひします。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 若者が活躍できるまち実現事業につきまして御質問を頂きましたので、回答させていただきます。

若者議会運営事業などの成果ということでございますけれども、成果としましては、過去に学生として携わっていた方が社会人となって、視点や考え方が変わったということで、再び若者議会へ参加していただいたり、平成30年度の第4期の若者議会からの答申事業を実施するに当たり、任期を終えた方たちが実行委員やプロジェクトメンバーとして引き続

き、その事業に携わっていただいたということでございます。

また、若者議会を経験した方たちが、地域協議の会委員や地域計画推進委員、都市計画マスタープラン策定委員など、若者議会以外の場でまちづくりに継続して参加していただいている方もいらっしゃるということでございます。

以上です。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうですね、若者が活躍して、新城市へどんどん進んで行っていききたい、その辺りは十分理解できるんですが、先日の浅尾委員の質疑の中にもありましたし、必要な報酬については、これは若者議会の中でも、これほどもらっているのか、ちょっと多過ぎるじゃないかとか、いろんな意見があったと思うんです。

基本的にボランティアでやるべきだと私は思っているところがあります。将来を育てるためには投資も必要だというのは分かるんですが、やはり若者議会の中でも、次に手渡す、次の若者がなかなか見つからない、そういうことも聞いておりますから、ある程度見直しとかそういうものを今後、続けていかないと、4期、5期と続けるには問題点があるかと思っておりますが、その課題について、問題点について伺います。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 報酬に関することでよろしかったかと思っておりますけれども、確かにですね、昨年度の若者議会の答申のほうでも、その事業の運営に当たっての報酬といったもので、そんなにもらわなくてもいいよというような答申も頂いておりますが、市のほうとしては、その会議に参加していただいておりますその対価としてお支払いしているわけですが、また、若者の声も聞きながらですね、検討のほうはしてまいりたいと思っております。

以上です。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうですね。そういう意見があるということは、やっぱり新城市のことも考えていただける若者が多いと、そう感じました。

事業については、きっと若者も、やりたいこととできることにギャップがあるし、意外に市長が応援して、お金もつけてくれちゃったりと、そう喜ばしているところもあると思います。当然、若者の中から議員も将来、議員になりたいという方も実際おられますし、今後、この活動というのは続けていく必要は、私はあると思いますが、会議がちょっとね、いろいろ多過ぎちゃって、若者にも負担がかかっているというところを感じます。

それと、このコロナ禍でいろんな、先ほどインターネットを使って、いろんな会議ができるということで、実際、若者議会でも、これ何回か、もう最近のそういう媒体を使ってやられたと思いますけど、もう何回かはやられましたでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 会議の負担ということなんですけれども、確かに会議の回数は多く、昨日も御答弁申し上げましたけれども、委員会だけでも99回というようなことで、回数は多いんですが、ただ、若者のほうからですね、次は、これを話そうというような形で自主的に、主体的にこの会議に取り組んでいただいております。日程調整等も皆さんで話し合っておられておることでもございます。あまりにも多過ぎて負担になってはいけませんので、こちらのほうもですね、きちんと事務局も寄り添っていきたく思っております。

それと会議の仕方ですね。今年度になってからは、もうほとんどオンラインの会議が主で行ってございましたけれども、最近になってきますと、3密の対策ですとかを施しながら

少人数で行ったりですとか、こちらにあります
すアクリル板を会議室に設置したりというこ
とで、会議のほうは行っております。

以上です。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 将来、新城市のために頑張
っていただける若者が活躍できるように祈り
たいと思います。優秀な人というのは、若者
は外へ出ていってしまいますから、育てる土
壌はつくっても、あと戻ってこれるような状
態は、市長はしっかり考えていただきたいと
思います。

次に行きます。

2の1の17地域活性化事業費、高速バス運
行事業、P112。

1点目としては、事業の主な実証実験の成
果。販売促進や工夫は。

2点目ですね。乗客数が減少していること
に対する評価。

3点目は、事業実施の中で得られた課題、
どのような課題があったか。次年度にもう契
約されておりますけど、教訓は何かというこ
とを伺います。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井薫公共交通対策室参事 3問頂きました
ので、順次回答させていただきます。

まず、事業の主な実証実験の成果と販売促
進や工夫はということですが、本事業
における成果としましては、大学等高等教
育機関をはじめ都市型の魅力的な施設が数多
く存在している名古屋東部圏域と1時間余り
で直結できる交通手段を確保するため、名古
屋圏の主要な交通結節点の一つである藤が丘
と直結する高速バス路線を開設できたことが
挙げられます。本市にとって住みやすさや利
便性向上の観点、また、観光客等誘致の商圈
として経済効果等の観点から非常にポテンシ
ヤルの高い交通ネットワークを形成できたと
考えています。

販売促進につきましては、名古屋圏からの

誘客を図るため、鳳来寺山企画切符の販売や、
中日新聞やフリーペーパーへの広告掲載、藤
が丘さくらまつり等でのPR活動などを行
いました。

新城市内からの利用者増加を図るために、
名古屋おでかけマップの作成や、市政番組
「いいじゃん新城」での乗り方紹介、「高校
生割キャンペーン」による乗車体験などを
行いました。

2番目の乗客数が減少していることに対す
る評価はということですが、令和元
年度の実績としましては、1年間のトータル
として約300人の増加となっております。し
かしながら、令和2年2月以降、新型コロナ
ウイルス感染症の影響により、前年同月比で
減少しているのが現状でございます。

300人の増加というふうにトータル的な
なっているということですが、これま
でのPRの策や利便性の向上の策の効果が
出てきているものと認識しております。

3番目の事業実施の中で得られた課題と次
年度に生かすべき教訓は何かということ
ですが、新城市高速バス運行事業検証結
果からは、利用促進に向けてまだ打つべき
手が十分に試されておらず、需要があり
ながらも掘り起こせていないこと、イン
フラとしてポテンシャルが高く、経済
効果の面で開発の余地があることなど
を確認することができました。

実証実験では、利用者となる可能性
のある人への強い働きかけができて
いなかった、言い換えればですね、
マーケットに情報が十分に届いて
いなかったことの証明でもあります
ので、積極的な需要の掘り起こし
等を行っていきたいというふう
に考えております。

以上でございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私の個人的な意見、それ
と私たちのネットワークの中の意見
では、やはり市長が先頭に立って
バスやっていますけど、

浅尾委員が先日言ったように、いろんなマネジメントがあるように、これ縮小の方向、廃止の方向の中にこのバス事業、これ視野に入れているんです。

説明については多分、希望的観測とこの結果がよかったということと言われると思うんですけど、実証実験の結果については、どうも納得できないところがたくさんあります。

販売促進について、まず伺うんですけど、いろんな計画を立てるのも分かります。祭りとか、私も藤が丘の観光協会のところに行ったりしましたが、これ、なかなか難しいと思うんですね、今。このコロナ禍の中で特に販売、この伸ばすのが難しいんですが、総合的に見て、この販売促進は進めても、これ以上、上がらない感じがします。人数が増えたとかそういう話をしていますけど、ほかに打つ手については、まだあるかどうかということ、この実証実験から見た販売促進ですね。これ本当に新城の中でも少ないということ、その辺を鑑みて、まず1つは市内の販売促進が今、この結果から見てどのような見解があるか、伺います。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井薫公共交通対策室参事 市内の方に対して、高校生割のキャンペーンをまず行いまして、145人の利用がありました。そういったところで少しずつではありますけれども、高速バスへの興味というか、名古屋に1時間近くで行けるというところを体験していただいておりますので、その辺で効果的なものが上がってくると思います。

これから令和2年度以降になってくる話になってきますが、こういったところも、やはり継続してPR等を行っていき、新城市内から若者、高校生が大学等で名古屋のほうへ行って、自宅から通えるというところを体験していただくようにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 高校生割使う高校生の方にとっては非常にうれしいことだと思います。じゃあ、何で大学生とか中学生なんかも、すぐ視野に入れて対応しなかったんでしょうか。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井薫公共交通対策室参事 令和元年度としましては高校生の方を限定に、期間限定で、まずは大学への通学というのを体験していただくというのをまず令和元年度として行いました。令和2年度にはその幅を広げていってもいいかなというふうには考えております。

以上です。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 市長が公共性、公共交通と強く押されております。その公共性って一体何かということも考えていただきたいんですが、通勤・通学というふうな話が今出ていましたけど、皆さんよく御存じだと思う、6.9人とかふえたといいますが、300人ふえたといっても、1日1人入れても、365人以下ということですから、7人程度、もうちょっといろんなことをしていただけるかと思いますが、市民のための公共性を考えるなら通勤に対する、バスに定期があるんですけど、そこまでは考えられなかったのでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井薫公共交通対策室参事 令和元年度としては実施できなかったものですから、これは令和2年度以降に検討をしっかりと、実施の方向に持っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 反対する議員は少なくても可決する、賛成する議員が多いものですから、これ反対ばかりといいますけど、反対する議員もいろいろ考えておるんですけど、賛成される議員の方々が意外に立つだけで、内容に

ついて踏み込んでいただいているものから、こういうときに言えば、もう少しいろいろ考えてくれるんじゃないかと思って、通勤・通学、当然お金なんですよ。

3密を考えれば最高の条件なんです。市長が言われるように、3密対策は、もうばっちりだと私思います。以前、ちょっと不穏当な空気運んでるようなことを言ったんですけど、その空間が移動するだけでもお金がかかるものですから、その中で販売促進の関係で言うんですけど、今、2千円なんですね。JR使っても往復で2千円なんですね、平日。ですから、実際、販売促進を考えるなら、同じ金額でバスと電車、安全性とかそういうことも言われるかと思いますが、料金の見直しはどうしても必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井薫公共交通対策室参事 回数券を買っていただければ往復1,500円で利用できるかなというふうには思います。今のお話ですと、まだほかにもですね、定期券とはまた別の、これは令和2年度以降の話なんですけれども、定期券以外にも、どの大券片というんですかね、回数券を長くしたような、たくさんにしたようなものも、それも検討しながら利用促進というか、利便性をよくしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ということは、この予算、立てて、この決算に至る間に、議員からもそういう意見とか、市民からも利便性を考えてというのがあったんですけど、会議は、それ、されたんですか、庁内の中では、伺います。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井薫公共交通対策室参事 担当者のレベルでの会議というか、そういったものを行いまして、こちらは業者さんにもお願いしなくてはいけないことですので、そちらのほうを、

調整を令和2年度入ってからでございますけれども、進めております。

以上です。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 安くて便利でお得というのが一番大事だと思うんです。回数券を買えば、何でもそうなんですけど、安くなるのは当然なんですよ。回数券を使うに当たって、行き来が増えて売上げが上がるというふうに持っていきたいんですが、少し余分なことなんですけど、今日、名古屋に行かれた市民団体の方が今、もうじき名古屋地方裁判所に、市長を相手取る。

○村田康助委員長 山田委員に申し上げます。質疑は外れないように、簡潔明瞭にお願いします。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 その後に質疑します。

○村田康助委員長 余分な発言はやめてください。簡潔明瞭に質疑をしてください。

○山田辰也委員 ですから、その方たちにバスを使ってほしい。

○村田康助委員長 山田委員、申し上げます。委員会の議事整理権を持って、きちんと整理をしてください。

○山田辰也委員 ですから、そういう方たちにも使ってほしかった。

○村田康助委員長 山田委員に申し上げます。再度申し上げます。委員会の質問に、通告に従って、きちんと簡潔明瞭にお願いします。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 売上げと増員に協力しようと思ったんですが、なかなか理解していただけなかったところですね。先ほど言ったように、JRのほうは往復で買うと、すごく便利な面があります。ですから、その便利な面についても、もっとアピールしてほしかったんですけど、どうもまだ皆さんに周知されていない。じゃあ、一体その利点は何かというところが、販売促進にもっと上げてほしかった

と思うことを言いたかったんです。

名古屋から誘客という目的で、いろんなことを今考えておられますけど、今後も誘客、名古屋から通勤される方は少ないんです。ですから、新城からは通勤、往復をもう少しお得にして、名古屋からは、いろんなイベントや何かの情報をうまく流すことをお願いしたいと思います。

今、藤が丘の商店街のほかには、名鉄系のところでいろんなイベントとか誘客の販売促進はやられたんでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井薫公共交通対策室参事 藤が丘のさくらまつり等でお話もさせていただきましたが、長久手の終着駅というんですかね、一番奥が長久手駅になっております。その長久手駅でも令和元年度として、イベントを行いました。また、新城マルシェということで、リニモス広場というところでイベントを張りました。

というところで令和元年度としては、その藤が丘、長久手でイベントを張り、PRのほうをさせていただきました。

以上でございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 誘客、いろんなイベントもどどん力を入れていっていただきたいところなんです。それによってもう少し右肩上がりになるかと思ったんですけど、コロナ禍で今、すごく減っているというのは現状なんです。

2番目の再質問なんですけど、乗客数が減少しているということは、これは重々承知だと思うんですけど、今までやってきて次年度に渡していくことから見ると、今回の令和元年度の予算を使って、次に渡すときに、このまま減少していくんじゃないかというところを予想されておるんですか。その辺りの今年から、この令和元年度の決算から見る、次年度に対する見込みというのを、予算ではないんですけど、どのような展望を持ってるか、伺いたい。お願いいたします。

○村田康助委員長 山田委員に申し上げます。整理をして、もう一回、決算に関わることを明瞭簡潔に質問をし直してください。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 分かりました。

市民から大分少ないと言われていています。その少ないと言われているもとには、このバスが、どこかに問題があると思うんです。この減少しているという評価ですね。これ市民からの評価ということなんでしょうか。庁内でも、このことについては一番の問題だと思いますけど、この決算を迎えて、どのような評価をなされたか、伺います。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井薫公共交通対策室参事 お答えでもさせていただきますけれども、令和元年度の決算でございますが、令和元年度の実績ということでお答えさせていただきますが、令和元年度のトータルとしては300人の増という状況でございます。

しかしながら、今年になって2月以降ですね、コロナウイルス感染の影響により減少しているというのが、それもまた現状でございます。また、運休もしましたし、令和2年度の話になってしまいますけれども、減少しているというのは、それは実情としてちゃんと踏まえております。

しかしながら、これも令和2年度の話になりますが、伺った話によると、8月に入っておりますね、リニモの藤が丘駅のほうでの回数券をお買い求めいただく方々がちょっと戻りつつあるということをお話として伺っておりますので、そういったコロナ、ウィズコロナ、今、アフターコロナを見据えてですね、策のほうを考えて、準備のほうを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 3番目ですね。評価はそれぞれ違いますから、1人増えたのも評価です

し、採算ラインまで上がってなくても、これ続けていきたいと市長がそう申しておられますので、その市長のお考えに対しては、私としては、あまり評価したくないと思っています。

3番目の事業実施の中なんですけど、この中の課題では、本契約、一般質問のときと少し重なるところがあるんですけど、これ入札に問題があるんじゃないかという話もしたんですけど、監査のほうでは問題ないと。しかし、この辺りから見ても、契約自体が正しかったのかという疑問点があるんです。

ですから、この事業実施に当たるといことは契約書も当然あるものですから、契約書の中の精査というのは、本当にされたかという疑問の点があるんですけど、その契約内容が総合的にお金と関係してくるものですから、当然、目を通されて、問題点がある中ではなかったかということをし伺います。これ実際、お金使ってますから。

○村田康助委員長 山田委員に申し上げます。ただいまの質問は何番目の質問でしょうか。

○山田辰也委員 3番目と今言ったと思ったんですけど。

○村田康助委員長 それ課題に入っていないとは思いますが、整理、ちょっと一回してください。お願いします。

○山田辰也委員 事業の実績を起こすに当たって、当然予算を立てて、その契約の中でバスは走っていると思うんです。それで、どうも大ざっぱな契約じゃなかったかと思うんですけど、お金があれば当然、結果は出るんですけど、始まる前にも、そういうしっかりした精査というのは必要だと思うんです。

事業の実施だけに目を取られていますが、今回は見て、無駄なものもあったと私は、そういうふう感じておりますけど、この事業実施に当たる中で、計画には全く問題がなかったというところを聞きたいんですけど、この計画性については、よく考えられたというこ

とでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 高速バスの実証実験のときの契約につきましては、当然のことながら、新城で初めてそういったことを始めたということで、事務的にいろいろ不明な点もありながら、業者といろいろな話をさせていただきながら進めてきたわけですが、決して契約面で、我々としては正しいやり方でやったというふうに認識しておりますし、新年度からの契約につきましても、その中でいろいろ出た課題等も踏まえてですね、もうちょっと経費の中身についても、事業者に、実際のところはどうかということをし、しっかり確認をした上で、新しい契約を結ぶようにしておりますので、その辺は全く疑念を持たれないむすぶようにして契約だというふうに思っております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 事業実績というのは実際、乗られて走って、どのようになったかということで、契約のところは、じゃあ、事業実績じゃないと。でも、事業実績じゃないと言われたら契約できないですから、新年度の契約は少し安くなっていました。じゃあ、伺いたいの、いろんな経費ですね。その点については、実際バスが走っているのは、かかる費用は分かりますけど、当然計画を立てたときにも、しっかり見てほしいんです。

次の契約も同じように、内容についてしっかり見てほしいんですけど、どうも出されたままだということを感じたものですから、1点伺いたかったのは入札について、1円単位まで同じだったと思うんですけど、そういえば事業にかかる中の費用の内訳で、前に3月のときも反対討論の中で言ったんですけど、減価償却費というのが1個あったんですけど、この減価償却費というのは、よく普通の考え方といろいろあるみたいですが、どのような減価償却費についての、この予算を使った

決算の中で認識されていますか、伺います。

○村田康助委員長 山田委員に申し上げます。質疑がちょっと一脱しているように思われま
す。質問の整理をお願いしたいと思います。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 事業については見たとおり
なんです。もうこれ以上増やすというのは当
然、目標でここまで来たというのも結果なん
です。でも、契約書の中にそういう不明瞭な
疑義を感じるものがあったものですから、総
務部長としては問題がなかったという見解が
あったものですから、じゃあ、減価償却費が
非常に、740万円ぐらいですかね。そんなに
かかるだったら、これ、科目が間違ってるん
じゃないかと思ったものですから、当然余分
なものを削って、さっき言った小中学生や高
校生、大学生の、もうサービスするほうは必
要なんです。でも、その内容にちょっと踏
み込んで、その減価償却費というのはあった
んですが、その減価償却費についての見解と
いうのは、そのときはどうだったのだ、こう
いうふうに思ったものですから、その点につ
いて伺いたいと思いますけど、いかがでしょ
うか。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 平成28年7月からの運
行に対しての減価償却費という内訳にあった
ものでございますが、基本的には減価償却費
という項目で内訳として書かれておりました
が、我々としてはですね、運行委託、委託料
の中のあくまで内訳で、運行にかかる経費の
一部というふうに考えております。

実際には償却費という名前にはなっており
ますが、予備の車両を当然用意しておかな
ければいけませんので、その予備車両費とい
う意味での内容でございますので、ちょっと名
称的に誤解を招きやすいこともありましたの
で、今回の契約、新年度からの契約につい
ては予備車両費という形ですね、内訳には、
そうさせていただいております。

ただ、それは、あくまで内訳でありまして、
我々が豊鉄バスさんと契約しているのは、あ
くまで運行委託でございますので、その全体
の委託契約ということでやっているものでご
ざいます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 その運行経費の中に減価償
却費、含まれるの分かるんですけど、減価償
却費が市のほうに請求されるということ、こ
れ税務署に出すときに減価償却があるという、
償却費のことについて、監査委員のほうでも
説明があったんですが、どうもその点につ
いて、通常、減価償却というのは、新車で買っ
て5年から8年で、定率だったら割っていく
という、あったんですけど、そのお金、新城
市に請求されて、それを払ってしまってます
けど、こういう実施する前の段階で、もうし
っかり見られたかなと思ったんですよ。

その減価償却が請求書の中に入っていると
いうのは、どうも納得できないんですけど、
今、運行委託費と言いましたけど、運行委託
費は運行委託費で、減価償却費、これ税金に
関わってくるものですから、契約の中の金額
も消費税入れてぴったりなという金額になっ
ていましたけど、実際、保険とか、その項目
が別々になっているはずなんです。

車検のときの重量でもそうです。ですから、
実績を出されることをよくなったと言ってます
けど、そういうところについてもう少し、
監査役のほうの説明も納得できなかったん
ですが、納得できない状態で減価償却費が運行
費だなんていう、実際、何年もずっとやって
ましたけど、減価償却というのは、税務署に
利益の中から償却資産として引いてもらうも
のです。市が払っていたということ自体は、
これ契約をもう少ししっかり、新年度からは
そうと言ってますけど、この時点では、よく
見られてなかったのではないかと思います、
その点いかがでしょうか。

○村田康助委員長 建部総務部長。

○**建部圭一総務部長** 市としましては、償却費を払っているという認識ではございません。あくまで運行委託料をお支払いしたということでございます。

○**村田康助委員長** 山田辰也委員。

○**山田辰也委員** 堂々巡りになるものですから、これ以上進めても仕方ないんですけど、鳳来庁舎造るに当たっても実施計画。

○**村田康助委員長** 山田委員に申し上げます。質疑が鳳来庁舎のほうへ入ってますので、議事整理権により、議事の進行に協力をお願いします。

○**山田辰也委員** というふうにということです。鳳来庁舎のことを聞いてません。

ですから、そうやって物事は段階を進んでいくものですから、新年度はね、なくなった。でも、この決算に当たって、今のところとか、実はですねとか、実際は違いますとか、そういうことのないようにしていただきたいんですよ。

ここは減価償却費だったんですが、実際は運行費だったんですよなんて、こんな説明ではね、どうも納得できないということを言ってるんです。あとは水かけ論みたいになってしまうものですから、これで終わりたいと思いますけど、私としてはね、このバス、早く止めてほしいというほうの考えでおるものですから、先日、丸山委員もおっしゃられてましたけど、乗ってる人も浜松ナンバーの方がいたりして、新城の方は本当、多くないんじゃないかなという話もあって、赤いバスより緑のバスがいいという意見もあるものですから、もうこのままね、行くんでしたら、そういう今の赤いバスの評価というのは、この実証実験の中で声は、市民の中からありますでしょうか、伺います。

○**村田康助委員長** バスの評価につきましては決算とは違いますので、質疑を整理してください。次に。

○**山田辰也委員** 2の3の1戸籍住民基本台

帳個人番号カード交付事業について伺います。P120。

個人番号カードの交付率と普及活動の評価、いかがでしょうか、伺います。

○**村田康助委員長** 中島市民課長。

○**中島紳之市民課長** 当市の個人番号カードの交付率につきましては、令和2年3月31日時点で12.7%、7月31日現在で16.2%となっております。

普及活動としては、個人番号カード所有者がコンビニエンスストアで住民票の写し、戸籍証明書、印鑑登録証明書などを取得できる、いわゆるコンビニ交付を平成30年7月から行っており、利便性の向上に努めております。

また、確定申告会場での出張申請補助を行い、申請率の向上に努めました。しかしながら、まだまだ交付率が高いと言える状況ではないため、出張申請補助の拡大を計画しているところです。

今後も市民の申請件数が増加するよう利便性の向上や多目的利用を検討し、交付率の向上につながるよう努めてまいります。

以上です。

○**村田康助委員長** 山田辰也委員。

○**山田辰也委員** 私もつくって持ってます。面倒くさいということで今、いろんなところで宣伝しながら、市役所に相談コーナーがあったりして、これはなかなか親切だなと。親切じゃないなんていう職員の評価もありますけど、見る限りでは、とても優しくて、これ、いいと私も思いました。

今、マイナンバーカード、ポイントがついたりするものですから、多目的利用について、どんなようなことを今後、この評価の中から見たと、その辺を伺います、多目的利用についてです。

○**村田康助委員長** 中島市民課長。

○**中島紳之市民課長** 多目的利用についての御質問ですけれども、国の政策としてマイナポータル、マイナポイントが行われており、

さらに健康保険証の利用ができるようになるというふうに聞いております。

市の施策としては、先ほど申しあげましたコンビニ交付を行っているところですが、市民の利便性向上のため庁内で検討を進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 皆さん、マイナポイントすぐ登録していただきたいと思います。

保険証と兼ねるなんていうのは本当、非常にいいと思うんです。今の保険証というのはすごく薄くて、なくしちゃいそうで、この個人番号カードはしっかりしていますし、顔が写ってますので、保険証を借りてくるなんて、そういう違法な使い方とか、そういうのもなくなると思います。

大体、ちょっと聞いたんですけれども、顔認証とかそういうものの受付とか全部やられているか、そのことで再度確認したいものですから伺います。

○村田康助委員長 中島市民課長。

○中島紳之市民課長 個人番号カードの交付につきましては、パスポートを用いまして、個人番号カードに記載されている顔写真と受け取りにお見えになりました市民の方の照合を行っております。

以上です。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 お年寄りで来れない方が多いものですから、受付のところは、まだ車の運転できる方が見えてました。公民館とかそういう老人会とかいろんな、そういうところにも普及していただけるように計画はされたかと思いますが、そういう話合ひは、庁内の中でも出たと思いますが、いかがでしょうか。

○村田康助委員長 中島市民課長。

○中島紳之市民課長 今年度ですけれども、ただいま9月の補正予算ということで要求させていただきますけれども、公民館等で出張

申請補助交付を行いたいというふうに計画をさせていただきます。

以上です。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 評価がこれで上がってくるように頑張っていたきたいと思います。

まだ16.2%だと大分低いものですから、この評価を基にして、もっと伸びていったきたいと。最終的にはどの辺まで行くかなんていうのは、まだ想像がつかないんですが、他市と比べて、うちは、この普及率というのは少ないですかね、多いですかね、その辺を伺います。

○村田康助委員長 中島市民課長。

○中島紳之市民課長 他市との比較というお話でしたけれども、東三河といたしましては、蒲郡市に次いで2位ということになっております。ただ、全国平均、愛知県平均から見ますと下回っておるという状況ですので、普及に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○村田康助委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

~~~~~

この際、再開を10時20分とします。  
休憩します。

休 憩 午前10時07分

再 開 午前10時20分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

9番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、2の1の1一般管理費、地籍調査事業、80ページです。

事業実施における課題と問題点と今後にかさすべき改善点についてお伺ひします。

○村田康助委員長 加藤作手地域課長。

○加藤勝彦作手地域課長 地籍調査事業につ

いて御質疑をいただきましたので、御説明をさせていただきます。

事業実施における課題・問題点につきましては、土地の境界点の確認作業を行う上で、土地所有者及び隣接土地所有者の確定や現地立会及び承認などの手続に非常に多くの時間と労力が必要となるところです。

また、今回の調査は、作手地区の一部の地域で実施しておりますが、所有者不明の土地が幾つもあり、土地所有者の高齢化も進んだことなどの要因により、立会や境界情報などの探索に支障を来すことがありました。

今後、土地所有者の高齢化が一層進むことにより、調査がさらに難しくなることが懸念されます。

次に、今後に生かすべき改善点としましては、事業が円滑に進むよう専門的な知識などを備えた体制づくりを図り、所有者不明土地などの課題については、国において、土地所有に関する基本制度の見直しがされておりますので、そうした情報をしっかりと把握しながら、連携して取り組んでいくことが必要であると考えております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 境界の確認作業に苦労されて、時間と労力を要したということなんですけど、実際、今回は作手地区の土地ということで、所有者のほとんどとっていいかもしれませんが、作手地区の方だったのかななんて想像はしているんですけど、中には相続だとかいろんな関係、権利の関係で、遠方ですよ。それは全国に散らばっている可能性もありますけど、今回のケースで、そういった遠方の所有者、そういう方も実際に来てくれて、立会確認がうまくできたのか、その辺はいかがでしたか。

○村田康助委員長 加藤作手地域課長。

○加藤勝彦作手地域課長 実際には作手地区の案件ということなんですけど、やはり土地の

ほうもですね、地区を離れた方だとかも見えますので、実際ほかの市町村にも照会もかけてですね、所有者を探したんですけども、なかなか見つからないというようなケースもありましたので、立会いもできないというようなケースもございました。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 立会作業が確認できなかった、それから先ほどの説明だと、所有者も不明の土地があった。そういった状況にはどういった対応をされたか、お伺いします。

○村田康助委員長 加藤作手地域課長。

○加藤勝彦作手地域課長 今後ですね、所有者不明の土地については、先ほども御説明させていただきましたが、国のほうでも、そういうことについて進んでおりますので、法務局等と調整しながらですね、所有者不明等の場合であっても、調査が進められるような調整をですね、法務局と取っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 今後ではなくて、今回の作業の中で所有者不明の土地、あるいは、立会いができない土地の確定にはどうやられたのかということを確認しています。

○村田康助委員長 加藤作手地域課長。

○加藤勝彦作手地域課長 所有者不明のところはですね、今のところ、まだ不明というふうになっておりますので、不明であっても、その部分を法務局とも相談してですね、不明であっても、それが調査を進行できるような手続等もありますので、その点を法務局と詰めていきたいというところがございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そういった形で作業をして、登記上は認められるということで理解しておきます。

今後ということで、そういったことも含め

て、一般質問でもしたことがあるんですけど、国のほうの制度で、そういう所有者不明の土地の取扱い等の制度のほうを見直していただけるということで、今回は、たまたま課税上の問題で、そういった地籍混乱地域ということで、この作手地域がその地籍調査の対象になったんですけども、今後、こういう経験を次に生かしていくという意味で、先ほど専門的な知識とかそういう経験を生かす蓄積としてですね、今年度で完了かと思えますけど、事の経緯と苦労とか、どういった問題点とか、どういった解決方法とか、こういったことをするためには、こういう制度を国や県のほうで手当してほしいとか、そういった引継書じゃないですけど、今度に生かす作業というのは当然含めた記録としては、どこまでちゃんとそういうことが保存されて、引き継がれるようなことをされているのか、お伺いします。

○村田康助委員長 加藤作手地域課長。

○加藤勝彦作手地域課長 今、委員のおっしゃっていただいたとおり、作手地区については今年度で終了ということになります。これからの地籍というところですね、関係機関というのかですね、担当課ともお話をさせていただいたところですね、今後については、本年度から建設部の用地開発課が主管となって取り組んでいただけるということでありますので、今回、作手の状況をしっかり伝えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それじゃあ、最後に確認します。

今回の作業によって境界が確定したんですけど、当然、代替わりして相続していくと、どんどんまたそれ。一回確定したところは、また立ち会うことのないように、このデータというのはデジタルで地図上に座標で落とせる、あるいは座標で、立ち会わなくても次の人が、そのデータを見れば、自分の土地がどこかと

いうことを正確に確認できるということですよ。よろしいですね。

○村田康助委員長 加藤作手地域課長。

○加藤勝彦作手地域課長 今、委員のおっしゃっていただいたとおりですね、デジタル化というふうな形で国のほうもですね、そういうような形で、なかなか理解が難しいというような形でですね、デジタルを使った方法も進んでおりますので、今回のところもデジタル化して、保存というふうになるかというふうに思っております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、次へ入ります。

2の1の3広報広聴費、ホームページリニューアル事業、84ページです。

アクセス数のほうは前年同月比増となっておりますけれども、目指した検索・見やすさについての検証と外部評価についてお伺いします。

○村田康助委員長 豊田秘書人事課参事。

○豊田比呂子秘書人事課参事 ホームページリニューアル事業についてお答えをいたします。

今回のリニューアルにより、メニューボタンから1回1回クリックして目的ページを検索するのではなく、Google検索のように閲覧者がキーワードを入力し検索する方法を主としましたので、検索性は向上したものと考えております。また、ページIDを広報誌に掲載し、広報誌と連携する方法を初めて導入したことにより、探しやすさがより向上しました。

また、スマートフォンへの対応もしましたので、接続機器の画面サイズに合わせて自動で表示文字などを最適化して表示させることが可能となりました。

外部評価につきましては、稼働して半年がたったことから、10月の市政モニターアンケートで検証をする予定をしております。また、このモニターアンケートでいただいた御意見

を速やかに反映させたいと考えております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、再質疑します。

検索機能というか、検索はしやすくなったということですが、実際、リニューアルしたのが1月28日ということで、2か月程度、決算期間でいうと2か月程度の運用だったということだと思えますけれども、見慣れた前のホームページから新たにしたことと、ちょっと取っつきにくさとか扱いについては、当初は戸惑いがあったと思えますけど、そのホームページのアクセス数が増えたというのは、その期間は当然、新しくなったのとアクセスしたと思えますけれども、実際に表示の方法で、ちょうどコロナがあったりということで、その表示もいろいろ変わったんですけれども、新着情報と募集情報というコーナーが新しくできて、例えば新着情報に、こういう新着情報がありますと、そこでクリックすると、その情報があるページに行くんですけど、そのページで、その情報がポンと出ればいいんですけど、その中のどれが新着情報か分からぬようなケースが私、多々あったような気がしたんですけど。

それから、更新情報でもそうですけれども、更新情報といってクリック、新しく行くと、どれが更新されたのかというのが分からない状況。ですから、どの新着情報が、そのページに幾つも情報がある中の、どれが新しいのか分からなかったりとかそういったケース、私自身が最初扱ったときに、そういうケースがあったんですよ。

市民の方からも、これだけお金かけて更新したのに何か使いにくいとか、分かりにくいと、それは慣れていないせいもあったかもしれないけど、もう少しそういった意味で、検索はアップしたかもしれないけど、必要な情報を欲しい人にすぐ届けるような仕組みという意味で、今言ったような仕組み。

それから、更新情報は、何月何日の何時に更新したのかということまで表示しておいてくれると、これが一番最新だな、これは何時だとか、そういうこともすぐ分かるようになるとは思いますけど、その辺がなくなってしまったような気がしたんですけど、その辺は、今は改善されているのでしょうか。

○村田康助委員長 豊田秘書人事課参事。

○豊田比呂子秘書人事課参事 先ほど言われた何時何分に検索したということまではシステム的には無理で、日にちまでは入ります。

あと、今回のリニューアルで、いわゆる箱は完成しましたけれども、まだ修正するところはあるかと思えますので、随時修正はしていきたいと思っております。

先の浅尾委員にもお答えしましたとおり、基準となるマニュアルを全庁に配布して、より見やすく、分かりやすくなるよう、職員へのルールの徹底を実施してまいりたいと思っております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 検索の日時ではなくて、更新した情報の更新日時です。ちょっと回答が違っていたので、そういった、この情報は何月何日の何時に更新したということとその情報の端っこに新しく書いてくれると、これが最新だなとか、古い情報を消さずに、古い情報のものを残しておいてくれると、どう変わったのかなとか、そういうことが分かりやすいかなと思ったので、そうお聞きをしました。

それから、情報の中には、必要な情報にたどり着くまでに数回クリックしないと、たどり着けない。特に、市の情報の中でも、そういった、ここ行って、ここ行って、ここ行って3回ぐらい、4回ぐらい。

それから、さらに外部の情報までアクセスところへ行くと、そこからまた3回4回と。そうすると必要な欲しい情報にたどり着くまでに私、6回ぐらいクリックして入っていつ

た記憶があるんですね。それが果たして使いやすい、検索しやすい、必要な情報をタイムリーに届けられるシステムかということで、もう少し最小限のクリック数で必要な情報に行く、よしんば最低1回、2回。1回じゃ難しいですから、2回程度でそこへたどり着くようなシステムに変えていただくと使いやすいかなというのが使ってみた感じなんですけど、その辺についてはいかがでしょう。

○村田康助委員長 豊田秘書人事課参事。

○豊田比呂子秘書人事課参事 できるだけですね、今、トップページに入ってくるという、パソコンから入るよりも、携帯から入って見る方のほうが多いものですから、できるだけGoogle検索で入ってきていただくような導入を今しているところです。

クリック数は、確かにちょっと多い感じがあるかと思うので、できるだけ情報はまとめるようにして、分かりやすくしていきたい。改修というか、だんだん徐々にできるようにしていきたいとは思っております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ぜひそういったユーザーの声を聞いて改善、バージョンアップしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それから、次へ行きます。

2の1の4財政管理費、ザイセイの話発行事業、主要施策成果報告書の14ページです。

冊子の各戸配布を廃止して、電子版の冊子をホームページに掲載しましたが、当初の発行の趣旨、目的は得られたか、確認します。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 それでは、ザイセイの話の発行事業についてお答えさせていただきます。

発行の目的であります市の財政状況や予算の内容などを市民の皆さんに分かりやすくお伝えすることができたかということですが、令和元年度より各戸配布を取りやめました、

市民の皆さんの一番身近にある広報ほのかにおいて、5月号、7月号、12月号の年3回、それぞれ、新年度予算の概要、3月末の財政状況、前年度決算状況等の概要を掲載しております。そして、広報ほのかを御覧いただきまして、興味をお持ちいただいた方や、さらに詳細をお知りになりたい方は、市ホームページ掲載のザイセイの話をはじめ、当初予算、補正予算・決算カードなどを御覧いただくようにと考えておりまして、広報ほのかの記事により、市の財政状況などの概要については、お伝えすることはできたかなというふうに認識しております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 紙の媒体のときも年度ごとにバージョンアップして少しずつ、最初の頃と比べると分かりやすく分かりやすく、身近なものになっていった記憶がございます。特に新城市、家計簿というか、御自身の家庭の家計簿に例えるようなやり方というのは、より身近に市の財政を感じられるという、そういうふうな形の取扱いもあったと思います。

今言われたように、ほのかとリンクさせて、より詳しい情報が電子版で確認できるというようなシステム、そういった意味では、こういうやり方が理にかなっているのかなと思いますけれども、市の財政に関心のある方と関心のない方も含めてなんですが、よく言われる市の借金の話ですね。市の借金の話で、それも借金の残高だけ強調すると何だとなるんですけど、それについても市債残高に対する地方交付税措置の見込額を途中から書いていただいて、実際に、例えば市の借金が430億円あっても、交付税措置で280億円ぐらいあって、そうすると150億円の本当の借金。それに対して貯金が、基金ということですが70億円あると。実際、返さないかんのは80億円だと。じゃあ、意外に少ないねと思ってくれば市の財政、大丈夫だと思うんですけど

ど、そういった意味での情報を分かりやすく、もう少し伝えると安心される。

国の借金と市の借金の違いというのも伝えていただくと分かりやすい。国の借金というのは、言い方はあれですけど、自分で借金して自分で返しているような借金なので、約1千兆円になったって倒産もしなきゃ、潰れもしない。だけど、市の借金は、ほかから借りてるから返さなきゃいけない借金だという、そういった違いを明確にしないと、国の借金が多いから大変だ大変だ、それから、市の借金が多い、大変だ大変だと、そういったことばかり言ってる人もいまして、いろんな市の事業に対しても、そんな箱物つくってとか反対される方も、ちょっと話が広がりましてけど、そういった意味で、市の財政状況と国の財政状況の違いとか、そういうことをもう少し分かりやすい、身近な例えを持ってやっていただくと分かりやすい、その市の財政状況が伝わると思うんですけど、今後そういった改善も含めて対応していただけるかどうか、確認します。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 貴重な御意見ありがとうございました。毎回、決算・予算のときに様々な委員の方から御意見等頂きまして、毎年、改良を加えて、より分かりやすく市民の皆さんにお伝えできるようにということでしておりますので、今後、平成30年に行いました市政モニターアンケートも、市民の皆様から御意見を頂いておりますので、その辺も加味しながら広報とリンクさせた電子版の、より分かりやすいものということでやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、次へ行きます。

2の1の5人事管理費、職員研修事業、86ページです。

職員研修においては、内部統制・リスク管

理・コンプライアンス等の研修は実施されたか、確認します。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 御質問の研修は実施されたかという内容についてお答えいたします。

令和元年度に実施いたしました研修においては、委員の言われる内部統制だとかリスク管理、コンプライアンス等の内容に特化した研修については行っておりません。

特に内部統制に係る研修につきましては、業務の適正を確保し、組織の円滑な運営を行う上で、職員一人一人が常に高い意識を持つことが要請される研修と認識しております。市民の信頼や透明性を保持するためにも今後、実施計画していきたいと考えております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 この研修については、ほかの委員の方の質疑で3段階というか、階層別研修と一般の研修、それから派遣型研修ということで、それぞれに対応した研修をやられていることは確認できましたけれども、今言った内部統制、リスク管理、コンプライアンス、なぜこれを挙げたかというのは当然、皆さん分かっていると思いますけど、決算年度ではないですけど、これに関連する事案が起きておる。著作権の問題であったり、リスク管理の問題であったりとか、そういったことが毎年度という言い過ぎかもしれませんが、そういった事案が起きている。

こういうことを繰り返さないためには、そのリスク管理として、過去にどういった事案があって、これを防ぐためにはどういったことをしたらいいかということをやったりやっけないと、繰り返されてしまうということで、事があるたびに、それに対する研修は全庁的に行うかもしれませんが、事がある前からじゃなくて事がある前に、そういったことを新城市の事例だけでなく、他市の事例

も調査した上で、よその自治体ではこんなことがあったから、これを防ぐためには事前に、こういった研修をしなければいけない、それが一番大事だと思いますけれども、そういう研修の仕組みとか、そういうことをやっぱり取り入れていかないと、成果としては表れてこないと思いますけど、研修はやったという事実じゃなくて、やったことによってどういう成果が生まれたかと。どういう効果があったということを考えてやっていただいた上で職員研修をしていくべきだと思いますけど、今言われたように、内部統制についてとか、また、これは後ほど総括で聞きますけれども、その辺について、やっぱり考え方をもう少ししっかりしていただきたいと思いますが、決算年度においては、それがなぜ行われなかったのかについて確認します。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 この令和元年度につきましては、まず、それ以前にメンタルヘルスだとか、パワーハラスメント等の研修のほうを重点的に行いたいというところの考え方がありまして、この令和元年度につきましては、当初予定がなかったというようなことが現状でございます。

ただ、このリスク管理という研修内容ですけれども、階層別の研修等においては、全職員ではないんですけれども、個々の職員が階層別等の研修の中で、研修のカリキュラムの中のこまとして研修を受けてきておりますので、そういった意味でここでは、市としての研修は行ってきておりません。

あと、ほかに市町村職員研修センターで行うリスクマネジメント研修も実際のところ実施しておりますので、今、全庁的にということところは、行わなかったところでございます。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。リスクについてもリスクの高い部署と、そう高くない部

署もあるかもしれませんが、いずれにしても全庁的な、そういったリスク管理的な発想と予防措置的な発想でもって、職員研修のほうをぜひお願いしたいと思います。

それでは、次へ行きます。

2の2の2の賦課徴収費、航空写真撮影事業、主要施策成果報告書の43ページです。

航空写真撮影事業により判明した土地課税の誤り109件と、家屋課税の誤り21件の内容についてお伺いします。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 航空写真撮影事業につきましては、東三河広域連合の5市で3年に一度、航空写真を撮影し、課税資料として活用しております。成果実績にあります課税誤りの修正件数につきましては、課税誤りの判明に活用したもの、課税資料として活用したもの、また、それ以外の修正件数も含まれた数値でございます。

土地課税誤り109件の主な内容といたしましては、そのうち76件が土砂災害補正になります。愛知県にて指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を特定し、個別的要因として減額の補正を行っておりますが、誤った補正が適用されていることが判明したため是正を行ったものでございます。ほかには、課税地目評価誤りが12件などになります。

また、家屋の課税誤り21件の主な内容につきましては、家屋滅失による評価見直しが9件、その他は軽減適用の見直しが2件などでございます。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、再質疑します。

平成28年度から3年ごとということだと思いますが、3年ごとに写真ですよ。今回は平成31年度の写真撮影により、それを評価確認したところ、109件と21件の誤りがあった。

その誤りの確認したのは、どの時点で、その確認した、年度のどの時点で確認して、そ

れ以降の対応と、じゃあ、それまでの誤りに対する対応というのは、どうされたんでしょうか。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 まず、航空写真の撮影でございますが、広域連合のほうで一応、全域の8市町村の航空写真撮影は、9年に1回行うことになっております。

今回行ったものにつきましては、一応固定資産税の評価に行うものということで、5市のほうで話が出まして、一応評価替えのほうに3年に1回ずつやっておりますので、それに合わせて都市計画区域、準都市計画区域のものを平成31年に写真を、撮影をしております。

それと、今回の課税誤りににつきましては、県のほうの指定がございまして、その指定に合わせて筆ごと、該当する区域を確認いたしまして、指定された区域内の筆ごとに固定資産税の減額の適用の補正というものをしておりますが、委託業者による対象となる筆の抽出に当たりまして、一部誤った補正の適用がされていたものが判明したため、是正したものということになります。

ですので、新しい写真のほうが出来まして、それで職員のほうで確認をしているところ、航空写真と地番図とを重ねて、その課税資料として活用しているデータによる確認をしているときに判明したというものでございます。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 誤りの訂正の仕方は分かりましたけれども、そういった形で評価の誤りがあったと。そうすると減額されたり、中には増額された人もあったかもしれないけど、そうすると、その判明した以前の分に遡って、どこまでフォローされたのか。

当然、判明した時点からは正しい評価で、正しい課税になるとは思いますけれども、要するに今回は、判明する前の時点での対応は、

制度上どこまで遡れるのか、ちょっと確認はあれですけど、それについてお願いします。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 土砂災害の警戒区域の県の指定につきましては、一応年度のほうがありまして、警戒区域のほうの土砂災害につきましては、平成28年度から開始されておりました、平成28年度が3,380件、平成29年度5,135件、平成30年度が3,924件ということで、平成31年度が一気に、ちょっと件数のほうが上がってまして、1万3,082件ということになっております。

一応その時点までのデータについては確認を、今回のことがありましたので、しております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 じゃあ、その年度まで遡って是正されたということで理解しておきます。最後にお聞きします。

こういった写真データは、当然税金を使われてやられている事業ということで、広域でやられているわけなんですけれども、一般的にGoogleの地図の写真データとか、Yahooの写真データなんか、かなり古いんですね。こういったデータが多分、恐らく一番新しいデータかなと思います。

こういったものは、やっぱり税を使ってやった事業で、データとして、必要以外のはいいんですけど、やっぱり写真データとしてホームページ上で確認できるものなのか。できないんだったら、ぜひこういった写真データ航空データ、というのを市のホームページにアップしていただくと、非常に興味と、いろんなことに使えるのかなと私は思いますけど、そういった基準とか構想はないんでしょうか。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 委員の言われることはオープンデータみたいな形で、各自自治体のほ

うでホームページ等にも掲載して、幅広く利用できるようになっていたものを言われているかと思います。こういった広くデータを公開するオープンデータにつきましては、三遠南信地域でもオープンデータライブラリーが開設されて、行政や公的機関が保有する情報を社会で効果的に利用できるように取り組んでおりますが、税務課におきます、こういったデータにつきましては一応、基本が課税用のものということでやっておりますので、なかなか広く市民の方が、それが正しいものとして捉えるというところが、ちょっと難しいものもあるものですから、これから権利関係とか、あと混乱に招いたりだとか、地権者間の争い事のきっかけとか、そういうことにならないように一応、現時点では内部利用ということで収めております。

今後、幅広く活用していくかどうかにつきましては、庁内でさらに検討が必要かと思っております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後にしますけれども、そういったいろんな情報が入ったデータでなくていいんです。単純に航空写真データを公開していただけると、市内の様子が分かると思うんですけど、それは、今言われたような税情報とかそういったものとか、そういった必要なデータは一切要りませんので、そういった情報を市民のためにとか公開すると、市の現状、一番直近の現状が分かりやすいのかなと思ってお聞きしましたが、そこまで余分な情報は必要ないというか、公開しちゃいかん情報まで公開しろと言ってるわけではございませんので、その辺、誤解のないように。

○村田康助委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 今、オルソデータ、もともと持っていた著作権といいましょうか、撮影、都市計画のほうで進めてきたわけでございますけれども、これは、もともと広域で処理しているものでありまして、所有権自体

がまだ広域にあるものであります。それを使って新城市は、新城市として利用許可を取ってやっているという状況でございますので、それらのところは広域との調整が必要になってこようかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後にしようと思った。広域といっても、それぞれの市町村が出資して、そういった事業をやっているわけですから、著作権は広域にあっても、もともとはそれぞれの自治体が権利があつて当たり前のものだと思うんですけど、もう少しそういうところ融通利かせていただければと思うんですけど、答えとしてはそういう答弁になるかと思ひますけど、今後の課題として、身近な写真、資料で、いろんなことを考えたり計画する上で、この写真というのは役に立つと思うし、いろんな分野で市民も関心持っている方も見えると思ひますので、今後の課題としていただければと思ひます。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、3款3項1目児童福祉総務費、児童福祉一般事務経費、152ページであります。

こちらの経費ですが、当初予算額1万8千円に対し、決算額が200万3,493円と大幅に増額されておりますが、その要因と見解を伺います。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 要因につきましては、国庫負担金で平成30年度子どものため

の教育・保育給付交付金、県負担金の平成30年度施設型教育・保育給付費等県費負担金、国庫補助金としまして、子ども・子育て支援交付金及び国庫補助金の平成30年度母子保健衛生費の交付が確定いたしましたので、そちらの確定したことによる返還金が生じたものでございます。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 ありがとうございます。

これ令和元年12月の補正の第7号で説明をしていただいたという記憶でちょっと見ていたんですが、すみません、児童福祉一般事務経費が、このときの予算計上が176万7千円だったものですから、この199万6,993円との差があったので、もしかしたら私が、この補正予算の一覧の中の、どこかほかの項目と合わせて199万円になるのかなと思ったんですが、この補正第7号のときの176万7千円と今回の決算額199万6,993円のこの差額を、分かれば教えていただきたいんですが。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 こちらにつきましては、補正予算とはまた別に23万円の流用をしておりますので、特定教育・保育交付金の確定返還金について不足が生じたため、補正のほかに流用のほうでやっておりますので、ちょっと金額のほうで、そこで20万円ほどの差異が出ておるところでございます。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 ありがとうございます。内容は分かりました。この23万円の流用の部分は、どこの資料を見れば分かりますか。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 148ページのところ流用の表記が、23万円の流用額のほうの記載がしてございますので、よろしく願いいたします。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

3の1の1社会福祉総務費になります。地域福祉計画推進事業で2点ございます。

1点目が、決算額142万3,784円とありますが、主な内容と成果、今後の課題、伺います。

2点目、地域福祉計画推進事業について、非常勤特別職報酬26万5千円の内訳を伺います。

○村田康助委員長 柴崎福祉課参事。

○柴崎俊成福祉課参事 1点目の内容と成果、課題についてでございますが、主な内容につきましては、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係る業者への委託料及び計画策定委員への報酬です。

成果としましては、地域福祉の推進を趣旨とする市の地域福祉計画と、地域福祉の推進を実働的に担う社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体として計画を策定することができました。このため、地域福祉の推進において、理念と課題を共有し、連動する取組にも柔軟に連携しながら対応できると考えております。

今後の課題につきましては、計画を着実に推進するため、市と市社会福祉協議会において具体的な進行管理の体制を整備し、進捗管理を行っていくことです。

2点目の報酬の内訳につきましては、計画策定委員会の会議は5回開催し、報酬は辞退された方以外の12名の方へ特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例により、2時間以内の会議でありましたので、委員1人日額5千円の出席していただいた回数分の報酬をお支払いさせていただきました。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

地域の福祉計画の推進事業という形で、こうした会議があるということではありますが、この福祉地域計画の推進で、この委託料をし

ているということなのですが、この委託料というのは、もう少しどういったものなのかお聞きしたいのと、この事業のメンバー17名が委託されて、この計画をつくったというようなことなのか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 柴崎福祉課参事。

○柴崎俊成福祉課参事 委託内容につきましては、策定委員会を5回開催しておりまして、そちらへの出席をいただいて、計画の策定に関わっていただいたということがございます。あと、前回計画の評価におきまして、その点の進捗状況の、こういった進捗状況の管理を行ってきたかということの調査の点ですとか、今回の計画のための策定する上での内容においてのことについて、計画を立てる上で情報を提供していただいたりということで、策定に関わっていただいたところであります。

メンバーについてですが、すみません、もう一度。

○村田康助委員長 滝川健康福祉部長。

○滝川昭彦健康福祉部長 すみません。途中でありますけれども、引き続き答弁させていただきたいと思います。

この計画づくりに当たりましては、いろいろなこれまでの福祉計画の実施状況等の検証とか、あるいは現状の実態等のデータ等の集約、そして基礎資料づくりのほうで業者委託をいたしまして、業者のほうでまとめてきた資料に基づきまして、先ほどの委員は、あくまでも委員報酬をお支払いいたしまして、業者が出してきた資料等に基づきまして、計画の策定について、いろんな御意見を頂いて、そうしたことによって計画づくりを進めたということでもあります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解いたしました。

その中で地域の現状だとか、基本的な資料と現状実態を委託して、資料をつくったということで、委託料とも理解をいたしました。非常に大事なことであるなというふうに思い

ます。

課題として1点ちょっと聞きたいんですが、この一方で円卓会議という会議があって、そこでも恐らく、福祉のこと、地域の計画のことを考えていただいておりますが、そことかなりリンクするような計画づくりになっているんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺、この決算の中で重複するところは一本化するなり、経費削減も含めてですが、そういった連携、また、削減できるところは削減していく、そういうふうな課題等はあるのでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 滝川健康福祉部長。

○滝川昭彦健康福祉部長 今回、決算で議題となっております地域福祉計画策定につきましては、この法に基づきまして、この地域の地域福祉を、いろんな事業をどのようにして組み立ててですね、地域福祉をやっていくかという、そういう事業計画的な計画づくりであります。

一方の福祉円卓会議のほうにつきましては、福祉職の皆さんがこの地域でやりがいを持ってですね、いろんな福祉のほうへ携わっていただく、そうした人がどういうふうに、この地域で活躍していけるかということをおもなで、その現場の人たちで話し合っているということで、もともとの根本的に、この事業をどうやって進めようかということで福祉円卓会議を考えているのではなくて、福祉職の皆さんが、しっかりとやりがいを持ってやっていけるような、そんないい町にしていきたいというような思いでやっているのが福祉円卓会議でありますので、もともとの発想が違うということでもあります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。事業のほうは、こっちの計画推進事業のほうで、人である現場の介護職員の方々のやりがいというのは、福祉円卓会議のほうで考えてもらうというような大枠な整理だというふうに理解をい

たしましたので、次の質疑に入りたいと思います。

福祉円卓会議の運営事業に入りますが、1点目、決算額150万6,965円とありますが、主な内容と成果、今後の課題を伺います。

2点目、福祉円卓会議運営事業について、非常勤特別職報酬30万2,500円の内訳を伺います。

○村田康助委員長 柴崎福祉課参事。

○柴崎俊成福祉課参事 1点目の内容と成果、課題につきまして、主な内容につきましては、福祉従事者アンケート調査業務委託料及び会議委員への報酬です。

成果としましては、市内で従事する福祉職の方に対して働き方や処遇などの労働実態と課題の把握、今後の施策を検討することを目的に、福祉サービス従事者アンケートを実施したことにより、人間関係等の職場環境、社会的評価や人材育成等の支援環境、収入や労働条件等の処遇などの視点において、課題と施策の必要性が見えてきたことです。

今後の課題につきましては、福祉円卓会議からの答申内容を反映できる仕組みづくりを実施していくことです。

2点目の報酬の内訳につきまして、福祉円卓会議は5回開催し、報酬は辞退された方以外の12名の方へ、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例により、2時間を超えた会議の場合は、委員1人日額7,500円、2時間以内の会議の場合は、日額5千円の出席いただいた回数分の報酬をお支払いさせていただきました。

以上でございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

今、先ほどの福祉計画との会議と違うよということで、今の円卓会議の内容等も聞かせていただきました。

結構、私としては、やはり会議が多いのと、いろんな新しい会議が多い。福祉に関しても、

こういった事業を進める会議、また、円卓会議のように働く人の会合、労働条件、また、環境をよくしようとする会議だということで、報酬の人件費は20%を超える報酬で話し合っているということで、話し合うということは非常にいいことなんだろうというふうに思うんですが、ただ、たくさんそういったことがあって改善できればいいんですが、そういった効果、費用対効果等、チェックをする必要があるのではないかなと思うんですが、ここで話し合った決算の令和元年度の答申等を読ませていただきましたけど、基本的には、やっぱり介護職の現場の労働環境が非常に劣悪だというふうなことで、大きな問題があるんだなというふうに見て取れましたが、やはりこうした課題をどのように改善していくのかというところは必要だと思いますが、ただ、そこら辺は介護報酬や賃金をやっぱりアップしていくということが大きな問題だと思いますが、今回のこの円卓会議で、やはり賃金を上げるとかそういった条件に踏み込んで、今後の課題として考えているのかどうか、そこら辺の根本的な労働環境の問題だと思いますので、そこら辺の取組、市が独自に上乘せの賃金を上げるとか、そういうところがあれば僕いいと思いますが、そういったとこまで踏み込んだ話合いが進んでいるのかどうか、伺います。

○村田康助委員長 柴崎福祉課参事。

○柴崎俊成福祉課参事 今お話しいただきました介護報酬ですとか、障害福祉サービスなどの報酬については、国の基準で定められておりますので、国の基準の改定がない限り、福祉事業所が簡単に賃金引上げを行うことは困難であります。

そうした以外のといいますか、職場の環境ですとか、改善に必要だとアンケート調査からもですね、職場の環境ですとか、職員の方の働きやすさに配慮した職場の雰囲気改善ですとか、職員の方が結構一人で受け持っ

みえる業務量が増加しておりまして、精神的・肉体的にも疲労している実態がございますので、市として行える福祉事業所に対して、施策として行えるところにおいての部分を中心に今後、改善に向けて行っていくことが必要だと思いますので、そちらに力を今後の条例策定などにおいて、答申内容の反映においても、そちらに重点的に行っていきたいと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

ここは、これで終わりにしますが、やっぱり基本的な労働環境で、あと賃金を上げる。国の本当に報酬が少な過ぎるものですから、現場のスタッフが疲弊していくというふうに私は、根本的な問題はそこだと思いますので、そこがもっとやっぱり国がフォローしていく必要が、責任ありますし、また、事業者の方の運営も本当に厳しいといえますので、やっぱり介護報酬を上げるのが新城ではなくて、国や県がしっかりそこをやってもらいたいというふうに、根本的な問題として訴えていく必要があると申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

3の3の1子育て世代包括支援センター運営事業になります。

3点ございますが、1点目、事業の主な内容と成果と課題を伺います。

2点目、前年比で相談件数が増えておりますが、主な相談内容を伺います。併せて、解決した事例、未解決の事例を伺う。

3、子ども食堂は目標3団体に対して、実施は1団体にとどまっています。主な原因と課題を伺います。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 3点の御質疑を頂きましたので、順次お答えさせていただきます。

1点目でございますが、事業の主な内容と成果と課題ですが、事業の内容につきまして

は、平成30年度に、こども未来課内に子育て世代包括支援センター機能を設置して、妊娠期から子育て期と、おおむね40歳までの若者を対象に、妊娠期から切れ目のない子育て支援を行っているところでございます。専任職員を配置し、窓口相談や家庭訪問など、子育て支援を実施しております。

成果につきましては、相談支援の充実や産後ケア事業などのサービスを整えることで、リスクが疑われる段階で早期対応ができるようになってきました。

課題につきましては、家事育児支援事業など新規事業の周知と利用の促進でございます。

2点目でございますが、前年比の相談件数が増え、主な相談内容、併せて解決した事例、未解決事例でございますが、主な相談内容については、家庭内の人間関係について80件ほど、育児23件などです。相談には同じ方が何度も訪れることもあります。

解決した事例といたしましては、一時保育や入園の相談に、場合によっては保護者に同行して施設見学をするなどして、不安の解消を図りました。

未解決の事例につきましては、人間関係などといった悩みや相談は解決には至らないことがありましたが、そのときの悩み事を傾聴し助言に努めることで、保護者は子育てに前向きになられております。

3点目、子ども食堂の目標3団体に対して、実施は1団体にとどまっているということで、原因と課題でございますが、子ども食堂・地域食堂につきましては、食事の提供を通して、子どもの孤食を防止し、子どもが安心して過ごせる居場所を確保するため、開設する団体に対し、新城市子ども食堂・地域食堂推進事業費補助金を交付しておりますが、相談を受けていた団体はありましたけれども、自主財源で活動を行うこととなったり、活動するまでには至らなかつたりしたため、1団体にとどまった結果となっております。補助金交付

の周知が不足していたことを反省し、今年度より、市及び子育て情報誌咲くらのホームページ、広報等で周知のほうを行っているところでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

1点目からちょっとお聞きしたいんですが、この子育て包括支援センター、非常にいい取組なのではないかなというふうに思っております。こうした悩み相談だとか小さなところから一緒に悩んで、また、解決に持っていくということで、すばらしい取組だと思います。

特に、さっきお話にもあったように、課題としては、家事の促進ということで、子育て、出産、育児のその直後のところというのは本当に、妊婦さんとかが、お母さん方、家事の、育児に大変ということで、家事のサポート、そういったところが本当に大事だと思うんですが、やっぱり家事の促進というのは、そういったサポート、名古屋とかではやられて、すごく評価が高いというふうに聞いているんですが、そういった方面の、広げていきたいという、そういう課題のことを言っているのかどうか、伺います。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 相談支援の充実のほかにも、産後ケア事業と発言をさせてもらったんですけども、産後ケア事業につきましては、お母さんの体と心の休養や、赤ちゃんの沐浴や育児相談、当然のことながら、その調理等のサービスについては家事・育児支援事業という事業もございまして、そちらのほうで新規に立ち上がり、そういうところで育児のほか家事等でも、困ったことに対して相談に寄り添っていくような事業を用意してございます。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。本当にいい取組だと思いますので、ぜひまた充

実等していただいて、お母さんの子育てしやすいように、市が取り組んでいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

2点目は、いろいろな相談があるということで、非常に深刻な問題からお話を聞くという問題まであるんだろうというふうに思いますが、やはり相談件数が多いということは、それだけ子育てしている方は家に籠もりやすく、世界観も家と子供と自分だけという形の世界で煮詰まってしまうというところがあると思いますので、こういった相談に気軽に声をかけていただくというようなところで、非常にこの事業、いいかと思ひます。

そこで、今回の決算の中で気になっているんですが、こういったもしも専門性の先生とかのつなぎとか、深刻な状況だとか、そういうのを察知した場合、市のほうをここ窓口にしてですね、より専門性の高い心理士さんとか先生とかに、つないでいくというような役割とかも一つ考えられて、対応として一つのアプローチとして入っているのかどうか、そこら辺の内容等はどうか、伺ひます。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 子育て世代包括支援センターのほうには1名の専門員が入っております。そちらのほうで順次対応のほうをしておりますが、当然のことながら、そちらのほうで相談の内容等が深刻な課題になっていった場合には、子育ての専門の先生のところを紹介することもできるかと思ひしております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。ぜひそういうふうな連携をしっかりと充実していただきたいと思ひしております。

3点目の子ども食堂の件なんですが、1団体にとどまっているという状況は、理解をいたしました。

この決算時期の状況の中で市が把握している、新城市の中の子供の貧困の状況とか、やっぱり今後、増えていくのか、減っているのか、そういった状況の判断、分析等はどのようにしているのか、伺います。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 実際のところ、先ほどからもございますけれども、子育て包括支援センター及び市内にはいろんな児童館とか、子育て支援センター等がございまして、こちらのほうに遊びに来る親との会話の中で、金銭的なことの相談等もあるかと思えます。そういうところで状況のほうは把握していけるかと思えますけれども、先ほどもありましたけれども、やはり貧困対策ということで、子ども食堂、地域食堂については、ちょっと周知のほうをこれからもしていくことも大事でございまして、また、活動を今現在やられておる活動団体さんのほうとも話をする機会がございまして、ほかでもやっていただける団体等があれば、当然そのノウハウについても参考なり、話をさせていただけるというようなことも言っているんで、そういうところの横のつながりも大切にしていって、今後とも増やしていければいいかと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。こちらのほうも大変いい事業だと思いますので、そういった形のPRを、今回は不足しているということだったので、次の課題としてPRをちょっと強く、充実して広げて、目標を増やしていただきたいと思います。

あと1点だけ、ちょっとお聞きするんですけど、こうした子ども食堂というのは、いい取組なので、このままやっていただければと思うんですが、ただ、状況では、この子ども食堂という名前ですと結構、入りづらいというような声もあつたりするんです。

ですから、先進事例でいうと地域食堂ということで、お年寄りから子供まで、安価で御飯が食べれるよというようなところにしたら、結構成功したとかそういったことも聞いたことがあるものですから、子供というふうに限定しなくても、そういった将来的に地域というような子供も含め、包括的なことも含めて食堂があるというようなことも考えられているのか。また、別に子ども食堂で問題ないよというふうに分析しているのか。今回の令和元年度の決算の中でそういった話合い、されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 子ども食堂という名前でございますが、実際のところ、子供だけで来ることもありますけれども、当然のことながら、親とかおじいちゃん、おばあちゃんと一緒に来ていただいて、活用していただいていることもあります。

そういうところのロコミで広がってほしいと思いますけれども、一応、児童福祉施策をやっておるこの担当課といたしましては、子ども食堂、地域食堂という名前といたしまして、子供のほうに特化しておりますが、昨年度平成31年度については、そういうところで話をまずは進めていくというところでやらせていただいております。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、歳入の3の3の1児童福祉総務費、子ども食堂・地域食堂運営費助成事業、主要施策成果書の59ページです。

施設開設助成実績が1件となっているが、助成制度の周知方法と施設の意義・制約等の課題についてお伺いします。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 先ほどの話とち

よっと重複するともございますので失礼いたします。

子ども食堂・地域食堂につきましては、食事の提供を通して、子供の孤食を防止し、子供が安心して過ごせる居場所を確保するため、市内で子ども食堂・地域食堂を開設する団体に対して補助金のほうを交付しております。

昨年度につきましては、相談を受けていた団体はありましたが、自主財源等で活動を行うこととなったり、また、活動に至らなかったというところもございました。1団体にとどまった結果となっております。

周知が不足していたことを反省しまして、今年度、市のホームページ、また、子育て情報誌咲くらのホームページや広報等で、周知のほうを行っているところでございます。

あと、制約についてでございますが、一応、年に5回以上の実施や、開設から1年以上継続して実施をする予定があること、年度途中の開設の場合は、開設月から年度末までの月数の2分の1以上実施すること等の条件がございます。今後、その申請状況等の動向を見ながら随時方法等、検討のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと先ほどの浅尾委員とは違う形で再質疑しますけど、まず、相談件数はあったけど、1件だった。実際、相談は何件あって、そのうち、実際に自主財源等で運営している方があるのか、相談はしたけど、全く事業をやらなかったのか、その辺の内訳が分かりましたらお願いします。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 実際に実施しておる団体さんが1団体さん、ほかにお見えになるというんですか、そちらのほうは子ども食堂というところではなくて、地域的にやられておる団体さんがございまして、そちらのほうの団体さん等と話をする機会ございませ

て、そちらのほうは自主財源等で引き続き自分たちでやっていくというところにとどまっております。

もう一団体、相談がございまして、そちらのほうは子ども食堂の形ではないんですが、地域に子供たちが寄ってきて、居場所をつかっておる団体さんがあって、そちらのほうを子ども食堂でやると、どういうことができるかという相談のほうを受けたんですけども、実際のところ最終的には、そちらの団体さんは取りあえず、今回の場合はやらないというか、子ども食堂としてはやらずに、引き続き学習支援等の子供たちの居場所づくりのところで止まっておりますので、また随時そういうところの情報をいろいろ集めまして、話ができる機会を持ったら、そちらのほうに説明のほうも出向いていきたいと思っております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると3団体が相談に来て、1件がこの助成制度使ってやられた。1件は、自主財源で、地域食堂的な事業をやられた。1件は、食堂という形ではない地域の子供の居場所という形で、自主的な活動をされているということと理解しましたけれども、これは、子ども食堂と地域食堂というのは名前の問題で対応はどこが違うのか、別に地域食堂でも子供がいていいと思いますが、あえて子ども食堂、地域食堂と分けられているんですけど、今回助成になった1件というのは、子ども食堂なんでしょうか、地域食堂なんでしょうか、お伺いします。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 現在活動していただいている団体さんについては、一応子ども食堂ということで事業のほうを立ち上げていただいておりますが、特に子供だけを特化しておらず、当然のこと、先ほどもありましたけれども、御家族等で大人の方の利用のほうも、一緒に利用していただいております

でございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると地域食堂的な施設かなと思って。

決算年度においては1件だったということなんですけれども、子ども食堂を立ち上げる時とか、その説明のとき、防災センターの2階の防災会議室がもう満室とか、もう人であふれていて、すごい熱気にあふれたというんですけど、それ以降のあれ見ると何か意外に、その割には開設が少ないのかなと思って、制度に問題があるのか、制約があるのか、使いにくいのかなというようなことを考えたんですけど、実際に、これ相談とか助成を受けている以外に、全く独自で開設されているところは把握されているのかどうかということなんですけど、それについてはいかがでしょうか。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 新城市において子ども食堂が今現在開設しているところ以外で、やっているというところの把握はできておりません。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 把握されてないということなんですけど、実際、把握してないところで、あるのかなと思っていますし、こっちの総合福祉の関係ではない、例えば地域自治区のお金使ったり、地域自治区予算を使って、何かそういうことやってるという話を聞いたことがあります、そんな可能性もあったような気がするし、作手の食堂は、あれは何を使っていたと。

ちょっと質問から外れますのでやめますけど、ちょっとほかの制度でも、そういった助成資金を使っている団体がありますので、この制度をもう少し充実させたり、使い勝手をよくしたり、制約を緩くするという事は、ちょっと助成の趣旨から外れるかもしれませ

んけれども、そういったことも含めてPRをしていただきたいと思いますけれども、それと併せて、自治区のほうでも、そういった事業を考えている団体さんも見えるので、少しそういった情報交換をしてやると、この実績が上がるのかなと思っていますので、そういったことについての考え方はいかがでしょうか。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 今後といたしましては、やはりなかなかやるに当たっての、料理を作る場所が難しかったりとか、やっぱり衛生面のところで大変だというような話も聞いておりますので、もしそういうことをやっていただけたところがございますら、引き続きアンテナを高くして、自治区のほうとも情報収集等に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○村田康助委員長 滝川委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款の民生費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、4款1項11目でお願いします。墓園費、墓園の管理事業、資料178ページの決算書であります。

1点目、墓地の数と利用の状況。

そして、2点目、利用者への売却を計画してみえるのか。

以上、2点お願いします。

○村田康助委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 墓園管理事業につきまして、1点目、墓地数と利用状況でございますが、墓園管理事業は、市で管理する鴨ヶ谷墓園の適正な維持管理を実施するための

事業でございます。現在、18区画全て分譲済みです。

2点目、利用者への売却計画ですが、鴨ヶ谷墓園は永代使用料を納付いただき、年間管理料を負担いただくものですので、売却計画はありません。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 分かりました。鴨ヶ谷のものということでありまして、永代供養料を頂いておるということで、18人全ての方から入金、供養料を徴収されて、それによって委託料8万7,450円、分担金3万4千円というふうな決算数字がありますが、これについてはどのような形で、どのようなものか、ちょっと内容について伺います。

○村田康助委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 委託料につきましては、委託内容としましては、枯れた献花の撤去や草刈りですとか、落ち葉や側溝清掃など、環境整備を委託しております。

負担金につきましては、墓地管理講習会のほうに出席をしております、そちらの負担金となっております。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 その墓地管理協議会という組織は、こういうふうな公営でやっている場合は該当するということだということで、というのは通常、我々が地域の墓地については、そういった協議会の負担というのは聞き及んでいないわけではありますが、ちょっとその協議会の説明についてお願いします。

○村田康助委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 鴨ヶ谷墓園につきましては、合併前の旧作手村が長者平団地等の造成に伴って、そちらに移住してきていらっしゃる方たちの墓地として整備をしたものだとして認識しております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 長者平団地にお見えになって、あそこをお求めになられて居住をされてみえる方の墓地だということ。そして、その中には、今言うような協議会があるということなんですか。何かちょっと分かりにくい説明であったので。

○村田康助委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 申し訳ございません。私の答えが分かりにくかったですけれども、負担金についてということ。

これは、墓地管理講習会のほうに出席したときの負担金になります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、もう一遍、墓地管理講習会というのは、さてさて、こういった仕事をされるのか。3万4千円という金額でありますので、恐らく、これ毎年発生するであろうと思いますし、こういった公設で管理している墓園ですと、環境整備だとか当然、花壺だとかそういうものには蚊が媒介というか、蚊が来てボウフラが発生して、蚊が発生するとか、草はよく刈らないと蛇が出るだとか、ムカデが出るだとか、そういったことに対する、地域住民に対する環境整備という意味で、負担金をお支払いする。そうすると、それなりのアドバイスがあり、それを今度、委託料としてやっている。

つまり、墓園管理を委託料と負担金トータルで12万円ぐらいかかるんですよね。それで永代供養料というのが、お一人、一柱というのか、お墓の場合は石の大きいやつを竿と言いますが、一竿幾らとかいうことで、永代供養料を頂いているのかということでもありますので、これが大体永代供養料は、最後には、この管理料と委託料と負担金で食い潰し、食い潰しという言い方はいけません、超過するということが将来あり得ると思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○村田康助委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 この負担金ですけ

れども、昨年度ですね、大阪のほうで担当者向けの墓地管理の研修会がありまして、そちらのほうに出席している負担金となります。

これは、毎年度継続するものではなくて、昨年度出席をしました。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 墓地の管理というのは、今おっしゃられるように、永代供養料というのか、それによって管理をさせてもらうというのが一番墓地を、先祖を祭る方法としては一番有効な方法だということでありますので、そういった意味で今後の管理には、地域の方から、大丈夫かということが出ないような管理体制というのは、本決算を受けて、そういった苦情というのはなかったのでしょうか。

○村田康助委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 苦情等は、特にいたっておりません。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、4の1の9環境衛生費、エコイノベーション推進事業です。

1点ございます。

新城市エネルギー公社設立支援事業などの主な内容と成果、今後の課題を伺います。

○村田康助委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 新城市エネルギー公社設立支援事業は、エネルギービジョンに掲げる「エネルギー自治でみのりめぐるまちづくり」を実践するため、電力小売事業を中心にエネルギーの地産地消や地域経済活性化、地域生活支援の充実に貢献するエネルギー公社設立に向けて、公共施設を供給先とした電力小売事業の収支シミュレーションや地域経済活性化サービスの検討を行い、平成30年度に事業計画書と設立趣意書のひな形を作成しました。

公社設立の趣旨説明と協力を市内金融機関や企業へ要請するとともに、電力会社と電源

調達について打合せを実施し、電力卸売市場の動向を踏まえた公社による電力小売業の採算性について検討を行いました。電力卸売市場の高値水準と電力事業者の相対取引の見積単価による試算の結果、事業採算性が非常に厳しいと判断し、当初予定していた平成31年度の公社設立は保留とし、市場電力調達価格に影響を受けないスキームを検討するため、先進事例の情報収集や市場調査を行いました。今後の課題は、市場価格に影響を受けない電源確保と、事業発展性を見据えた需要家の確保です。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。内容等、また、課題等、理解をいたしました。

採算がなかなか合わないというふうな答弁だったと思いますが、この電源用の単価というのは結局、採算合わなかったというところだと思うんですが、どのぐらい合わないものなのか、どのぐらい高くて、また、どのようにすれば採算が合うのか、そういった状況等をもう少し詳しく教えてください。

○村田康助委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 平成30年度にシミュレーションしたときは、市場から電源を買ってきて事業を継続するというスキームだったんですけども、そのときに収支としましては赤字であったということです。

課題としまして、いかに自主電源を確保するかというところでありましたので、設備の投資ですとか、地域というところの地域を市内だけなのか、それとも三河なのか、県内なのか、区域を広げて、そこから電源を確保するのかですとか、そういうところを検討いたしました。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

なかなか、市場から電気を買って売るというふうなシミュレーションだったけれども、

それが、採算が合わないと。赤字であるということで、今後の課題としては自主電源も確保した設備投資等が必要ではないかというような答えだと思いますが、状況のほう理解をいたしました。

この決算の中での、市内のポテンシャルの調査というのは、どこまで高く持っているのか。こういった調査で把握しているのかをちょっとお伺いしたいんですが。

というのも市内、新城は自然豊かで、川もあるし、森林も8割占めていますし、太陽もさんさんと降り注いでいるということで、私は、そういった電気の発電だとか、バイオマスとかそういったのは、ポテンシャル高いのではないかなと思うんですが、そういったことを利活用すれば、できそうな感じは、素人ですけど思ったものですから、ここでの事業の中で、こういったポテンシャル調査、どこまで把握して分析をされているのか、教えてください。

○村田康助委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 市内の再生可能エネルギーにつきましては、中部電力が持ちます水力発電事業ですとか、あと、バイオマスにつきましては、数年前に賦存量調査等を行っておりますが、材をどのように出してくるかですとか、あとですね、設備投資、イニシャルコストのところ等ですね、そこら辺の採算性のところについて検討しておりますが、今の段階では非常に難しいところではないかと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解しました。じゃあ、そういう状況だと、事業実績としての今回は未達成ですが、これが達成できるという見通しは今のところ、ないということでよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 種々可能性につきまして、今は事業パートナー制度等について、

検討しております。自分たちで電源確保のための設備投資をするだけではなくというところで、今検討を行っておるところです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 同じくエネルギー公社のことでお聞きしますが、浅尾委員の質疑で大体の様子分かりましたので、決算質疑ですので、1点だけ確認します。

エコイノベーション推進事業ということで、決算額が33万985円なんですが、この決算額のうち、このエネルギー公社設立に関する事業の決算額についてお伺いします。

○村田康助委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 平成元年度におきましては、エネルギー公社に対する予算措置はしておりません。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 予算措置というか決算、要するに、一切これ、お金使っていないということで、職員が今までの話聞きますと、先進事例の調査をしたりとか、市場調査したりとか、パートナーシップで可能性はないかとか、そういうことだけだということで、決算としては、お金がないということを確認できました。

今までのお話聞いたり、以前にも、この可能性についてお聞きしたんですけど、事業自体の考え方とやり方は、もうタイミング的には、もう既に遅いということだというような答弁を聞いた記憶があるんですけど、まだこのエネルギー公社を何とかしようと思って、この事業を取り組んでいくのか。もう可能性がゼロだったら、もうやめちゃうとか、もう中断、やめるという考え方があるのかということと、それから、これ、お金はかからなかったけど、当然、職員がそれに従事したわけですけど、何人の職員がどの程度の、この決算年度に当たって、このエネルギー公社設立

の調査だとかいうことで従事したのか。

要するに実質的なお金は動かんかったけど、職員がどれだけ従事して、こういう形になっているのか、お伺いします。

○村田康助委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 小売電気事業の運営には技術革新等の外部環境変化に対応した戦略立案能力、経営能力、事業能力などを活用した地域経済の還元方策など、様々な能力が求められると思っております。市場調査ですね、サウンディング等を行って、今、可能性を探っておるところです。

職員の従事なんですけれども、正確なというのは、ここでお答えができないんですけれども、私と係長が市場動向の変化ですとか、あと、先ほど申しましたように、サウンディング調査を行ったりとか、そういうことを行っております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 2人の職員が常時ではないでしょうけど、ほそぼそと取り組んでおるといったような、そういう状況で、大分前なら小水力ですとか、バイオマスとかいろんな自主電源の話も、いろいろ検討したり、議会側からも提案した覚えがあるんですけれども、身近なところでは豊橋市がバイオマス始めたりとか、民間でも大規模な木質バイオマスを始めたりとかいう形でやっていますので、なかなか一自治体が自主電源を確保してというのは、ちょっと厳しいと、やっぱり思いますし、将来的に、よっぽど何か革新的な技術とかであれば、それは別に新城市じゃなくても、どこでも取り組むでしょうし、そういう事情の中で、どこまでこのエネルギー公社設立を目指していくのかという、いろんな先進事例とか調査して、それがほかの再生可能エネルギーなり、エコイノベーションにつながる、調査につながっていけば無駄ではないと思うんですけど、あまりエネルギー公社設立にこだわる必要はないと思いますけど、その点だ

け確認します。

○村田康助委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 様々な検討をする中や、社会情勢を見た場合に、託送料金や再エネ賦課金がかからない自家消費型発電ですとか、あと、余剰電力の買取り減少が今後予想されるものですから、PPA事業による創エネ事業など、そういった方策で検討する余地はあるかと思っております。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了いたします。

~~~~~

この際、しばらく休憩をいたします。

午後1時から再開をします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後1時00分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、6款4項1目の水産業振興費、水面多面的機能発揮対策事業、資料210ページであります。

この事業の詳細と効果についてお伺いします。

○村田康助委員長 片桐農業課参事。

○片桐敏行農業課参事 水産多面的機能発揮対策事業につきましては、内水面漁業の有する水産物の安定供給、環境保全、河川への理解や自然に親しむ場としての多面的な機能が懸念される状況になっていることから、漁業

協同組合を中心に組織された団体が実施します河川清掃などの内水面の維持・保全活動、放流体験などの多面的な機能の理解・増進につながる教育学習活動等の取組を支援することにより、水産業の再生、地域環境の保全等を図るものです。

令和元年度におけます市内3つの活動組織の取組内容につきましては、1つ目の寒狭川下漁協が中心となって組織する「寒狭川下流域環境を守る会」においては、河川清掃、モニタリング（試し釣り）、体験放流・学習会を、2つ目の寒狭川中部漁協が中心となって組織する「寒狭清流愛護会」においては、河川清掃、モニタリング（試し釣り）、アユの生育調査及び河川調査、放流体験・学習会を、3つ目の豊川上漁協が中心となって組織する「豊川上水辺保全会」においては、河川清掃、モニタリング（試し釣り）、生息魚類調査を、それぞれ実施しています。

また、事業効果につきましては、事業実施により生態系の維持・保全等の活動が図られるとともに、水産業の有する多面的な機能の理解・増進につながる教育・学習の場を提供することができたものと認識しております。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これ記憶が間違っていたらごめんなさい。たしか新規の事業ではなかったと思うんですが、これはちょっと間違いだったんでしょうか、どうなんでしょう。

○村田康助委員長 片桐農業課参事。

○片桐敏行農業課参事 本事業につきましては、平成28年度から令和2年度までの5年間を期間として行われます事業で、本年度、第5年度目を迎える事業でございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、6款1項3目農業振興費、農業経営近代化施設整備事業、

196ページであります。

当初予算額2,864万円に対しまして、決算額が926万1千円と大幅に減額されておりますが、その要因と見解を伺います。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 それでは、お答えをいたします。

まず、本事業につきましては、農業者や農業者団体が希望して行う農業用機械の導入や農業用施設整備に対し、国県事業を活用し補助金を交付するものであります。

今回、当初予算に対しまして決算額が大幅に減額されている要因としましては、当初予定をしておりました施設整備を、他の有利な補助事業に振り替えたことや、ハウス建設用地の確保が難航し、ハウス整備を断念したこと、また、予定していた農業機械の導入を取りやめたことなどによりまして、大幅な減額となっております。

農業機械の導入を取りやめた理由につきましては、機械の実演などにより導入を検討した結果、実際の作業に見合った機械でなかったことや、事業採択におけるポイント取得が見込めず、断念したことなどによるものであります。

農業者等の意向によりまして、国・県にも事業要望の上、予算要求をしておりますけれども、要求から事業実施までに約半年間ありますので、その間に農業者等の意向や状況が変わることもありますため、今回のように当初予算に対し決算額に大きな差額が生じることはあります。

以上です。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 分かりました。

もし分かればですね、この当初の目標値、件数ですとか何かあるかと思うんですが、目標値に対して実績値が何件だったのか。

それから、実績にはならなかったけれども、その相談ですとか、検討をした件数が何件あ

ったというふうなことが、もし分かれば教えてください。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 目標値といいますか、予定していた事業は9件ありました。それに対して実際実施したものが、先ほど申し上げました、他の事業に振り替えて行ったものが1件、それから、当初予定していた機械とは別の機械に振り替えて実施したものが1件、それから、用地の選定に難航したもので、できなかったものが1件、それから、導入を断念したものが4件であります。

以上です。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 分かりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、6款3項2目林業振興費、森林整備地域活動支援事業、206ページ。これは令和元年度主要施策成果報告書では88ページであります。

この事業に対しまして、当初予算額717万円に対しまして決算額は228万1,308円と大幅に減額されておりますが、その要因と見解を伺います。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 それでは、減額の要因と見解について説明させていただきます。

この事業は林業事業体などが森林を集約化し、森林経営計画を作成するため、所有者の取りまとめや現地調査などの活動に係る費用に対し、交付金を交付する事業になります。

昨年度は5つの林業事業体が活動を行う予定でしたが、最終的に申請した団体は2つの事業体でした。3つの事業体が申請を見送った理由としましては、交付金を受ける上で、5年間での計画的な間伐を実施することが必須とされておりまして、事業体の経営に対する制約が大きいことや、森林境界の明確化におきまして、運用上の見直しが必要となっておりまして、事業区域と接する外周に対しても所

有者の立会いをすることが必須となっておりまして、作業量が大きな負担となってきたことが申請を見送った要因と伺っております。以上です。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 ありがとうございます。

これは先日の補正のほうでもね、今年度の中で、やはり事業者が減って、3事業者がやめてしまったということもありました。令和元年度も同じように、5事業者が2事業者に減ってしまったということがありますので、この令和元年度でも、やっぱりそのような懸念が既にあって、どのような対応を考えられたというか、課題がどういうところにあって、どのようなことをすればいいのかと、その辺りの見解を伺いたいと思います。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 こちらの交付金につきましては、国費が2分の1、それから県費が4分の1、それから市費が4分の1ということで、交付申請者に対して、ヘクタール当たりの単価が決まっておりますので、それに基づいて交付を実施しているところです。

いずれにしましても集約化しまして、木材を搬出するには効果的な交付金となっておりますので、年々この制度の運用が厳しくなっておりますけれども、そうした事業者が減ってくることに對しましては、国ですとか県に、意見なり要望なりをしていきたいと思っております。

以上です。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 分かりました。

やはりですね、この事業というのは基本的には、国の2分の1の補助だとか、県の4分の1の補助だとか、それを使うということが目的ではなくて、やはり森林整備を進めていく、そのために活動団体に支援をして、進めていってもらおうという事業でありますので、できるだけ使っていただく。

もしくは、先ほどの農業課のほうのお話ですと、別のやりやすい事業といたしますか、そういうので進めていったというお話もありましたので、こちらのほうも例えばですね、この事業の制度が非常に使いづらいですとか、制約が大きいということであれば、それぞれ森林環境譲与税ですね、そちらのほうを使って進めていくですとか、そういうことも考えていただければなというふうに思うんですが、その辺りどのようにお考えでしょうか。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 今年度から実施しております森林経営管理制度については、市が森林所有者の方々への意向調査をしまして、市が経営管理をやっていくわけですが、特に搬出する、材を出すところにつきましては当然、その森林境界も明確にして、皆さんに立ち会っていただいて、どこがどの山とか、どの材がどの所有者の方ということは特定していかないとイケませんので、今後そういった森林経営管理制度を実施していく上では、森林環境譲与税のほうも活用していくことが必要というふうに考えております。

以上です。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 すみません、先ほど佐宗委員からの2問目の質問でお答えしました件数、予定していた事業9件と申し上げましたが、御訂正させていただきます。

当初予算で予定しておりました件数につきましては、12件ございます。そのうち、当初の計画どおりに実施した事業が3件、それから取下げ、断念をしましたものが7件、それから事業を振り替えたものが1件、それから自己資金で対応したというのが1件でございます。このように御訂正させていただきます。

○村田康助委員長 次に、3番目の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、6款3項2目林業振興費、市有林管理事業、206ページです。成果報告書の90ページも併せて見させていただいております。

(1) 事業実施の内容を伺う。

(2) 市有林の管理に際してどのような課題があったか伺う。

以上、2点お願いします。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 それでは、1点目の実施の内容から説明させていただきます。

昨年度の事業実施の内容につきましては、市有林管理委員会を8月に開催し、作手田代市有林の森林整備の状況を報告し確認いただくとともに、湯谷温泉の配湯所に設置しました薪ボイラー施設の視察を行いました。また、新たに田代市有林にて森林経営計画を策定するため、施業地の面積測量を委託し実施いたしました。その他としまして、森林保険の保険期間が満了する箇所に対しまして、更新手続を行いました。

続きまして、2点目の管理に際しての課題でございますけれども、市では市内に21か所、約334ヘクタールの市有林を所有しております。これまで北山市有林と田代市有林につきましては、森林経営計画を策定して、計画的に搬出間伐を行うなど経営管理を実施してまいりましたけれども、その他の市有林では管理が十分に行われているとは言えず、中長期的な課題として残っていると考えております。

以上です。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 答弁内容について理解させていただきました。

(1) の再質疑ですが、保険の満了ということで、それが140万円近くの中でも126万4,234円ということで、非常に大きな額を占めているかと思えます。

この保険についてですが、今回、この令和元年度についても測量は行っていますが、実

際の間伐等はしていないという認識の中で、常にこの保険料という高額なものを、着手できていないところについても払っているのかどうか、ちょっとその点について確認させてください。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 森林保険につきましては、台風ですとか集中豪雨、また、火災などの方が一に備えて、この保険のほうを掛けておりました、市有林につきましては、スギ、ヒノキ等針葉樹、木材の価値があるところについては、全て保険のほうを掛けておるところでございます。

以上です。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 保険の内容について理解させていただきました。

また、(2)では、課題のほうお伺いしましたが、成果報告書の中でも見させていただきましたと、この森林経営計画というのが令和元年の10月で終了する予定だったため、整備を行わなかったというふうに書いてあるんですが、もともとの目標値としては500立米ですかね、予定されていて、そこの整合性というのはどういうふうに理解をされていますでしょうか、お伺いします。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 市有林の搬出量、間伐量につきましては、5年間の森林経営計画を立てまして、毎年500立方程度、搬出のほうを予定しておりましたけれども、昨年度は、その5年間の期間がちょうど年度の途中で終了いたしましたして、昨年度は、次期の計画をつくるに当たりまして、その面積測量等を実施しておりました、その辺の目標にはちょっと、達成することができなかつたところがございます。

以上です。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 この森林経営計画というも

のが5年間の計画というところで、その中で先ほどの500立米という目標値を設定したという、そういう認識ですかね。

そういった中ですと、令和元年度についても同じように、次期森林経営計画策定に向けての作業を進めたということですが、次の5年間についても同じように、こういった形で目標値を設定していると思いますが、その5年後、同じように経営計画をまた見直すというか、再策定する際には同じように、この森林整備ができなくなる、そういう年になるのかどうか、そこの認識についてお伺いします。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 森林経営計画につきましては、年度を区切りとして策定するものがありますし、前は、たまたまその年度途中で切れるような計画になっておりましたけれども、次期計画につきましては、今年の令和2年の4月1日からの5年計画となっておりますので、その年度の途中で切れることがないように計画を立てておりました、毎年度できましたら計画的に搬出のほうを実施してまいりたいと思っております。

以上です。

○村田康助委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認め、歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで説明員入替えのため、暫時休憩します。

休 憩 午後1時21分

再 開 午後1時22分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、7款1項2目商工振興費、企業団地等環境整備事業、資料214ページであります。

該当する団地と、それから事業の詳細について伺います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 お答えします。

令和元年度の企業団地等環境整備事業につきましては、立地企業から要望がありまして、新城南部企業団地で実施したものであります。

事業の詳細につきましては、新城南部企業団地内の市道萩平野川大田線において、照明灯が設置されていない区間があり、立地企業の従業員の方が夜間の勤務の交替時等に歩道を通行する際、足元が暗く危険な状況でありました。このため、企業団地内の通行の安全性を確保するため、新たに照明灯を7基設置したものです。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 説明を伺いました。市道川大田線に、あそこに進出されてみえた企業さんから、若干暗いから照明をとということで、その市道に設置をされたのか。例えばですよ、川大田線から、こちらからこちらからというのを下っていきますと、左に折れる道路がありますが、そういうところへつけられたのか、ちょっと市道なのか、一般道なのか、全部市道なんですけど、お願いします。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 企業団地内に交差点があります。その交差点から北のほうに100メートルほどの区間の歩道の両側、両側歩道に設置をさせていただきました。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 交差点というと、例の信号

のとこという理解でよろしくて、それから北へ戻って100メートルということですか。そうすると先ほど申し上げた、黒田の一部の地域のところへ入る、あのところが、横断歩道があるのは交差点のところですよ。あそこへ7基つけられた。でも、それは市道でしょ。市道の管轄だったら、なぜこの商工費のほうで、商工のほうで負担。本来は、道路管理をする部分でということではないかと思いますが、その点はいかがなものでしょうか。

○村田康助委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 道路管理ということで、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思います。

一般的に道路照明灯の設置につきましては、愛知県の道路構造の手引というものによって設置をさせていただいておるところでございます。

そこに書いてありますのは、交差点、また、縦断勾配の変化するところ、この縦断勾配の変化というと、山の頂上であったり、谷の一番下と言うようなところあります。また、あと横断歩道等があるところというようなところについて設置をなささいというようなことが、基準のほうでは一応決まっております。萩平の川大田線につきましては、その基準に基づいて、道路照明灯のほうは設置させていただいているところでございますので、今、議題になっているところにつきましては直線のところだということで、縦断勾配がないというようなところでございますので、道路管理者としての設置は満たしていないということで御理解願いたいと思います。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解をしましたが、多分、あとの保守であるとかそういったものについては、どの部門が、どの所管分の部署として担当していただくのか。これは商工の関係でつけたらから商工だよ、土木は、玉が切れたとします、そうしたら、それは違うよねと

ということではないと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 照明灯の保守につきましては、商工政策課のほうで担当して行っています。電気料、光熱費については、行政課のほうでということで調整をさせていただいています。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 すみません、光熱費は行政課というお答えでありましたが、メンテナンス、要するに故障であるとか、架線が切れたとか、玉切れだとかいうのがありますが、今ちょっとこのデータ見てみますと、4,431円が光熱水費に決算が打たれておりますが、これは、電気料としては、何基のものがあって、どうなのかということとは別なんです、そういう関係で今、星野部長から答弁いただいたような関係の中で、この部分は、こういう構造の関係からいって所管が違うよというお答えであったので、そういうものたくさんあれば、年間に管理費として、整備事業としてもあれですが、4千円程度の電気料というのはどうかと思います。

例えば、これを、工事をするとき、7基をつけるときに仮の給電をして、その給電をした電柱の仮設置料だとか、それに関わるケーブルの工事料を含め、当該の設置機関における電気料だということであれば理解できるんですが、ちょっとその点いかがでしょうか。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 すみません、訂正させていただきます。

光熱水費は、ちょっと私の勘違いで、商工政策課のほうで管理をします。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解をしました。

続いて、7款1項2目商工振興費、資料216ページであります。

新城インターチェンジ周辺整備事業として計上されております2億3,511万5,068円あります。これは、仮契約をそのまま本契約に移行して即、2分の1相当額に相当する金額を売主さんにお支払いをしたというものであります。これには、もろもろ建設部用地課が議案の提案であるとか、不動産鑑定士の状況であるとか、登記簿謄本であるとかいうもろもろのものを提示をしていただきながら議案説明を行い、さらには、その前には債務負担行為も含めて提案をしてきたわけですが、最終的に、なぜここで、商工費で金額を立てたのか、決算を打ったのか、この点についてお伺いします。

○村田康助委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

商工費とした理由につきましては、本年6月の定例会でも御答弁を申し上げましたかと思いますが、新城インター周辺の整備事業用地であるという目的、それに、地域に及ぼしてきた環境問題や転売回避という目的も含めて取得をさせていただいたものでございまして、このインター周辺の整備事業用地におきまして、優先度の高いものとして企業用地が挙げられていることから、最終的に商工費で扱わせていただいたというものでございます。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、お伺いします。

これ商工費で処理をされるということは、担当の部署というのは2億3,500万円をずっと背負っているわけですよ。でしょ。

そうした場合に、これ、もろもろのお話を聞いていると、なかなかどうやって使うのかということも、はっきりしてみえない。それで質問をすると、それはセクションが違う。最終的には、山口課長のとこの所管でお金を使っているから、そこが答えるでしょうと。そんなことならない、これでいいのというこ

とです。

再度、こういった経理はね、ないと思うよ、はっきり言って、決算として。

○村田康助委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 今、山口委員から御指摘をいただいた部分でございますが、私ども用地開発課、事務を執行させていただいた者としては、最終的に、予算のある部分のところがかうだからということで、今後ですね、この土地の利用について一切、何と申しますか、責任を持たないとかそういうことでは、つもりでやってきたわけではございませんし、今でもそうでございます。

先ほどの御指摘にもありましたが、引き続き検討しておると答えておる中で云々ということがございましたが、確かに現在、情報収集等を含めて庁内の横断的な検討、組織、その中で私ども用地開発課も参画しながら鋭意、その辺のところから始めて進めておるところでございますので、今後につきましては、そういった意味合いで、この支出したお金をどういうふうに有効に生かしていくかという点について、常に念頭に置きながら、早期の計画の策定に向けて努力してまいりたいと、こういうふうに思います。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 企業団地だから優先度があった、ただ、そういう単純なことで、わざわざその課に重荷をしょわせることないと思うんですよ。やはり建設部で、この土地の提案をした以上は、めどがつくまでは建設部で面倒見るべきなんですよ。そう思いませんか。こういうことをしてるから結果的には分からなくなってしまうんですよ。

例えば、これ僕もそうでしたけれども、皆さんも、勤め人の宿命は定期異動です。変わってしまえば忘れちゃうんですよ。忘ればしませんが、なかなかそこまでは心配ができない。そのことからいくと、いかがなものか。

それで今回は、土地開発公社を經由してませんので、全く4億7千万円余のものが本年度、残金が払われたわけでありましたが、それを含ますと、山口課長のところは、何と4億7千万円もの重い荷物をしょっていくんですよ。そういうことで組織が成り立つと思っ

○村田康助委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 予算の執行に当たりましては、用地開発課が責任を持って執行しておりますけれども、その事業を目的としますと、先ほども御答弁をさせていただいてますとおり、企業用地というのが優先度の高いものということになりますので、その目的からいたしますと、商工費からの支出というのが適切ではないかという判断の中で、こういう予算組みをさせていただいているところでございます。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 企業団地を目的とするということは前々から聞いておりますし、あれですが、先の一般質問、瓦礫があって、これが特定資材になるかという質問をしました。そして、お答えを頂いたのが、草が生えるから草の管理をしなくてはならない。ということは、草が生えて草を取り、草が生えて草を取りということを続けていくということですよ。逆に言うと、この4億7千万円の土地をどうして、どういうふうに使って、どうするかということは、8月15日以前にもう決まっ

とにかく4億7千万円という、市民の皆さんが汗水垂らして働いてもらった給料、稼いだ農業所得等々から払ってる血税、これを俗に言う言葉、爪の先っぽで集めて見て捨てるということですよ。そういう例えはないという人もみえるだろうが、理屈はそうなんです

よ。

それを企業団地がどうたらこうたらだから、それは商工部だ、それは間違いだと思う。あくまでも、もう一遍言いますよ。あくまでも、この土地の完全な活用方法が決まった時点で、じゃあ、これは企業団地の用地は山口課長のセクションだから、そこへ付け替えようね、よくあるでしょ、これ、こういうの。第何節からどこへ移したというのが。その手法でいいじゃないですか。

山口課長、4月に来たものだから、どうのこうのと別に、かばってるわけじゃないですよ。伸び伸びと仕事ができせんよ、降って湧いたような4億7千万円をしょっていくんだから。そういうことを考えてやっているの。どうぞ。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 決算も予算も全て市長の責任において上程をしているものでございますので、全体の政策判断の中でお答えさせていただきますと思います。

この養鶏場跡地の用地の取得については、議会の全員協議会の場においても、また、一般質問の場においても、さらに、先ほどの答弁の中でもお答えをしていますように、政策目的としては3つございます。

第1は、事業用地の確保。この事業用地の中には企業用地を最優先しながら、住宅、スポーツ関連、その他いろいろまだありますけれども、基本的には事業用地であるということ。

第2点目は、地域の環境対策であるということ。長年の養鶏場の悪臭に悩んで苦しんでこられた地域の住民の皆様の苦しみを軽減していくということ、これが第2点。

第3点目は、地域の環境悪化に、さらなる悪化になるかもしれない第三者の取得の抑止。

この3つの政策目的が一つになって、この事業用地の確保をさせていただくという判断をさせていただきました。それについては地

域、特に東郷地区の皆さんをはじめ、大きく理解をしていただけたというふうに思っております。

そして、事業用地、じゃあ、企業用地までするのか、何ヘクターにするのか、誰が開発するのか決まってないじゃないかと、こういうふうに言われます。もしも、この事業用地の確保が、企業用地の確保というだけのことであれば、山口委員の御指摘もごもっともなところがあるかと思いますが、2点目、3点目、地域の環境対策、そして、第三者への転売の抑止、これについては、既に事業効果を上げているというふうに私は判断をしています。それだからこそ、地元の東郷地区の皆さん、大海地区、八束穂地区の皆さんは大きく歓迎をしていただけたと思います。

それから、山口委員の御地元である南部企業団地での転売の問題がありました。そうした教訓からですね、これが養鶏場跡地でありましたので、同様の事業者に市が介入できずにですね、転売されて、同様の悪臭、環境悪化が続くようであるならば、これは、市としては見過ごすわけにはいかないというところからやっておりましたので、この事業目的は既に効果を上げているというふうに思っております。

そして残るは、事業用地ということが残りました、これについて事業用地としての整備計画を急ぐようにと市議会から議決を得て、議員御指摘のとおり、公費を使って購入したものでありますので、2つの事業用地の目的は、2つの目的は達成を、効果を上げているが、最後の点についてですね、これは早急に急いでいかなければならない。2つのことがあるからといって、いいんだいいんだというわけにはいかない。

ですので、担当部署として、しっかりと腰を据えてですね、事業計画を、速やかに確定をせよと、そういう趣旨として御理解いただければですね、ありがたいと思いますし、委

員の御指摘の言われる意味も、分からないわけではないし、委員の立場としては、御指摘が思っているところもあるかと思いますが、今回の養鶏場跡地の処理につきましては、そうした総合的な判断から下したものでございますので、市長といたしましては、そうした中で部局を割り振ったときに、これは商工でやれよと、しっかりやれと、そういう意味というふうに理解いただければありがたいと思っております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま市長のお話の中で、実は2点目、3点目については、同じように感ずるものであります。あの地域の長い長い歴史の中の苦しみ、そして、例の僕らの地域の産廃業者さんの教訓であります、あくまでも多額のお金を投資してますので、とにかくそれを早急に回収するという意味でも、やはり事業提案をしていただいたところが今、市長おっしゃられて、こうだからこうだから担当部署には、しっかりやれよというエールを送ったというふうにおっしゃられましたけれども、やはりそれも必要なのかもしれません。でも、やはりこれを提案してきたセクションでも、それなりにしっかりやれよということ併せて言っていないと、これはもう移ったんだよねという安易な考えでいると、恐らく次の12月、3月になっても、どうなのと、まだ検討しています、次の6月、検討しています、検討、検討というふうなことは言っただけではないというふうな前から言ってますので、じゃあ、それやっていないということだよねとなりますので、そういうことにはならないように最低土地利用、今、市長がおっしゃられた一番目のものについては、いつ頃めどをつけて、4億円ですので、そして所管の課長は、これは立派な企業団地ができる、例えば何ができるということが、いつ明言できるか、お答えを頂きたいと思えます。

○村田康助委員長 広瀬副市長。

○広瀬安信副市長 養鶏場跡地の利活用の関係で、企業用地を中心に現在、検討を進めています、その検討のまとめがですね、できるだけ早くやりたいと思っておりますけれども、今、何月だとか、あるいは、何年中だとかいうところまで明言をして、ここで答弁できるまでは固まってませんので、いましばらくお待ちいただいて、こういう形のを基本に考えていきたいというものがまとまればですね、議会のほうにも御報告しながら進めていきたいというふうに思っています。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、7の1の3観光振興費、湯谷温泉配湯事業、218ページです。

木質バイオマスボイラー設置による森林資源の有効活用と地域の還元効果についてお伺いします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 木質バイオマスボイラー設置による森林資源の有効活用ですが、令和元年度は629立米の原木を薪の原料として調達しています。

間伐を行った山林の面積といたしましては8ヘクタールほどの山林が整備されたこととなります。今まで山林に放置されがちでありました木材が地域資源として有効活用される仕組みが構築されつつあると考えています。

また、重油使用量で見ますと、平成30年度と令和元年度の比較では、4万4千リットルの重油量が削減されたことになり、二酸化炭素の排出量削減にも貢献していると考えます。

次に、地域への還元効果ですが、木質バイオマスの薪の原料となる原木の調達、調達した原木の薪への加工、ボイラーの運転と多くの過程を経る中で、多くの人が関わり、収入の増や雇用の創出につながっております。

関係する団体等は、地域に拠点を置く方で

あり、この事業により生まれた財は地元還元されまして、効果を生んでいると考えます。

ほかにも間伐及び未利用間伐材利用の促進により森林整備に貢献もしており、数値化は難しいものの、森林の多面機能となる水源涵養や土砂災害防止、生物多様性保全の効果をもたらしていると考えます。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 再質問します。

実績値で629立米、8ヘクタールという答えですけど、これは、新規に8ヘクタールを間伐して出た材なのか、既に過年度にもう切捨て間伐してあった材も拾ってきてというか、そういうところの集材して、捨ててあったのを有効利用した、その数値が629立米ということなんでしょうか。その辺がどういう区別でしょう。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 新たに間伐して出た材もあればですね、切捨て間伐、木の駅プロジェクト等が実施しております間伐の材も含めた数となっております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 その両方を含んでいるということで8ヘクタールは、その両方という面積なのかなと理解していいのか。8ヘクタールは新規の間伐で、この木質バイオマスボイラー用に薪生産をした面積というふうに解釈してよろしいのかということを確認します。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 私のほうの説明が不十分でしたが、薪の利用量が629立米、それを市有林でいいますと1ヘクタール当たり、間伐をしますと80立米ほどの間伐材が発生するというので、割り替えさせていただきました、8ヘクタールぐらいが森林整備に関わった面積になるであろうという面積をお答えしております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そういう数字ということで理解させていただきました。この立米数が面積にすると、それに相当するということになりました。

では、重油につきますと4万4千リットルの削減ということなんですけど、トータルでの、これまでの重油ボイラーだけのランニングコストと今回、木質バイオマスボイラーを導入して、重油は4万4千リットル減った。それから薪ボイラー、導入はいいんですけど、ライニングだけで考えると、薪の購入費とそれから、それにかかる人件費等を比べた場合に、ランニングコストではどの程度の効果があったのか、確認します。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 年間、重油を利用することになりますと、28万7千リットルの重油を利用することになるんですが、木質を使ったことによりまして、24万3千リットルの重油の利用となっております。

ランニングコストにしていきますと、過去2年の重油の平均単価を当てていきますと、薪ボイラー導入により重油の削減の利用料金が約340万円となり、薪生産のほうにかかった費用、いろいろな薪を生産する費用にボイラーを稼働させる費用、それにフォークリフトなどを合計いたしますと、1,060万円ほどかかっております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 フォークリフトはいいですけども、要するに重油ボイラーだけのときの燃料代が年間340万円ということかな。ボイラーと薪ボイラーを併用した場合に、重油代と薪の材料代と、その導入だとか、整理にかかる人件費で1,060万円。そうすると、そういう比較でいいのかな。

そうすると3倍近くコストがかかってるけ

ど、森林が8ヘクタールほど整備されたり、先ほどの数字には表せない部分での効果があるということなんですけど、結果的にそういう部分で、単純にコストだけで比較すると、3倍かかっちゃったというふうに理解しているのかな。初期投資は除いて。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 単純に、今、委員のおっしゃったとおりになります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 意外にちょっと差があって、もう少しランニングコストでも近づくのかなと思ったけど、こればかりは、じゃあ、コストだけで判断できる、政策的な部分も考慮に入れたり、先ほどの課長の回答の中にありました。環境への配慮だとか、二酸化炭素排出量とか、お金の換算できない分と言いましたが、そういうものはなかなか目に見えないものですので、単純に比較しても余計、新たなシステム、設備を導入したことによって、それだけコストがかかってしまった。

じゃあ、これを、配湯事業ですので、お湯の単価に普通は、こういうものはのってくるわけですね。お湯の単価は変わってないとしたら、この事業によって市は、どんどん持ち出ししていくことになってしまうんですけど、配湯事業のほうでの配湯単価、収入未済額かなりありますけど、それを置いときますので、じゃあ単純に、これだけのコストをかけてお湯を、今までと同じお湯を沸かしておりながら、配湯するお湯の値段は一緒のままですよ。その辺はどう判断。

単純に、かかった分だけ、コストアップした分だけ、お湯を配湯する値段を上げたら、今度は温泉経営のほうが成り立たないというジレンマにも陥るでしょうけれども、その辺とのバランスの中で、そういった状況であることを、この温泉配湯事業を受けている方が理解されているのか。

また、こういった事業を導入したことによ

って、こういった重油ボイラーだけのときと、こういった違いが出たということもやっぱり、それはマイナス面という考え方じゃなくて、こういう効果がありながら、こういうコストがかかりましたということをやっぱりちゃんと理解してもらわないと、この事業についての、やった意味が伝わらないと思いますけど、その辺についての回答をお願いします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 この木質バイオマスボイラーによる加温の事業は、令和元年度の11月から実際に稼働をさせているところでありまして、まだこの夏を越えて今後、正確なものが数字的に出たりですね、金額的なものが出ましたら、泉源を使っておられる方たちにもお話をさせていただいて、事業の内容を伝えていきたいと考えております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ぜひそうしていただくとともに、加温することに、これだけのコストがかかっているということをしっかり理解した上で、温泉使用料の未納がないような形というふうに結びつくといいんですけど、それは別の次元の話ですけど、実際に加温するためにこれだけコストがかかるということが、今回の決算の報告で分かりました。

ただ、年度途中ということもあったのかもしれないかもしれませんが、通年でしっかりと、その辺の木質ボイラーを設置する前の年間の経費と通年を通した木質バイオマスのライニングコストとの正確な比較をやっぱりやって、これから検証するべきだと思いますので、ぜひその際に、また出た時点で報告していただきたいと思いますが、いかがですか。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今、委員のおっしゃられたとおり、正確にデータを出してですね、分析して報告のほうをさせていただきたいと思います。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ぜひよろしくお願いします。

その結果によって、配湯値段がどう変わるのか、変わらないかも含めて今後の課題といたします。

それでは、次に、7の1の3の観光振興費、観光基本計画推進事業、220ページ。

観光基本計画案の方向性・具体性の不透明とはどういったことなのか。また、策定を見送った経緯についてお伺いします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 観光基本計画案の方向性・具体性の不透明とは。また、策定を見送った経緯ですけれども、「計画案の方向性・具体性の不透明とは」ですが、方向性の不透明といたしまして、今後10年間に予定されている観光と関係がある事業への言及や関連する記載がないため、これらの機会を想定してですね、どの時期に、何に取り組んでいきたいか、また、生かしていきたいかというところが見られない。10年後の観光の目指す姿がどのように推進していくのかという記載がないということが、方向性の不透明ということになります。

具体性の不透明につきましては、今説明させていただきました方向性の機会を想定してですね、どの時期に、何に取り組んでいきたいか、また生かしていきたいかが見られない。あと、市観光協会、観光事業者などが、それぞれの関係者との役割が明確に出せていないことでもあります。

策定を見送った経緯につきましては、策定委員さんの委員の意見等を踏まえ、計画案を観光課で内容を調整いたしまして、庁内に意見聴取を求めたところ、先ほどお答えさせていただきました方向性・具体性が不透明じゃないかという指摘、また、計画案を再考して、策定は見送るべきだという意見を頂き、計画を見送ることになったことでもあります。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 今聞いて、おかしいなと思って。今聞いてった議員さんも何やってるのと思っていると思いますけれども、そもそもこの基本計画をつくるに当たって、第2次観光基本計画策定のために、学識経験者や市内観光事業者を委員として4回開催し、それらの方が4回開催したけど、10年間の事業や10年後の姿は書いていない。何をやろうとして、何をつくろうとしていたのか、それは、その後の段階で、誰がそれを見て、これじゃあおかしいと言いだしたのか、観光課が見て言いだしたのか。

不透明というのは、どの事業がどの時期だとか、観光協会だとか観光事業者の役割が不明と、そういう人たちが入ってつくっているのに何が、何でこういうことになっちゃったの。何をやろうとしてたの。誰がこういう判断したの。どこに問題があったの。お聞きします。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 率直に申し上げます。これを不採択としたのは、最終的に私の判断でございました。

観光基本計画については、昨年度、今お話のあった策定委員会を設けて、皆さん熱心に議論をしていただきました。そして、それを、積み上がってきた観光基本計画の原案というのが、観光課のほうから提出をされてまいりましたが、私が一読し、また、いろいろ内容、ポイントを、精査をするにつけ、これまでの議会での議論、観光基本計画並びに観光、基本のアクションプランについては、この議会でも幾たびか議論があって、真に実効性のある、魅力のある観光基本計画をつくるべきということで、これまでもいろいろと模索をしながら進んできたわけではありますが、今回の観光基本計画の案を見て、全く異例のことでありまして、これまで担当課が上げてきた、いろんな基本計画がございますが、しかも、

予算をいただいて策定委員会を設置してつくってきたものでありますので、それについては基本的には、これまで私の記憶のする限りで、その段階で差し戻したということはありませんでした。

ただ、今回につきましては、大きな観光という新しい稼ぎ部分をつくっていくこと、地域の振興にとって大きな課題であるということから、これではちょっと議会の審議に耐えることもできないし、本当に地域の皆さんこぞってですね、観光をみんなで力合わせてやっていこうというふうには、なかなかなりにくいというふうに判断をさせていただいて、もう少し練り上げるようにということの再指示をしたところでございます。

従いまして、これは、観光課と私並びに庁内全体の調整の問題が原因でありまして、基本計画の策定委員会に入っていた委員の皆様方にはですね、それぞれの領域で熱心な議論をいただき、それなりのものをつくっていただいたのは間違いがございませんが、策定の過程でそごがあったこと、そして、最終的には、私の判断で差し戻しをさせていただいたという経過でございます。

従いまして、経過の問題としては、庁内の連絡調整の不備の問題があったかと思っております。最終的には私の責任において、議会審議並びに市民の皆さんの期待を寄せられるようなものにしてもらうように、再度検討を指示したというものでございます。

**○村田康助委員長** 滝川健司委員。

**○滝川健司委員** 経過と誰の判断かというのは分かりました。

この観光基本計画は、以前にもアクションプランというのがありましたよね。アクションプランにはそれぞれの事業だとか、それぞれの制作をタイムスケジュールで目標を立ててやるというのがあったわけで、それもベースになっておると言うんですよね。そういうものがありながら今回出てきた基本計画が成

ってないというのは、それじゃあ、その前の計画までも波及して、それじゃあ何やっとなのというふうになっていっちゃいますよね、遡って。

なぜそういうことになったかも一回ちゃんと検証してもらわないと、また同じことをどっかで繰り返すおそれがあるし、それじゃあ、そもそもやろうとしていた観光基本計画というのが理解されてたというのか、何をやろうとしているのか、何のために観光基本計画をつくる必要があったのか、そもそも論が伝わっていなかったのではないかなんて思います。

それが、どこに原因があって、そういうふうになったのかということは、それぞれの部署とそれぞれの委託先の関係かなと思うんですけども、変な中途半端なものを出されて、仕事のための計画案を出されるよりも、差し戻したということは賢明な判断だったのかなと思いますけれども、それにしても決算で、これ費用のほうを見ますと360万円ぐらいはかかっているわけですね。360万円かけたにもかかわらず、またつくり直すというふうに理解すると、委託料でも339万円、委託しているわけですよ。これ、どこに委託して、じゃあ、その委託先は成果品として、ちゃんと市の要求に応えたものを出されなかったのか。じゃあ、この市の要求したものに満たさない成果品は、仕事としてなれなければ当然やり直しになるわけですけど、委託料を払っちゃったとって考えると、えっ、そんなので委託料払っちゃうの。この辺は、それじゃあ、どういうふうに精査してるんですか、お伺いします。

**○村田康助委員長** 加藤観光課長。

**○加藤宏信観光課長** 委託の内容になりますけれども、当初は委託業務の内容といたしまして、策定委員会を開催した会議報告書など。あとまた、観光基本計画の本編をつくる、観光基本計画の概要版をつくっていただき、電子データを納品していただくという業務内容

でありましたが、策定延期となったため、策定委員会等で行われた会議の報告書並びに観光基本計画の素案、それと、その電子データの納品ということで変更をさせていただきまして、業務の完了としております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、その不完全なものの、やっただけの委託料が約340万円ということで、じゃあ、市が要求した要求に耐え得る基本計画が出されておいたら、当初の委託料って幾らだったんですか。それがなぜ、今の説明で340万円ほどになったということなんだと思うんですけど、どういう設定だったんですか。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 変更前の業務委託の金額は497万4千円となっております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 490万円が340万円、皆さん、どう思われるか、また聞いてみたいと思いますが、いずれにしても、その340万円は実費なのか、それだけの価値があるもののデータなのかよく分かりませんが、それで決算が打たれたと。

490万円で発注しておきながら、満足するものができずに340万円払った。委託契約がどうなっていたか分かりませんが、最終的に、こういう支払いの方法にも、なり得るような委託契約になっていたのか。こういった委託内容、仕様書がどういう状況だったか分かりませんが、委託仕様書に満たさないような成果品に対して、340万円払うような計画になっていたんですか。委託契約になっていたんですか、確認します。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 私の理解では、観光課が求めたものについては、基本的に出されてきたと思っております。その観光課の求めたもの

が私から見て、もっと高い製品を、あるべきだし、できる基盤を新城市の観光政策、また、関係の皆さんの努力は、これまで奥三河を含めてですね、つくってきたというふうに思っておりますので、それに応えるものになっていないという判断から却下し、差戻しをさせていただいたということ。従いまして、いわゆる物理量としては、委託契約どおりのことをやっていたというふうに思っております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 340万円分の労働の対価と云えばいいのかな、その内容については置いておいて、それだけのデータなり資料なり、実務の対価という解釈で340万円という査定が出たのかなと思います。

いずれにしても、この決算結果を見た上で、どこに問題があったのかということをしつかり検証して、じゃあ今後、この基本計画は見送って、どうされるのか。コロナ禍で観光に関しても、かなり厳しい状況が続いておるわけだし、国のほうも、それを見据えてG o T o キャンペーンだ、G o T o イートだという形での支援策をやっています。そういうのの受皿となるべく、一部の湯谷温泉関係の旅館は、G o T o キャンペーンとかで、かなりにぎわっていたというようなことありますけど、観光事業を含めて新城市の観光戦略の中では、そういったので観光も基本的に大事にしているわけですし、そういった意味で高速バスも観光客誘致ということも加えて、新たないろんなことを考えているわけですので、そういったものと総合的にリンクしてやらないと、計画は駄目だけど、ほかのものは事業を進めていって、じゃあリンクして、ちゃんとやろうとしている、一生懸命やっている分野と一生懸命やっていないと云っちゃ失礼になるかもしれないけど、それが、成果が繋がっていないと。

全体的な部分とこういったものがまとまっ

て、力を合わせて同じベクトルを向いてやっていくべきだと思いますので、今回差し戻され、策定を見送った、それ以降がやっぱり大事ですので、しっかりと耐えられる観光基本計画と観光実施計画等を含めて、今後につながっていくようにしたいと思いますが、それについて今後のことは聞いちゃいかんかもしれませんが、今回はやっぱり聞いておかないと心配ですので、こういった経緯を踏まえた上でどう対応していくのか、確認します。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今、委員のほうから言われたような感染症だとか、最近は多い災害など、観光に関する施策に影響を及ぼすような機会も踏まえまして、多様なテーマに対応できるような施策を推進してまいります。

また、予算の段階からお話しさせていただいたような自然環境、国定公園だとか、県立公園だとか、食だとか、温泉だとかというようなことに併せましてですね、スポーツを通じた健康づくりなど、スローライフな生き方とかを取り組んだ計画、それに合わせてアクションプランも同時に策定してまいります。

市長のほうからお答えいただきました。また、議会のほうへ報告もさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○村田康助委員長 以上、滝川委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了いたします。

この際、再開を2時30分とし、委員会を休憩します。

休 憩 午後2時17分

再 開 午後2時30分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、8款2項3目道路新設改良費、地方創生道整備推進交付金事業、226ページ。ちょっとここで書き忘れましたが、228ページもそうであります。

令和元年度主要施策成果報告書では101ページ、102ページでございますが、当初予算額7億7,977万8千円に対し、決算額が4億4,023万円2,963円と大幅に減額をされておりますが、その要因と見解を伺います。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 決算額が少なかった原因でございますが、地方創生道整備推進交付金事業におきましては、要望額に対しまして、国の内示額のほうが61%ということで低かったことにより、決算額が低くなったものでございます。また、ここ数年、内示率が50%前後ということで低い数字になっているのが現状でございます。

以上です。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 ありがとうございます。

これ中身を一つ一つ見ていきますと、大幅に減った路線、それから、それほど減っていない路線と、いろいろとばらつきはあると思うんですが、その辺り大幅に減額されている事業、もしくは路線について、見解をお願いします。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 この道整備推進交付金事業につきましては、路線、あるいは場所1か所ごとに補助金がつくものではございません。全体としてついてきておるものでございます。

そういった中で特に道路改良工事、それか

ら橋梁工事、それから舗装・修繕工事、この3つの事業を進めておるわけなんですけれども、その中でも優先すべき事業、特に昨年で行きますと、インター周辺の八束穂県社、あそこは最終で開通予定をしておりました。それから八束穂1号線ですね。こちらについても昨年度、そういった完了予定をしておりますところには重点的に、予算のほうをしております。結果として橋梁の修繕工事、こういったものが予定より少なくなった結果でございます。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、8款4項3目震災対策費、住宅耐震化促進事業、236ページあります。

こちら当初予算額2,339万5千円に対して決算額が860万977円と大幅に減額されておりますが、その要因と見解をお伺いします。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 住宅耐震化促進事業につきましては、耐震改修等に係る補助金の執行について大きな不用額が生じています。

具体的には、耐震改修工事費補助につきましては、段階的改修補助も含め12件の予算措置のところ、実績4件、耐震シェルター設置費補助につきましては予算5件に対し実績ゼロ件、木造住宅取壊し費補助につきましては予算10件のところ実績2件、ブロック塀等取壊し補助につきましては予算5件のところ実績2件という状況です。

無料耐震診断につきましても、100件を目標とし戸別訪問等実施しておりますが、実績として57件でありました。

例年、地区を決めて対象家屋を戸別訪問し、無料耐震診断の紹介と耐震改修の必要性を説明させていただいておりますが、市内を一巡したこと、また、所有者の意見として、改修費が高額となることや、高齢者のみの世帯で後継ぎが不在であるとのことから、それらが

要因と推測しており、その結果として無料耐震診断、耐震改修等に結びついていないのではないかと考えております。

以上です。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 分かりました。これ毎年、やっぱりその目標に対して実績がなかなか追いつかないというか、基本的にこちらですね、とにかく市内の住宅が、大きな地震が来たときに少しでも被害が少なくなると。人的な被害も、物的な被害も少なくしたいという思いの中で進めている市の事業だと思いますが、なかなかやっぱり進まない、この令和元年度の目標から大きく、その実績が下回っておるとい部分をどう受け止めて、先ほど少し御説明ありましたが、それではとても従来どおりの頑張りが増えないのではないかなと思いますので、令和元年度の結果を受けて何かお考えがあるかどうか、伺います。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 直接この住宅の耐震化率には結びつきませんが、命を守るという観点から耐震シェルターのほうを、積極的にPRを行っております。

昨年度につきましては、これまで文化会館で耐震シェルターのモデル展示を行っていましたが、昨年度は情報カフェにおきまして、9月の一月間と11月の約一月間につきまして、2業者のものを、展示を行っております。

また、2階の都市計画課の前の通路におきましては、3社のミニチュアの耐震シェルターのモデルを展示してPRをしておりますが、結果としては、実績に結びついていない状況であります。

それらを踏まえまして今年度につきましては、広報ほのかでコーナーをもらいまして毎月、耐震化の情報と空き家も含めて、そういったコーナーを設けてPRを行っております。

以上です。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 とにかくやっぱりここもすっかりとですね、市民の皆さんに周知をして、ぜひこの交付金、補助金を使っていただいて、耐震化を進めていただきたいというふうに思うんですが、先ほど、やはり課題として改修費が高額で、なかなか難しいというお話がありました。これもちょっと、こんな質問していいのかどうかは分かりませんが、やはり市民の皆さんがこの制度を使って、より耐震化を進めていただくためにですね、受領委任払い制度というのがあると思うんですが、要するに、300万円かかりました、市からの補助が100万円もらえます。そうすると今の制度ですと、まず市民の皆さんが300万円全額、業者の方にお支払いをして、市から100万円が頂けるという制度なんです、この受領委任払い制度といいますと、市民の皆さんは、その300万円のうち補助金が100万円下りるんだったら200万円、業者に支払えばいい。業者がその市民の代わりに、市のほうから補助金の100万円をもらう。

要するに市民の方は、300万円かかるところを200万円あれば改修ができるという、要するに受領委任払い制度というものを多くの県や市で採用していると思いますが、こういう制度を採用するのも一つ、耐震化が進む一つかなというふうに思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 すみません。勉強不足で、ちょっとその辺のことを承知しておりませんでしたので、ちょっとそういうことも含めて、また検討していきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

次、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

8の4の1都市計画総務費になります。

新城駅エレベーター等設置事業になります。

2点ありますが、1点目が、事業内容と進捗状況、今後の課題を伺うのと、2点目は、駅のバリアフリー化で、国からの補助金事業の対象となっていないのかどうか、伺います。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 1点目ですが、新城駅エレベーター等設置事業につきましては、JR飯田線新城駅構内にあります跨線橋を屋根付跨線橋に架け替え、併せてエレベーターを設置し、利用者の利便性向上を図り、新城駅構内のバリアフリー化を図る事業であります。平成31年1月に東海旅客鉄道株式会社と締結した協定に基づき、令和3年度末を施工期間として実施する事業であります。

令和元年度の進捗としましては、実施設計を終え、令和2年3月からは仮設道設置に向けた準備工を進めました。仮設道につきましては、本年7月21日から供用開始をしています。

今後の課題につきましては、特に想定するものはありませんが、事業主体であります東海旅客鉄道株式会社とは連絡を密に取り合い、近隣住民や駅利用者に迷惑をかけることのないよう事業を遂行していきたいと考えています。

2点目につきまして、国からの補助金につきましては、事業主体が東海旅客鉄道株式会社であることから、新城市が補助対象者となることはありません。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

それでは、1点目の進捗状況なんですが、これはJR、また、エレベーターつけながら屋根も跨線橋でつけるということです。現在、全体的に何%ぐらい進んでいる状況なのか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 すみません、現状でよろしいですかね。ちょっとパーセントとして数字は持ち合わせておりませんが、今現在、現跨線橋を撤去するための囲いが取り付けられた状況であります。仮設道につきましては先ほど申し上げたとおり、7月から供用開始しております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

2点目のほうに行きたいんですが、エレベーターをつけるということですが、そのエレベーターをつける費用を市が負担、5億円以上、幾ら使うと思うんですが、そのところに補助金というのは出ないのでしょうか。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 現在、協定上の事業費は4億8千万円ということでございます。エレベーターの設置につきましては、国の補助があるわけですが、基準となる乗降客数が、1日3千人以上の駅を対象としておりますので、新城駅は対象にならないということであります。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ちなみに新城駅、3千人以上ないと思いますが、大体何人ぐらいの利用客数になっているのでしょうか。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 定かではありませんが、たしか1千2、300人だったと思います。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。それで補助金が出ないというふうなことで理解をいたしました。

国土交通省からの鉄道駅のバリアフリー化の促進の資料のほうを読ませてもらったんですが、こちらのほうは基本方針が最近変わってきて、その方針のポイントに、先ほど課長さんもあったように、3千人以上の1日、

利用の駅のところには、こういったバリアフリーのこと、補助金3分の1が出るというふうな形であったんですが、ポイント3のところ、「3千人未満の駅についても地域の実情を踏まえ、可能な限りバリアフリー化を実施することとしており、地域性の強い要望があり、地方公共団体の支援が得られる駅については、国としても当該駅周辺における医療施設、福祉施設等の高齢者、障害者等の利用状況のニーズを総合的に勘案の上、支援をします」というふうに書いてありますが、こういった改正もあるものですから、今の現状で、これが使えないのか。

使えるんじゃないかなと思って、ちょっと希望観測で思いましたけど、その決算の状況の中で、この変更等、理解というか、どういう分析をしているのか、伺います。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 その3千人未満の駅につきまして、そういった採択もあるということで、私どももJRと交渉する中で、補助金の申請をJRにお願いをしました。まず、採択されるのが、3千人以上から優先に採択されていって、予算に残が出れば、3千人未満の駅にも配当していくということで、一応JRとしても補助申請はしていただきましたが、対象にならなかった、採択されなかったということです。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解いたしました。

もう一点ありました。

質問させていただきます。

8の4の1都市計画総務費費、新城駅南地区の整備事業になります。

決算額1億501万2,503円でございますが、主な事業内容と今後の課題について伺います。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 新城駅南地区整備事業の主な事業内容につきましては、駅前広

場に係る用地買収とそれに伴います物件補償、市道的場宮ノ西線の一部になりますが、道路拡幅と歩道設置工事を行いました。

今後の課題につきましては、今回の駅前整備が車や歩行者等の安全確保を目的とした暫定整備であることから、都市計画決定された駅前広場や都市計画道路の整備などの事業着手に向け、関係者の方々の御理解をいただくことが課題と考えております。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解いたしました。

課題としては、今後の方向性ということで理解いたしました。今回の事業としては暫定というふうなことで、次の着手に向けてという準備だと思いますが、次の着手に向けては、大体見通しのほうはついているのかどうか、分かったら教えてください。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 まだ具体的な、先が見えるというところまでは至っておりません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、8の1の2高規格道路対策費、スマートインター建設推進事業、224ページです。主要成果報告書ですと100ページです。

スマートインターチェンジの設置基礎調査業務（位置選定及び予備設計）なんですけど、その検討結果についてお伺いします。

○村田康助委員長 内藤土木課参事。

○内藤徳之土木課参事 スマートインターチェンジ設置基礎調査業務につきましては、豊橋市と共同で業務を行っております。

昨年は9月27日に国の準備段階調査箇所採択されたことを踏まえ、さらに詳細な検討を行ったところです。

特に設置位置の選定につきましては、4つ

の案について検討を行い、豊橋市と新城市の市境付近で東名高速道路と県道が交差する豊橋北バスストップ付近が有力ということになっております。

また、予備検討として交通量推計と採算性の検討を行い、委託業務結果としましては、採算の確保ができる見込みとなっております。

予備設計につきましては、接続ルートの具体的な検討を行い、この成果を基に、現在、課題の解決や詳細について、警察や関係機関と協議を進めておるところでございます。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、再質疑します。

今、答弁していただいたように、4案の中から有力なということでバス停付近の位置、あそこですと当然、現の高速道路と既存の道路との高低差がかなりあって、そこへどうやって進入路を入れるかとか、多くの課題があると思うんですけど、取りあえず、そこまでは行ったと。豊橋市と共同でということで今、新城市で委託費を半分払って、総事業費として、決算年度につきましては約3,300万円かけて、そこまでということなんですけど、それ以降の今年度の費用等を考えるとかなりですけど、それ置いといて、成果品として、広域検討及び概略設計が実績として上がってきてるんですけども、実際に今、簡単に言葉で説明していただいたんですけど、資料として、ある程度具体的な、皆さんに示せるような資料というのは、どの程度の成果品が上がってきて、公開できるなら、やっぱりこれも税金使ってやってることですので、議員をはじめ関係者の皆さんに、やっぱり成果として、ここまで今進んでいるというビジュアル的なもので成果を見せていただきたいと思っておりますけど、それは可能なのか、そういった資料があるはずですので、その点についてはいかがでしょうか。

○村田康助委員長 内藤土木課参事。

○内藤徳之土木課参事 先ほどお答えしましたとおり、現在、昨年度の設計成果を基にしまして、警察と協議を進めております。

協議の内容につきましては、ランプの線形ですとか、一般道への接続位置等でございますが、これらについて警察との協議が進みましたら、次は第2回の準備会を開催いたします。

準備会といいますのは、国、県、愛知県警、中日本高速道路、また、豊橋、新城市が参画して、必要な検討調整を行うことを目的としておりますが、この準備会での調整ができましたら、皆さん、また、地元地区に対して、調整できた事柄から順次検討結果として御説明をしていきたいと思っております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 その準備会、公安との協議ということですが、それまでは、なかなか公にはできないという状況ということで理解しました。

その第2回準備会というのはいつ頃開かれて、それは精査した上で、皆さんに知れるということですが、その準備会というのはいつ頃を予定されておるのでしょうか。

○村田康助委員長 内藤土木課参事。

○内藤徳之土木課参事 準備会の開催ですが、今、警察と協議を進めておるところでございますが、こちらのほうに警察の立場から安全性について、かなり意見を頂いております。複数回にわたって協議を進めておりますが、これが済み次第ということで、明確に、いつということは今申し上げにくいんですが、できる限り早い時期には、第2回準備会を行っていくということで考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと今年に入っちゃって申し訳ありませんでした。決算年度につきましては、その予備設計までは行った。その結果に基づいて今、公安とか準備会の準備という形で進んでいるということまで確認でき

ました。

また、概略的な部分で、交通量ですとか、採算性もあるというようなことでしたけど、どういう交通量調査、10数年前も交通量調査とかいろいろやって、なかなか工事費に対する採算性が見込まれないような報告書が上がったんですけど、その辺の交通量の部分と採算性の部分というのは、もう少し詳しく報告していただけますでしょうか。

○村田康助委員長 内藤土木課参事。

○内藤徳之土木課参事 有力な候補としまして、先ほど申しましたとおり、豊橋北バスストップ付近が有力ということになりましたので、その前後の県道と市道の接続する交差点、豊橋側、新城側で、それぞれ交通量調査を新たに行っております。

交通量調査につきましては、その接続位置につきまして、その利用交通量が大きく変わってまいりますので、非常に重要な要素ということで、調査と採算性の検討を行ったところでございます。

また、交通量の試算につきましては、国土交通省からもいろいろと条件を変えての試算をするように指示を頂いておりますので、今現在、昨年度の成果としては、採算性が得られるだろうということの結果になっておるとい状況です。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと交通量というのは、道路を通る交通量であって、そこからスマートインターを利用する交通量ほどの程度見て、それがある程度なければ当然、採算に乗らないわけですので、道路としての交通量が多いことは分かりますけど、じゃあ実際の、その周辺の企業ですとか、いろんな利用の可能性を含めた交通量に対して、何%ぐらいの台数がそこを利用するという利用交通量というのは、どういうふうに見込んで、それに基づいて採算性があるという結果に結びついている

と思うんですけど、その辺について、もう少しお願いします。

○村田康助委員長 内藤土木課参事。

○内藤徳之土木課参事 おっしゃられたとおり、周辺の交差点の交通量ではなくて、実際にスマートインターチェンジを利用していただけの台数というのを今現在、試算しております。これについて国土交通省から、その考慮する範囲という、周辺のインターチェンジ、どこまでを考慮して、これを算定しなさいというところを、いろいろ指示を頂いております。まだその最終的な成果のほうはまだまだ、今年度の業務で継続して行っておるような状況です。

また、その辺りがお出しできるようになった時点で、速やかにお出ししたいと思っております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 採算性があるといったものですか、そこまで当然やっているのかなと思っただけ、算定中ということで、交通量は分かったけど利用交通量は算定中、がなければ当然、採算性も計算できないわけですけど、先行事例がかなりあって、地理的条件だとか、周辺の企業だとか、周辺人口とかそういうのによって左右されるでしょうけど、全国のスマートインターチェンジの先進事例の中で、交通量から利用交通量の率というのを推測する、率があるのかな、そういうのを全国から調査すれば、ある程度推測できるのかもしれない。そういうのに基づいて利用交通量を出して、それから採算性を出すと、採算性があるという見込みになったと私なりに今、勝手に、算定中と言われたので、それじゃあ、どうやって採算性出したのかな。

今言ったような形での利用率を含めて、採算性が判断された。さらに、今精査した中で算定した上で、正確な採算性を出していく、こんな流れということで理解してよろしいで

すか。

○村田康助委員長 内藤土木課参事。

○内藤徳之土木課参事 そういったことでよろしいかと思います。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認め、歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出9款消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、質疑のほうを始めたいと思います。

9款-1項-3目の災害対策費、防災行政無線保守管理事業、決算書の248ページです。

2点お伺いします。

1点目、令和元年度までの戸別受信機の取付け状況と今後の予定は。

2点目、決算額4,276万2,546円の主な事業内容は。

以上、お願いいたします。

○村田康助委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 それでは、1点目、戸別受信機の取付け状況でございますが、令和元年度末までに累計1万4,966台の取付けを行ってまいりました。

また、今後の予定ですが、引き続き転入者には戸別受信機の取付け案内をするとともに、戸別受信機の故障に対して、的確な修理等に対応してまいりたいと考えております。

2点目、防災行政無線保守管理事業における主な事業内容でございますが、新無線規則に対応するよう屋外拡声子局3基の機器更新、同報系無線と移動系無線の年間保守点検料、戸別受信機の購入や当該戸別受信機の新規取付け及び障害対応が主な内容でございます。

以上です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 これでは家庭用の戸別受信機についてですけれども、こちらのほうの主要施策成果報告書のほうを見させていただきますと、平成29年度より、パーセンテージを見ますと87%、平成30年度が86%、そして令和元年度は85%と、だんだん数値が落ちてきているんですけれども、これはどういう内容でしょうか。

○村田康助委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 すみません、数値が下がっているということ自体をですね、私ちょっと把握はしていなかったんですが、考えられるとしましては、世帯数との関係で割り返しをしているということもありますし、古くなって使っていないものを返していただいたとか、そういうような数値もありますので、若干の移動はあるかと思います。

以上です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 お話しになっているのちょっと違っていたものだから、すみませんね。こういった戸別の受信機については、先に言っておきますけれども、この防災無線によってですね、家庭についているということで、本当に安心をしていること、市の情報等もしっかりと把握できるということで、大変いいことだと私は思っています。

それで、こちらのほうの例えば故障してしまったりとか、そういったものは戸別に訪問する、それとも、個人からの申出によって点検をする、どちらを取っているんでしょうか、教えてください。

○村田康助委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 シーズンになりますと、よく電話がかかってまいります。旧の新城市のときにはアナログでしたので、外の外部アンテナ等がなくても入るものではありますが、今現在デジタルということで、基本的には外部アンテナをつけないと、戸別受信機が聞こえないというようなものであります。

そういう関係で機械が故障した場合に、単に、よくあるのは、電話でお問合わせいただきまして、スイッチの誤操作でスイッチ切ってしまったとか、電源抜いてしまったとか、そういうケースも多々ありますので、電話で来た場合には、そういうような一遍操作をしていただいて、それでも試していただいて鳴らないと、ちょっとおかしいということであれば、うちの職員が直接出向いたり、あと、アンテナ等の関係もありますので、業者さんに行っていただいて直していただくというようなことをしております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 ちょっと心配なのが、お年寄りの家庭なんかですと、もう壊れているのかどうかも分からなかったりとか、市のほうへ連絡していないところもあるんじゃないかと思えますけれども、こちらのほう一度ですね、ほのかとか、そういったもので連絡をして、こういうふうなことがありますので、大変重要な機会ですので、戸別の案内ができるということで、防災にも役に立つと思いますので、そういった報告をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○村田康助委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 毎年ですね、ほのかで特集を組んでいただいたりとか、ちょっと今年は雨が続きたり、コロナの関係があったので、ほのかではなくてですね、ティーズのほうで、うちの職員が登場しまして、防災行政無線の蓋の開け方とかですね、そういうのもPRをしたりとかいうことで、特に戸別受信機は非常に委員言われるように、大変重要なツールだというふうに捉えておりますので、PRについては努めてまいりたいというふうに思っております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、9の1の3災害対

策費、自主防災組織防災活動援助事業、250ページです。主要施策成果報告書は117ページです。

主要施策成果報告書に次の施策として、「訓練交付金の廃止について検討していく必要がある」とありました。その理由をお伺いします。

○村田康助委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 これまで地区における防災訓練に係る費用の一部を訓練交付金として長年にわたり交付してまいりました。今では、市内自主防災会のほとんどが防災訓練を実施しており、この交付金による一定の効果、成果があったものと考えております。

しかしながら、現在の交付金は、訓練を行う132ある自主防災会から訓練内容、諸経費等について申請をしていただき、交付決定をし、さらには実績を報告するなど、自主防災会等の防災対策課も非常に事務的煩雑な部分もあり、例えば今後、行政区交付金の項目の一つとして一本化にしていくことも検討したいということで、表記が「廃止」というふうに書きましたが、見直しをしていきたいということで表記をさせていただきました。

以上でございます。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、132ある行政区の手続が非常に大変だったということで、申請するほうも大変だけど、受けるほうも大変だったので、これを行政区交付金のほうに入れていこうというようなことだと理解しました。

この行政区交付金にした場合ですね、手続は必要ないというふうは思うんですが、今までですね、この行政区交付金には防災訓練に使えるというような項目は、なかったということで、新たに入れるということでもよろしかったでしょうか。

○村田康助委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 今、例えばという

ことで、行政区交付金の一つの例に出しました。まだ担当課とそういう詰めておるわけはありませんので、今後の検討として、一本化していくということと、それから、やはり先ほど言った訓練も長年やってきて、各自主防災会でやっていただけるようになってきたということを見ると、もう少し簡素にしていきたいという、一つの方法で御提案をさせていただきました。

○村田康助委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、10款4項3目でございます。文化財保護費、長篠城址史跡保存館管理事業、資料276ページでございます。

当初の予算が469万4千円を上回った決算結果、556万7千円でありますので、以下の項目、特に予算を精査してみると、盛ってなかったんじゃないのかなと思われる部分がありますが、1点目が印刷製本費26万3,560円。2つ目が修繕料71万8,358円。3番目が手数料の46万7,160円になります。お願いします。

○村田康助委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 今、3点御質問いただきましたので、順を追って御説明申し上げたいと思います。

1番目の印刷製本費につきましては、消費増税により入館料の見直しの改定に伴いまして、記載内容の変更が生じます入館券及び施設のパンフレットの印刷をするために、12月の補正をお願いいたしました。さらに、入館料の改定のない小中学生の入館券の在庫が少なくなりましたので、流用で対応させていただきました。

2番目の修繕料につきまして、長篠城跡に設置されております擬木柵が劣化をいたしまして、破損や脱落が見られましたことから、史跡の見学者の安全確保のために修繕を行うため、9月に補正をお願いいたしました。また、保存館の施設の老朽化によりまして、展示室内の照明が点灯しなくなる、それから、事務室の空調が通電しなくなる等の電気設備の不具合が見られたために、やはりこちらのほうも流用させていただきまして、緊急修繕を行いました。

それから3番目の手数料につきまして、入館料の改定に伴いまして、料金の記載のあります看板の更新を行うため、こちらのほうも12月に補正をお願いいたしました。さらに、長篠城跡内の松が松食い虫によりまして枯れてしまったため、近隣の樹木への感染防止と倒木による被害を未然に防ぐために、2月に流用をさせていただきまして、伐採を行ったものでございます。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 すみません、消費税がアップをされたということですので、これは過去の入館のあらかじめの数字を見て、10月に終わるようなというような計算をされた中でやられたというふうに思うんですが、8%の券は、あまりにもたくさん処分してしまったということではいけないと思いますので、その点の入館券、観覧料、観覧券の在庫管理というのは適切にされていたという理解をすればよろしいのでしょうか。

○村田康助委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 入館券の在庫の管理につきまして、こちらのほうの料金改定のほうが、まだ前年度の段階で料金改定するかしないかというのが、まだ決定していない状態でしたので、当面ある中で、あるチケットを使って入っていただけるという格好で、料金改定の前までは、その古いチケ

ットを使ってやりました。それで料金改定があるということで、料金の記載がチケットのほうになされております。こちらのチケット自身が領収書の扱いにもなっておりますので、ですので、料金を変えないと、やはりチケットとして機能いたしませんので、その分につきまして増刷というか、印刷のし直しをしたという格好になります。

以上でございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、10の5の4学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業について伺いたいと思います。3点あります。

当該事業の内容、進捗状況と今後の課題を伺います。

2点目、事実上の給食のセンター方式化だと考えますが、果たして小中合わせて1日3,500食もの給食を問題なく提供できるのか、伺います。

3点目、何十年にわたり、学校ごとの特色ある給食を提供してきた新城市のすばらしさが消えることになるということになりますが、そのことについて、市の認識を伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 3点、御質問を頂きましたので、順にお答えをいたします。

まず、1番目の事業の内容、進捗状況と今後の課題ということですが、事業の内容についてですが、現在、学校給食の現場では、給食調理員の安定的確保、給食食材の安定的調達、給食施設の老朽化の課題があり、安定的な給食の提供が困難になってきております。これらの課題を早期に解決するため、共同調理場計画及び基本設計の策定を行ったものです。

基本計画では、作手地区を除く市内小中学校の給食を市内1か所で1日3,500食を賄う施設を建設し、全17校に喫食までの時間2時

間以内を守れるよう配送するように計画し、建設規模、建設地、配送方法の計画を行いました。

進捗状況につきましては、今年度から実施設計を行い、建設に係る詳細事項についての調査、設計を行い、運営についても、給食の質の担保、衛生面・安全面の確保、経済効率を考慮しながら、安定的、経済的な運営方式となるよう検討をしております。

課題につきましては、子供たちの身近なところで調理をすることができなくなることや、各学校への個別の対応が難しくなることも考えられます。これらについては、見学施設の設置や、柔軟な運営の工夫で解決していきたいと考えております。

2点目の3,500食の給食を問題なく提供できるかということでございますが、近年の建設された自治体におきまして、3,500食以上の調理を行っている施設は数多くあり、6,000食、9,000食を調理する施設もあります。

また、共同調理場から最も遠い鳳来東小学校においても、喫食時間の2時間以内に給食を提供することは可能でございます。したがって、3,500食の給食を提供することに問題はございません。

3点目、長年にわたり、特色のある給食を提供した新城市のすばらしさが消えることについての市の認識ということでございますが、一般質問におきまして澤田委員にも御答弁させていただいたとおり、この共同調理場方式で計画するに至るまでには、多くの議論が行われてきたところでございます。また、学校ごとに調理をする自校方式の良さについても十分認識はしております。

しかしながら、学校給食の現場が直面している課題を解決しなければ、今後の給食の安定的な提供が難しくなる現状もありますので、共同調理場方式において、おいしく安全な給食の安定的な提供を行うとともに、考えられる課題をできるだけ解決できるように施設の

整備や運営において検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

この件については、先日、澤田委員の質問でもいろいろな状況、見えてきましたので、状況のほうが分かってきたという形になっております。

私自身もやっぱり新城の特色というのは自校方式、本当にいい方式だと思って、今でもやっぱりセンターよりも自校方式のほうがいいなというふうに思って、そういう立場で次をさせてもらいますが、やはり今後の進捗状況、1番の課題等を聞いたときに、やはり心配だなというふうに思うのは、今後やっぱり食育を根差してきた半面、センターだと見えないわけですね。学校で給食のおばさんとか、給食の匂いとか、そういったことも感じた食育というのがセンターではなくなるというふうなところで、やっぱり育てていく、そういったところがなくなっていくというのが子供に対しても、やっぱり経験としてね、残念だなというふうに思います。

そこで、個別の学校の要望等がちょっとセンターでは難しくなるなということなんですが、そこら辺の課題のクリア、また、どういうふうに考えているのか、検討しているのか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

反問権どうぞ。

○請井貴永教育総務課長 すみません、今の質問ですが、食育の部分と、さっきのもう一つあった学校の柔軟なという、2点のことについてという質問でよろしかったでしょうか。下のだけでよろしいですか。

分かりました。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 先ほど答弁いたしました、学校への個別の対応というところで

ございますが、こちらにつきましては、運営のほうになっています。今後この運営の方式の中で学校との話も聞きながら、この運営についてのところの方式で検討していくというふうに考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと運営の方法というのはもう少し具体的に、どういったものなのかというのをお聞きしたいのと、あとは、自分が考えたのは、各学校にやっぱりアレルギーを持っている方とか、いろいろな疾患持っている方、そういった子供たちに、要望に沿えるものが食事として提供、ちゃんとしっかりできるのかどうか、そういった個別の対応という細かい対応まで、このセンター方式でできるのかなという素朴な疑問もありますので、運営とそういった対応のこと、今現在の分析、考え方を教えてください。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 アレルギーの件でございますが、こちらにつきましては、これまでと同様の対応で、給食センターの中でアレルギー対応の調理をしていくと。これにつきましては、完全にアレルギー食のほうはエリアを分離しますので、逆に、さらに厳密といいますかね、部屋自体がそこで隔離するようになるかと思えます。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 アレルギーの調理は、センターの食事を作る工場の中の分離された特別の部屋で作るということなんでしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 はい。委員のおっしゃるとおりでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 あとは、運営の方法が課題ということの、運営というのはどういったものなのか、教えてください。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 具体的に申し上げますと、学校と行事がばらばらの場合でございます。そのときに自校ですと、この学校は調理ができる、この学校は無くてもというところの個別で対応はできますが、共同調理場になりますと一つで調理いたしますので、その辺の行事等の土曜日、日曜日に、やるやらないというところで若干、個別対応というところが若干心配になるということで、この辺は先ほど申し上げました運営の工夫というところで対応していきたいというふうに考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解しました。じゃあ、こういった行事がそれぞれの学校違うので、午前中で体育大会が終わるとか、あるところはまた、土日にやるとかということで、食事の提供が変わってくるというふうに理解いたしました。

一方で台風とか急なそういった災害のときとか、そういったことの食事の中止、再開というところも運営に課題があるのでしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 台風での給食の停止というのも、現在でも台風等は予見ですかね、されておりますので、おおむね1日前には、もう給食なしと、休校ということでやっておりますので、そちらについては変わりがないものと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、この決算額の1,430万円の中に、これは計画の中では、この建設の範囲だと思うんですが、その中では今後、25億円で大体建てるというような概算の中での決算額でいいでしょうか。

○村田康助委員長 浅尾委員に申し上げます。

今の質疑が、ちょっと内容が分かりませんので、再度、整理して質問をお願いします。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 失礼しました。

この3,500食を作る給食の中で、今、ゴキブリが入ったとか、あと、いろんなカビがあるとかそういうふうな、全国見てもあるんですが、そういったことは全くないというふうな計画になっているのか、伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 本計画で、まず位置というところでは、私どもの共同調理場改築するですね、私は、当然そういうことがないようですね、当然造るといふことで。ただ、絶対ないということがないように、施設運営その他についても、これから努力をしていくというものになるかと思っておりますので、御理解ください。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 あと、この食事を各学校に配食したときに、各学校に取り置きするその施設というの、やっぱり必要だと思いますが、それも改築していくというふうに、計画なんですか、伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 澤田委員の一般質問でも御答弁させていただいたかと思っておりますが、受入施設につきまして当然、学校のほうの受入れ側の施設が必要になります。これについても今後設計をし、整備をしていくという運びになると思います。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款の教育費の質疑を終了します。

次に、歳出総括の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 歳出の総括じゃなくて、決算の総括ということでお聞きします。

決算審査意見書の総評の59ページに、こう

いうふうに述べられております。

業務手順書の整備について述べられている、引継ぎ等の手順書からはリスク管理、さらには内部統制につながるようにとの意見が記されております。

これに対してどのような対応をされるのか、お伺いします。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 この内部統制につきましては、ここ数年、決算審査におきまして御指摘をいただいている事項でございます。

手順書を作成する中で、各事業の中に潜むリスクを意識化して、全体で共有すること、また、そのリスクに対するチェック体制の確立が重要であると考えております。

事業の進捗におきまして、いろいろな場面、タイミングでチェックを行っておりますが、リスク意識を持って臨むことができたのかと振り返ってみますと、御指摘のとおり不備なところもあったのではないかと認識しております。

各部署が抱えておりますリスクについて、それぞれ他の部署から見ても明確になるようなリスト化に向けて、全庁的にある程度、統一的な基準をつくり、リスク管理の在り方や万が一ミスが起こった場合の対応の仕方を含めまして、常時お互いに検証、チェックができるような仕組みづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 内部統制については度々、私も一般質問したり、いろんなところで言っております。

今日の決算質疑でも研修のところでは、内部統制ですとか、リスク管理、コンプライアンスの順法とかいう形で、研修の実績報告としては、決算年度については、そういうのはなかったと。そういう状況の中で、監査意見書で、こういうことは再び述べられるわけで

すけど、1年置きぐらいに述べられています。

そういう状況の中で、まず初めに、業務手順書の作成が、事務の引継ぎが主体にということが進められているということなんですけど、まず、その業務手順書がまだできていない。できておったとしても、それが事務の引継ぎレベルの手順書であるという指摘だと思うんですけど、それについての自覚はいかがですか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 平成30年度の決算意見書のほうで、その業務手順書の整備についての必要性というのが御指摘として上がっておりまして、それに対しまして、これまで引継ぎといいますか、事務マニュアル的なものは整理しておいた業務もございしますが、全庁的にそういった業務手順書を作成するというところで、作成するための、こういった事務事業があるのか、こういった項目があるのかというのを令和元年度中の作業といたしまして、項目の洗い出しのほうをまず行いました。

当然そのマニュアル等、手順書等、作成済みの項目もございしますが、それらも含めまして全体の事務事業について一度、洗い出しを行いました。その項目に対しまして、統一的な業務フロー的な流れの様式に基づきまして業務手順書のほうを、一度に全部というところまでは至っておりませんが、作成できるところから令和元年度中に作成して、それに基づき現在、業務を行っておるということでございます。

ただ、作成して、それで終わりというわけではございませんので、常時見直しをする、それから、その中に潜むリスクを具体化する、それについてまたチェック、検証をするという新しい仕組みづくりをですね、また今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 こうやって監査委員から指

摘されたわけですけど、決算年度に例えば、そういった事案、どういう事案が発生していたのか、どういうリスクがあったのか。その結果どうなったのか、その後どういう対応をしたのかについてお聞きしたいんですが、こっちで理由言っちゃっていいのかわかりませんが、取りあえず一回お聞きします。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 ちょっと反問権というか確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○滝川健司委員 どうぞ。

○阿部和弘行政課長 決算年度、令和元年度中にそういった手順書なりがあっても、リスクとして間違いなり、不適切な処理があったという事例について、どういう検証をしたかという御質問でよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 ちょっと個別にですね、どの事案がそういった事例に当たるとかですね、細かくちょっと検証はしておりませんので、もしそういった事案があったということであればですね、その都度検証しまして、再発防止ということは個別に当然、考えさせていただいておりますので、そういったことで対応させていただいております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 個別にというとなかなか、どれだけの事案があったのか分かりませんが、今回の決算審査、委員会見ても、それに対応するような事案があったんですよね。例えば、長時間の審議を要した政務活動費の過年度返還金、これらもですね、ちゃんとした政務活動費の支出手順とか、支出をちゃんとする手順書なりが整備されておれば、言っただ、言わんだ、確認した、交通機関はどうだった、そんなばかのことでね、永遠と議論するなんて、本当にばかばかしいですよ。

そういうことをちゃんとやって、手順書で確認事項をね、誰が見ても、これ正しいとか

チェックできる体制にしておけばね、こんな無駄な時間をかけることなかったんです。対象の議員さん達等もね、いい加減なことせんで、そのリスト、いい加減なリストで報告出されても、それをちゃんとチェックできる体制がね、議会事務局に整っておればね、こんなことにならなかったんですよ。

だから、こういう一つの例として挙げたんですけど、これを教訓としてね、そういうことにならないようなチェックリストなりね、手順書、リスク管理をする体制をやっぱりつくっていかなくちゃ駄目だって言い続けた結果が今回の、こんな長時間にわたる決算委員会になってしまった。

だから、こういうことにならないように、そういったそれぞれの分野で、それぞれの手順にちゃんと間違いがないか、異動してきた職員でも、初めて来た部署でも、そういうことが、ずっとおった人と同じレベルでできるようなチェックリストをつくらないと、また同じことを繰り返すということに。そのために内部統制について私は、ずっと言い続けてきたつもりです。

ですから、今回も含めて、決算年度だけのことしか言っちゃいかんかもしれませんけれども、著作権の問題だとか、電子パソコンの不正アクセスなんか、いろんなところでアクセスしてしまったとか、いろんなリスクが積み重なってるわけですね。そういうことをやっぱりデータ化して、同じことを繰り返さないようにしていかなと、また同じ議論をして、また監査意見書に書かれて、また延々と質疑されてなんていうことになりますので、ぜひね、そういうことを踏まえた上で、しっかりとこれを教訓に、こういうことのないような、内部統制につながることをしていただきたいと思います。

小規模な自治体は、できる規定で努力義務ですので、義務化されておられませんけれども、やっぱりそんなことを言ってなくて、やっぱ

りいろんな状況を見ても、これまでの専決処分の状況等を見ても、やっぱりそういうところにリスクが介在していますし、潜在的なリスクがありますので、そういうことを拾い出してやるべきだと思いますが、それについての対応と見解をお伺いします。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 委員おっしゃるとおりでございます。先ほどもお答えさせていただきましたが、そういった事務の流れの中に潜むリスクというのは当然ありますし、そういったところを潜在的にリスト化しておいて、そこに対応を優先的にしていくということで事故を防ぐということが重要になってきますので今後、引き続きですね、そういった内部統制の手順書なりリスト化、リスク管理を含めまして検討をしていきたいと思います。

以上です。

○村田康助委員長 滝川委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。  
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出総括の質疑を終了します。

以上で、第100号議案の質疑を終了します。  
これより討論を行います。

討論はありませんか。

澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、第100号議案令和元年度新城市一般会計決算認定、これについて反対討論をいたします。

本年は、なかなか収束の見えない新型コロナウイルス感染症の及ぼす混乱の中、市民の生活は当たり前であった日常から一変し、不自由さと不安を感じずの日々となりました。また、こんな状況が今度どのぐらい続くのかさえ分からないまま、そして、想定の難しい、こういった危機的イベントが今回だけでなく、今後も起こり得る可能性がないとは言えない。

市民の生活、安心・安全、命を守るとした新城市のスローガンが果たせるのか、大変大きな岐路に立っていると判断しております。市民生活のまず何が一番大切なのかという視点に立ち、考えることが重要であると思いません。

市長は当然、予算編成権を有し、議会は議決権を持ってして、市民の思いを第一に多くの事柄を審議し、決定をしていくわけです。

再三反対をしましてまいりました新城名古屋間高速バス運行事業、市は、4年間の実証実験としながら十分な検証をせず、高速バスマーケティング調査分析報告書を、税金を使い、外部調査機関に委託をし、年度末ぎりぎり3月25日に受け取り、3月27日には見積りをし、3月30日には契約を終結しています。

議員への説明をすることもなく、本年度もまた3年間の長期契約を行ったこと。そして議会も、議会としての議論がされない。そして、それを承認してきてしまった。これは市民に対して説明はできません。市が本来、この高速バス運行事業に託した計画は、達成されていない。そして、年度ごとに検証をすることでしていた、それが検証も検討もされてきていなかったこと。

市民の税金を高速バス運行事業に、この4年間で1億5千万円以上も支出したことは、高速バス運行事業が税金の使い方に問題があると私は思います。

市長のおっしゃる公共性のあるバス、公共の共通の利益、その観点には即していないと感じます。

新城市の財政状況、経済状態、市民の暮らしを細やかに、心配りをする努力が見えないことが大問題。

歳入21款諸収入、雑入、政務活動費返還金（過年度分）15万1,763円、この内容の説明が不明確。

そして、歳入10款5項4目学校給食施設整備費、学校のセンター方式、これについても、

私は反対をいたします。

こういった歳入歳出の含まれたこの決算に対して反対せざるを得ないと考え、私は反対討論といたします。

○村田康助委員長 ほかに討論ありますか。

中西委員。

○中西宏彰委員 私は、第100号議案 令和元年度新城市一般会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和元年度は、第1次総合計画で築き上げてきた、つながりを大切にしながら、豊かさを実感できる地域社会の実現を目指し、第2次総合計画をスタートさせた年度である。

市役所も本庁舎に移転集約して2年目となり、各部局の組織体制も整い、市民サービス向上に努められています。

市内の全小中学校に空調設備が設置されたり、養護老人ホーム寿楽荘の改修など教育、福祉に対する様々な施策も行われ、施設の整備、充実が図られています。

また、新東名高速道路新城インター周辺の道路整備、新城インター企業団地の売買契約の締結、新城駅南地区整備事業における用地買収や、周辺の道路拡幅などハード面の整備も行われています。

また、反対討論の御意見にも耳を傾けていただき、さらなる市民福祉向上に努めていただくことを申し上げ、本議案の賛成討論とさせていただきます。

○村田康助委員長 ほかに討論ありますか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 第100号議案 令和元年度新城市一般会計決算認定で、私は反対の立場で討論いたします。

反対の理由は3点ありまして、1点目としては、雑入で処理されました平成29年、平成30年の返還金ですね。これ1万3千円と1万7千円の大した金額ではないんですが、既に決算も終わっておりますし、形式上の処理でございますけど、これで終わらせるようなこ

とは、私は許せません。

議員は、市民から選ばれた選良なのですが、こんなことで市民は納得できないと思います。市民に対しても、まだまだ説明不足です。返還するようになったことを真に反省するならば、1年分全て返すべきですし、議員の中には、疑いを持たれた方は当時返還されております。しかし、行政訴訟まで起こされてからでない、6人の議員、村田議員、山崎議員、柴田議員、下江議員、中西議員、竹下議員のこの6人は、それまで正当性を訴えながら最終的に返還して、市長は認められないと、こういうふうになります。

このような不祥事が起きたのも、もともと政務活動費に対する支出の責任者、市長、こういうことがいつか起きることを考えて、支出をするべきではなかったと私思います。反省するならば、もう一度申しますが、給付された政務活動費を返してください。市民へも返すべきだと思います。お年寄りが、またこんなこすいことをしたのかというふうに、こういう話が出たように、議員自ら襟を正してほしいと私は思っています。

2点目については、高速バス事業の件なのですが、マーケティング調査は、はっきり言って、まだ説明不足です。公共の点から見ても理解ができませんし、市長の言う公共性から見れば、市内を走るお年寄りのためのバスでしょう。赤字であっても利便性を考えれば、これは賛成なんです。

しかし、現在6人から7人程度で、高速バスが新城から名古屋へ往復しておりますが、これは誰が喜ぶのでしょうか。お年寄りは、山の湊号のことを知らない方も多いです。そんな赤字バスはやめて、病院に行く市内のバスを増やすことが重要だと私は思います。お年寄りから「そんなバスまだ走っとるのかん、あかん、やめとくれんかん」と、こういうふうに聞きました。

そして、本日11時45分、名古屋地方裁判所

に提訴されたことも、この山の湊号のことなんです。行政側は、契約の中もしっかり見ていないし、実走行では赤字続き、不足の乗車人数の交通費の件は、後で700万円から800万円も追加で払うんです。これが本当にポテンシャルの高い車なんでしょうか。私は理解できません。こんな金食い虫のバスが走る限り、決算承認は、とてもできません。

3点目です。

浅尾委員、澤田委員の一般質問とか質疑でありましたが、学校給食設備の設計が進んでいけば、当然この自校方式からセンター方式の給食センターが造られるということで、この新城市に合った、心の籠もった給食は、どうしても必要なんです。以前は、和田教育長も言われたとおり、とてもいい、この自校方式をセンター方式に選ばなければならないようなことまで、修繕しなかったことが大きな問題ではないかと思えます。

センター方式を選ぶことになれば、冷たい給食を食べることは必然的ですし、コストは安くなっても、果たして食の安全の担保ができますでしょうか。

例えば、0157とかブドウ球菌などの食中毒の心配、また、大量に納品する食糧のお米の中に、間違えた中国からの飼料米が入っていた、そういうこともありました。実際に聞いてみれば、豊川のセンター方式でも、冷たい給食を食べているとの保護者からの声がありますから、総額25億円も言われておりますセンター方式の建設の基本実施設計になっている、この設計に対する私は不安があります。

以上、この3点から反対討論といたします。

**○村田康助委員長** ほかに討論はありますでしょうか。

竹下修平委員。

**○竹下修平委員** ただいま議題となっております第100号議案 令和元年度新城市一般会計の決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

本議案につきましては、2日間にわたる予算・決算委員会における各委員からの質疑で明らかになったように、創意工夫を凝らした事業の着実な執行、また、その内容についての適切な決算認定報告であったかと思っております。

山田委員のほうからは、大きく3点の反対理由が述べられました。

1点目の雑入政務活動費の返還につきましては、行政処理上、手続上、正しく処理されたと思っております。

また、2点目の高速バス事業についての反対についてですが、こちら数字見ていると、利用者が伸び悩んでいる現状は事実かと思えます。そういった事実を市長部局としても、しっかりと受け止める中で、新たな新都市の観光発展、そういった形につなげるよう努力をいただいているという認識をしております。

また、3点目には、学校給食共同調理場の方式についての、その件が反対理由として述べられました。現在、少子化が進む新都市においては、やはりこのまま現状のように自校方式を維持するのが現実的ではないというのが私自身の考えであります。

たとえ共同調理場方式になろうと、新都市の子供たちのために、おいしい給食、温かい給食を届けられるように、市のほうで全力を尽くしていただけることを確信しております。

以上の理由から賛成討論といたします。

○村田康助委員長 ほかに討論はありますでしょうか。

○村田康助委員長 山口委員。

○山口洋一委員 ただいま議題となっております第100号議案 令和元年度新都市一般会計決算認定について、反対の立場で討論させていただきます。

まず、第100号議案、御案内のように、市長から別冊の監査意見書をつけて、議会の承認に付すというふうに議案提案をされていま

す。これは見ていただければと思います。

決算総額は243億9,006万2千円、歳出234億5,527万8千円であります。

そこで、それぞれ委員会の中で発議、意見を、質疑をされた中で決算書及び成果報告書等々について、加えて各委員からの質疑からは、高速バスの運行事業に対して、問題はあるといふふうに思います。

しかし、市民サービスの向上に向けて、組織を挙げて諸事業に邁進されたことは、大いに評価をするものであります。

さて、決算審査に当たり、明らかになったこととしては、歳入における雑入、先ほど、それぞれ反対討論、賛成討論の中にもありましたが、雑入の政務活動費、これは、おのおのが責任を持って、これを充当するものであるが、今回の案件については、特に議員の倫理観に対して疑惑が生じたものであることということで、過年度分の計上がされておりました。この計上しとる要因として、監査委員の監査執行に疑義を生じたわけであります。

これ、例であります。平成30年3月28日、29日の宿泊費の除外を例としますと、会計年度中というのは御案内だと思いますが、市民団体からの政務活動費使途について疑惑を招き、住民監査請求から訴訟に発展をした。

それで、その訴訟に対しては、あくまでも被告知人ということですが、それ以前に、受けて立つという豪語をされてきた。

2点目、市民団体から議会に提出された疑惑に対し、正当性を主張する、説明責任を果たすと言ったけど、それが履行されていない。

3点目、3月30日の記事であります。これ以上訴訟を続けることは、賢明な選択ではないと判断をしたというふうに記事が載っております。

本来ならば、市民団体と議員の双方で了解をした後に返還をするなら、まだまだいいというふうに思われますが、結論を先走って返還したことはいかがなものかということがあ

ります。

そして、質疑の中で分かったことでありますが、1点目は、監査部局としては、監査が不十分だったという、これ、そういう表現をします。あくまでも、これ雑入の勘定であります。

そして、雑入の勘定の相手方というのをお聞きしましたが、先ほど反対討論にあったように、残念なことに、この会計年度期間中の相手方は、当議会の要職についてみえたということもあります。要職は、あえて外します。

そして、会計年度中に任用されました。任用は市長からであります。我々議会が推薦をし、それをもって議長は選任をし、そして議会に諮り、議会推薦の監査委員を我々議会は議決をして、また市長に報告したわけがありますので、そういった意味では、我々議会が市長に対し、そしてまた、議会で議決を採ってやったということは、議会の責任、議員の責任というのは非常に重いわけであると同時に、そこで選任された監査委員は、さらにさらに重い責任を持ってやらなきゃいけない。

ところが、今回の事象において、名前が載っている、そして、過日の一般質問でも、過年度、平成28年度の事件までクローズアップをされて起訴になるということは、市長は、自治法の197条「非行があるということ」はないであろう、該当しないだろう、これは「認められるとき」としか書いてありませんので、それによってくる。

そして、また、199条の2では、「利害が関係する者には、監査をしてはならない。除外する」というふうになっているんです。これは監査委員として自覚があれば、監査委員局長に申し出て、この案件について、私は利害があるから、関係してるから、この監査項目については外してください、自ら名のり出るのが通常の常識ある社会の人間だというふうに思います。それが堂々と監査をされて、市長が提案した、付議された監査意見書には

同年8月19日付で、新城市長に意見書をしたためている。

結局これを我々が、このうちの議会が市長提案を承認する、認定することは、多くの有権者、多くの市民の方に、欺くことになる。ということをもって、本来であれば、非常によくやってくれた、前段の言葉だけで賛成したんですが、こういうことがあって我々の進むべき道ではないこと、そして、さらに言うと、よく市長が言われます、議会の中で解決してこい、それすらできない。だから、恐縮だけど、本件については認定できません。

以上、反対討論とします。

○村田康助委員長 ほかありますでしょうか。柴田委員。

○柴田賢治郎委員 私は、ただいま議案となっております第100号議案に対して、賛成の立場で討論いたします。認定の立場で討論いたしたいと思います。

我々議会としては、予算と決算の有機的連合だという言葉がありますが、今日出たいろいろな意見の中にはですね、聞き入れるべき話もあったかと思いますが、私としては、こちらへ出た決算の手續等、何の問題もなく、また、そこに至る経緯としても十分に理解できるものであり、認定といたしたいと思っております。

以上です。

○村田康助委員長 ほか、討論ありますでしょうか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第100号議案 令和元年度新城市一般会計決算認定に、反対の立場で討論をさせていただきます。

具体的な、詳しくは本会議でやるという形で、簡単に反対討論をさせていただきたいと思っております。

今回の平成31年度の予算大綱で市長のほうは、リニューアル新城と位置づけるという形

で財政規律を重んじて、不要不急の事業、時代の要請に合致しない事業、住民ニーズの希薄な事業等を再検討し、合理的な取捨選択を恐れてはならないというように発言して、予算のほうを組み立てております。

そういったところから質疑等で検証させていただいて、私も3つの視点から反対をしたと思っています。

1つ目は、高速バスの件、2つ目は、やはり雑入の政務活動費の過年度分の件、3つ目は、学校給食のセンター化の問題であります。

詳しくはまた本会議で言いますが、やはり高速バス運行事業の質疑をさせていただいてもですね、3年間ずっと横ばい、1万3千人程度の人数の利用しかないというところありますし、1台当たりのバスの乗客は6人という少なさであります。

今や国の補助金は25万円にすぎません。しかし、高速バス事業の年間の予算は3,600万円以上であります。ほとんど市税が賄われております。しかも、これまで非常にたくさんのお金を使ったPR事業、高校生割キャンペーン、そして、新聞広告の費用20万円等々投じて、乗車人数が増えないというのであれば、もはや中止するべきではないでしょうか。そして、このお金があるんだったら、やはり地元の鳳来の地区の高齢者の皆さんのタクシーチケットの充実や、利用のしにくいと言われている、そういった高齢者の足をもっと充実していくべきではないでしょうか。

そして、2例目の雑入の政務活動費については、質疑を通して本当に大きな問題が明らかになりました。政務活動費の不正受給疑いの状況は、本当に問題だと思います。

1つ目には、大津の研修で、自家用車で行ったのに電車で行ったという状況の申請がなされ、5名が政務活動費を直すという中であります。その中には中西議員も入っておりますし、監査の下江議員もこの中に関わっております。村田委員長もここに入っております。

こうした重要な役職をした方々が返還をしているというところで、非常に、いまだに政務活動費の状況が分かっていない状況です。

そして、政治倫理審査会もまだ開かれていなくて、資料の提供など、まだ私たちにも見せられていなくて、疑義は残ったままであります。また、東京行きのお金を返すという中でも、竹下修平議員、また、中西議員、柴田議員、村田議員、下江議員も含まれております。

こうした度重なる不祥事の中で住民裁判も起こったということは本当に、ゆゆしき問題だと思います。そういったところが解明できず、また、事務局に言っても大事なところはまだ分かりませんというところで、疑義は残ったままです。こういった中で監査を通すということは、私は責任問題が果たされていないというふうに思いますので、非常にゆゆしき問題だと言わざるを得ません。

3つ目は、センター方式の学校給食であります。この問題がたくさんありますが、10年前から、このぼろぼろの給食室の問題、言っただけでいいです。10年前から指摘されていて、そのときから計画を立てて各学校17か所、ちゃんと整備、また、改修をしていけば、こんな25億円もかけるようなセンター方式を採用しなくても、今でも自校方式でできたと思います。

こうしたことをやっていない。そういう中で私は、人口減少がどんどん進んでいく、町が壊れていく、そういったことはあってはならないというふうに感じて、予算・決算の認定は、反対せざるを得ないということで、以上、反対といたします。

○村田康助委員長 ほかに討論ありますか。

齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 私は、この第100号議案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

委員会質疑もせずに討論に参加させていただくことをお許しください。

御覧のとおり、新城市議会にはたくさんの問題、課題が散見されることが明らかになったわけでありましたが、3日間に及ぶ長時間の予算・決算委員会に対する行政職員の皆様の答弁、そして説明に関して、私は納得しております。その問題と、こちら側の問題というものは、よく今回のことで分かったわけではありますが、しっかりと今回の予算・決算内容を認定し、前に進んでいきたいと思い、賛成とさせていただきます。

○村田康助委員長 ほかに討論ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第100号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決をします。

本議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○村田康助委員長 起立多数と認めます。

よって、第100号議案は認定すべきものと決定しました。

~~~~~  
この際、休憩したいと思います。

再開を4時15分とします。

休憩をします。

休 憩 午後4時06分

再 開 午後4時15分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
次に、第101号議案 令和元年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑を行っていきます。

議題になっております令和元年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定の歳入1款国民健康保険税のページ数は300ページになります。2点あります。

1点目は、本市の国民健康保険税の1人当たりの平均額を伺う。

2、国民健康保険被保険者の人数、世帯数、業種別の割合を伺います。

○村田康助委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 1点目の1人当たりの金額につきましては、介護納付金分を含めた被保険者1人当たりの現年課税分の1人当たりの調定額で申し上げますと、9万6,519円でございます。

2点目の国民健康保険の加入状況ですが、年度末現在の世帯数が6,258世帯、被保険者数は1万511人です。

業種別割合につきましては、本市での独自の調査は行っておりませんが、毎年、厚生労働省が行います国民健康保険実態調査におきまして、本市の国保加入世帯の一部を抽出する方法により、国に状況を報告しており、取りまとめた結果が公表されております。

平成30年度の全国市町村国保の本市の保険者規模での職業別世帯数の構成割合では、無職の割合が最も高く、全体の46.7%を占めておりまして、次に被用者が30.9%、農林水産業以外の自営業は15.6%、農林水産業3%の順となっております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

ちょっと1点だけ、基本的なところだけ確認したいんですが、9万6,519円ということで、1人当たりの負担があるんだということで理解いたしました。

2点目の無職の方が46.7%というところで、非常に割合が、無職の方が多いなというふうに、ちょっと率直に感じております。

今、コロナの件とか、あと経済がよくなっ  
ていかないというところと、新城の場合は特  
に少子高齢化で子供が増えていかない、高齢  
者が多いというような状況で、9万6,519円  
というものが、この負担というのがすごく、  
無職の方が多いいこの税の中で、負担多いの  
ではないかなと思うんですが、この無職とい  
う中には、やっぱり高齢者で、もう仕事を終  
えて家にいる。無職で職に就いていないとい  
う方が多く含まれているということでもいい  
のか。この割合というのは、やっぱり年々増  
えているものなのか、傾向等、そういった  
ことが内訳等、分かったら、ちょっと教え  
てください。

○村田康助委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 無職の割合でござ  
いますけれども、本市での調査では、業種別  
の割合というのはちょっと分からないんです  
けれども、ただ、年齢で65歳以上の方の割合  
というのは分かっております、年度末現在  
ですと、全体の55%を占めておりますので、  
65歳以上の方55%ということは、無職で年金  
受給者の方が大半であるということと認識し  
ております。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終  
りました。

以上で、通告による質疑が終わりました。  
ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第101号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第101号議案は認定すべきものと  
決定しました。

次に、第102号議案 令和元年度新城市後  
期高齢者医療特別会計決算認定を議題とし  
ます。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませ  
んので、質疑を終了します。

これより、本議案の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第102号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第102号議案は認定すべきものと  
決定しました。

次に、第103号議案 令和元年度新城市国  
民健康保険診療所特別会計決算認定を議題と  
します。

これより、質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になってお  
ります令和元年度新城市国民健康保険診療所  
特別会計決算認定について、1問伺いたい  
と思います。

歳出の2の1の1診療費、診療事業になり  
ます。342ページです。

2点ありますが、1点目が、作手診療所が  
果たしている役割と成果を伺いたいと思  
います。

2点目は、令和元年度主要施策成果報告書  
の中を読みますと、このように書いてあり  
ます。医療現場スタッフの献身的な努力と活動  
によって、外来の診療が242日、さらに往診、

また、訪問看護を行っているということが分かりました。

作手地域に対する献身的な医療の提供及び安心・安全の暮らしへの貢献というのは深く感謝いたしたいと思います。

今後も作手診療所を充実していくために、市の支援策を伺う。また、旧作手村の住民の要望について把握している場合があれば、主な要望内容を伺いたいと思います。

○村田康助委員長 城所健康福祉部副部長。

○城所克巳健康福祉部副部長 1点目の役割と成果であります。作手診療所は、医療水準の向上や民間医療機関の進出が期待できない地域における医療の確保及び無医地区等の医師不足の地域を解消する目的で設置しております国民健康保険診療施設であります。

外来診療など医療サービスの提供をはじめ、健診や予防接種等の健康づくり、往診や訪問看護等の在宅支援までを総合的、一体的に提供する役割を担う活動拠点であると考えております。

また、成果といたしましては、診療所の利用者数が減少する中におきまして、往診・訪問診療・訪問看護の在宅サービスの実績が増加傾向にあることから、地域住民のニーズに対応し、在宅医療の推進に寄与したものと考えております。

2点目の支援策と住民からの要望についてお答えします。

作手診療所を充実していくための支援策ではありますが、国民健康保険診療施設としての役割を達成する上では、診療に必要な設備の機能維持と強化を行っていくことが必要であると考えております。

令和元年度におきましては、診療所内の情報の共有・伝達がスムーズになり、業務効率の向上及び診療の質の向上につなげるため、電子カルテシステムを基軸とした医療情報システムの導入・更新を行いました。医療情報の電子化の推進は、人口減少と高齢化が進む

作手地区におきまして、情報連携を効果的に進め、適切な医療を提供するために有効な支援の一つであると考えております。

また、地域住民からの要望につきましては、直接頂いているものはございません。

以上です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第103号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第103号議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第104号議案 令和元年度新城市宅地造成事業特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま議題となっております第104号議案 令和元年度新城市宅地造成事業特別会計決算認定であります。

歳入1款借入金、借入金の一般会計の借入金であります。347ページであります。

1点目、年度当初402万5千円から減額をされたその理由。

そして2点目、借入金の累計の残高のカウントはされてみえると思うんですが、累積額であります。お願いします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは、1点目の年度当初から減額の理由についてでございますが、長者平団地を売却した際に分譲報奨金、こちらは登録免許税であったり、収入印紙代相当額になりますけれども、分譲報奨金や、あっせん手数料などが、販売がなかったことにより未執行となったため、一般会計からの借入金が減額となったものでございます。

2点目、借入金の累計の残高につきましてですが、こちらは平成5年度から借入れを開始しております。令和元年度末の時点で、約11億5千万円でございます。なお、債務が残存する借入先につきましては、市の一般会計のみであります。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 1点目については、402万5千円から343万3千円、今、御案内いただきましたように、報奨金であるとか、あっせん手数料、要するに不動産屋さんの手数料だというふうに理解をしました。

2点目であります。

平成5年から、この資料には載ってきませんので、恐らく、あれというふうには気がつかないわけではありますが、11億5千万円の借入れを、累積であるわけでありまして、その分は恐らく、一般会計のほうの資産勘定には、資産勘定と言いかかりませんが、ちょっと載ってこない部分であります。

要するに、ワン・イヤ・ルールで1年過ぎてしまえばということではありますが、これらについて、恐らく償還の見通しが無いと思われませんが、あまり答えにくいでしょうが、償還の見通しの可否について伺います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 作手地区につきましては、先ほど申し上げました長者平団地が残り19区画でございます。また、サンヒル新城につきましては、残り1区画となっておりますので、まずはそちら、残っておる区画につ

きまして、販売のほうを進めていきたいというふうに考えております。

販売をしたものから順次償還をさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、それでも借入金として残が残るような今のところ、計算上ではそうなっておりますので、そちらにつきましては、また内部で検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 借入金であります。歳出のほうは、ここでお聞きませんが、本来であれば340万円に対して、土地開発公社とかいろんなところで融資を受けております。

レートが0.002だとか、0.025だとかいろいろあるわけですが、そういうものを、利息を積算しておりませんのであれですが、利息だけでもかなりのものでありますし、本来であれば償還期限を過ぎていきますと、通常14.8%を半年なら7.8%、税金の徴収であります。それだけの延滞金がつくということも御存じだと思いますが、それらを含めると、もう莫大な金額に相なるということでもありますので、今、課長がお答えいただいたサンヒル1区、そして1区画、それから長者平19区画の今現在の価格は幾らと見込んでおみえになるのでしょうか。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 まず、サンヒル新城につきまして、残り1区画でございます。こちらにつきましては、昨年度、価格のほうを見直しをしておりますけれども、販売収入額として予定をしておりますのが1,489万3千円でございます。

それから、長者平のほうは残り19区画ということで、合計しますと1億2,840万円となります。そちらを足しますと販売収入として見込みは、20区画になるわけですが、1億4,329万3千円という見込みでございます。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 大変苦しい惨状だということで、担当課長のお気持ちを察します。

そこで、2款に参ります。

2款は、財産収入、財産売払収入であります、不動産売払収入。

1点目が、鋭意努力をされた、これは認めております。だが、その根本的理由についてのどのように踏まえていられたのか。

そして、前年度の反省、前年度は5,800万円ほどの多分、収入があったと思いますが、それについてどのように令和元年度は捉えて、販促に臨んでいたのか。

そして、今もトータルで1億4,300万円、長者平19区画、サンヒル1区画のセールス体制はどのようになされてきたのか。これについてお伺いします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは、まず1点目、売払いができなかった根本的な理由でございますが、こちらにつきましては、宅地販売のPR不足、特に販売する土地の地域の魅力発信の不足というのが一つ、理由に挙げられるのではないかと考えております。

今後、地域の魅力を全面に出したような情報発信に努めていきたいというふうに考えております。

2点目、平成30年度の結果をどの程度踏まえていたのかという点でございますが、平成30年度につきましては、長者平団地において1区画、売買契約が成立をしました。また、気軽に体験できるお試し住宅、トレーラーハウスの利用を開始したところでございますが、そうしたことで宅地販売の促進を図ってまいりました。

これらを踏まえまして、令和元年度におきましては、まず、お試し住宅の利用促進と販売促進のPRを行うということで、新たなPR機会としましては、イベントでありました

が、ダモンデトレイルでのブース出展などを行ったところであります。

3点目、長者平、サンヒルのセールス体制というところでございますけれども、まず雑誌への掲載、それからイベントブースへの出展等を行いまして、PRに努めてきました。また、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と協定を締結して、協会加盟の事業者へ販売あっせん依頼などを行っております。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 PR不足という、その言葉が非常に何か身にしみるような言葉でありますので、大変だと思います。確かに、そのことは否めないであろうと思いますが、実は、新城市の隣の町に日本有数の自動車メーカーのテストコースができる。それによって道路網も整備されて、作手地区にお住いになられる方が増えるであろう、増えるよと。併せ、土地を求めて、個人のお家を建てられる方も見える。だから、長者平は何かかなりますよというようなお話を伺ったような記憶がありますが、その某自動車メーカーさんの従業員が約4千人とも言われておりますので、それに関してのアプローチ等については、どのような形の中で努められてきたのか、お伺いをします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 下山にできますトヨタ自動車のテストコースの研究棟に勤められる従業員の方、3千人とか4千人とかというふうにお聞きしております。

そちらにつきましては、愛知県のほうでも、この三河山間地域、新城市を含めまして豊田、岡崎の山間地、それから、北設を含めた打合せを県主導でやっております。愛知県のほうが主体となって、この山間地域それぞれの市町村を含めて、トヨタ自動車さんだけではないんですが、企業さんのほうへ、こうした山間地域の暮らしというものをPRしていく窓

口として、まだ話し合いとしては、昨年度からそういった話合いの場というのが始まったところでございますけれども、今後、聞いておりますところでは、トヨタ自動車さんに対しても、そのPRのチャンネルというか、そういった機会を持っていくというところを聞いておりますので、新城市としましても作手地区、特に近い地域としては、作手地区は非常に301号に近いですので、そうしたところも有利な材料であるかなとは考えておりますので、PRのほうを努めていきたいなと思っております。

以上です。

**○村田康助委員長** 山口洋一委員。

**○山口洋一委員** せっかくの機会でありますので、やはりそれを生かしていきたい。できることならば具現化できるように対応していただければと思います。

そして、今回、3款であります、繰入金であります。繰入金、一般会計の繰入金としてありますが、これも同然に486万8千円から減額をされております。その理由についてお伺いする。そして、これらの繰入金は、過去の累計からして幾らなのかについて、2点お伺いします。

**○村田康助委員長** 杉浦企画政策課長。

**○杉浦達也企画政策課長** それでは、まず1点目、年度当初からの減額の理由についてでございます。

長者平団地を売却した際の購入者の方へ、長者平団地購入奨励金が、販売がなかったことにより未執行となりましたので、一般会計からの繰入金が減額となりました。

2点目の繰入金の総額ですけれども、一般会計からの繰入金は、令和元年度決算までの総額で4,831万9,868円でございます。これは、主に住宅促進事業として、一般会計が負担すべき金額を繰入金として収入をしたものでございます。

以上です。

**○村田康助委員長** 山口洋一委員。

**○山口洋一委員** 繰入金の減額の理由については、確認をさせていただきました。

そこで、監査意見書34ページには、実は、こういった今、担当課長からお話をいただいたような決算状況の内容、状況、それから、大変お困りになってみえる様子については全く記載がない。書いてあるのは、「決算額は歳入42.8ポイント、歳出云々、47区画についてトレーラーハウスをやって、19区画残ってるよ。サンヒルは契約いかなかった、1つ残ってるよ」というのは、これは監査の意見書なんです。

そこで、これらについてどのような聞き取りをされて、どういったお考えの中で、この意見書を書かれたのか。やはりそこをはっきりしないと、全く担当部局も被監査部署、要するに監査を受けた部署も、何も指摘がないよねということで終わらないかということですが、どういう概念で、どういうふうな監査をされて、これを書かれたのか、お答えを頂きたいと思っております。

**○村田康助委員長** 鈴木監査委員事務局長。

**○鈴木勇人監査委員事務局長** 決算審査におきましては、この特別会計につきましては、今、杉浦課長のほうからお話といたしますか、答弁があったとおりで、特に特筆すべきことはないということで、意見書には記さなかったということでございます。

**○村田康助委員長** 山口洋一委員。

**○山口洋一委員** 今、局長、そのようにおっしゃられましたが、本来ですと課長の説明を聞き、俗に言う被監査部署ですね、聞き、監査をして、そして監査意見書にしたためるときには、監事、監査委員がそれぞれ話をされるわけですよ、どうしようということを、それはされていないんですか、局長を交えて。

**○村田康助委員長** 鈴木監査委員事務局長。

**○鈴木勇人監査委員事務局長** 決算審査におきましては、今、山口委員がおっしゃるよう

に、いろんなことを監査委員のほうから質問をしております。

ですけれども、先ほど申しましたように、特に監査意見書の中では特筆すべきことがなかったということで、このような形になっております。

以上でございます。

**○村田康助委員長** 山口洋一委員。

**○山口洋一委員** 個人的な名前を挙げたら恐縮なんですが、原監査委員さんは4月就任ということで、まだまだ期間がお短いわけでありまして、こういった知識は無論、お持ち併せいただいておりますが、議会推薦の監査委員は、過去に議長も経験をし、それぞれ予算・決算委員会の委員長も歴任をされてきてる。そういう中で、何も気がつかなかったのか、その点についてお伺いします。

**○村田康助委員長** 鈴木監査委員事務局長。

**○鈴木勇人監査委員事務局長** 議選の監査委員の下江委員におかれましては、特に、この企画政策課の決算審査の中では、特筆すべき質問はございませんでした。

**○村田康助委員長** 山口洋一委員。

**○山口洋一委員** では、これだけ事業の推進に悩んでいる部局、要するに被監査部署のお話を聞いて監査結果意見書を作成したわけがありますが、ちなみに何時間かけて、この監査をされたんですか。

**○村田康助委員長** 鈴木監査委員事務局長。

**○鈴木勇人監査委員事務局長** 各課ですね、1時間半程度の決算審査をしておりますので、全ての課において決算審査をすることから、どうしても各課の時間というのは限られてまいりますので、その時間の中で決算審査を適正に行っております。

なお、当日、下江議選の監査委員のほうから、先ほど山口委員のほうから御質問がありましたように、近くにテストコースができるから、あそこら辺の今、19区画残っていますので、そこら辺のどこについては、これから

適正に、適正といいますか、なるべく売れるように進めていかれたいというような意見があったということは記憶にございます。

以上でございます。

**○村田康助委員長** 山口洋一委員。

**○山口洋一委員** 先ほど質疑をお願いしたときに、なぜそのように鈴木局長からではなくて、御本人から言われたいのですか。そのことを言われてされれば、先ほどの杉浦課長のお答えの中で、監査委員さんからも、このように言われておりますというお答えが返ってるわけなんですよ。だから、鋭意努力をしていますと言うのが普通でしょうが。局長が言わなくてはいけないのですか。

**○村田康助委員長** 鈴木監査委員事務局長。

**○鈴木勇人監査委員事務局長** 先ほど山口委員さんのほうからは、意見書に、その決算審査をしたときにですね、どうして企画政策課のほうで、このような苦慮しておることがあるにもかかわらず、意見書に書かなかったのだという御質問であったかと思っておりますので、私は、先ほど申しましたように、意見書として特に特筆すべきことはなかったということでお答えしたというわけでございます。

以上です。

**○村田康助委員長** 山口洋一委員。

**○山口洋一委員** 平行線になりますので、次の質問へ入ります。総括から行きます。

これ現在、公会計の決算書であります。要するに単式簿記でありますので、これを複式簿記、企業会計に準じた決算書作成によって、本当の事業内容、今言われたように、例えば土地が、1と19合わせて1億4,329万3千円、これ資産ですよ、ありますよ。偶然預貯金があれば預貯金資産、現金があれば現金の資産。そして負債勘定11億5千万円ありますよ。こういうのを作って、やるのが正しいと思うんですよ。

それでないと、公会計でやってるから、いつまでたってもあれだし、そして、例えば確

かに費用かかったよ。今年度、決算期も981万円ほど管理費がかかっていますが、本来その分はオンされていくんですよ、今の仕組みでいくと。オンせずにやるだとか、どうしても売れなければ、税法上の減損会計持てるんですよ。

そういうことをすることによって明らかに、これ一つの事業部ですが、新城不動産会社というものが成り立つんです。今あるけれども売れないね、売れないけど、あるよねというだけにしかないし、だから、一般の方の関心が高まっていない。

そして、県の宅建協会に実は提案してるというふうにおっしゃいましたけど、恐縮なんですけど、あの地域の特性を知ってみえる不動産屋さんには、喜んで手を差し伸べていただけませんので、そこらを含めて、もう一度そういった貸借対照表損益計算書を作って、事業を見直すということについてのお考えはいかがでしょうか。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 この宅地造成事業につきましては、地方公営企業法の非適用事業としまして、現金収入の客観的情報により、予算の適正・確実な出納管理に適した現金主義会計に基づきまして、地方公共団体一般会計と同様の予算・決算処理を行っています。

さらに、販売土地等の資産や借入れ等の負債につきましては、開始年度から一貫管理をしております。収支、コストの把握も行っているところではあります。

そのため現時点におきましては、企業会計に準じた決算書の作成までは考えてはおりないところですが、販売PRの方法であるだとか、事業の内容につきましては、コストの面だけではなく、より効果的・効率的な方法を今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 本来そういった形をとれば、はっきりした費用収益も確定をするし、どのぐらいの負債が残っているのかということも確定されるということでもありますので非常に、先ほど課長がおっしゃられたような手法が認められておりますので、その方法は、あくまでも通常の決算で処理をする会計方法だというふうに思いますが、一度これを企業会計のベースへ落としてみるということも必要なのかなと思いますので、もしお時間があつたら、そのことを試していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 現状ですと、この宅地造成の特別会計としまして、一覧表として過去、平成5年度から一貫管理をずっとしておりますので、記録としては作っております。先ほど山口委員さんがおっしゃられたようなことにつきましても今後考えて、研究をしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 課長の御足労が大変よくつかみ取れました。頑張ってください。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第104号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第104号議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第105号議案 令和元年度新城市千郷財産区特別会計決算認定から第119号議案 令和元年度新城市作手財産区特別会計決算認定までの15議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本15議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本15議案を一括して討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第105号議案から第119号議案までの15議案を一括して採決します。

本15議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第105号議案から第119号議案までの15議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第120号議案 令和元年度新城市病院事業会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、第120号議案 令和元年度新城市病院事業会計決算認定について、23ページ、決算意見書は病院の15ページです。

キャッシュフロー計算書によりますと、固定負債の修繕引当金265万円が取り崩されています。その経緯と使途についてお伺いします。

○村田康助委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 市民病院の修繕引当金につきましては、全額が、会計制度が改正される前に引き当てられたもので、その取

崩し方法は、従前どおりの取崩し方法が認められており、これらにつきましては平成30年9月の予算・決算委員会において答弁させていただいたとおりであります。

しかしながら、会計制度・会計基準にのっとり、市民病院として明確な取崩し基準がなかったことから、1件当たり税抜き価格で100万円を超えるもので、予算に計上されていないものについても取り崩すよう設定をいたしました。

今回取り崩した265万円は、健診センター内に設置してあるレントゲン撮影装置の管球を交換したことによるものであります。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 基準がなかったということ、それで100万円以上で予算にないものに充当したということで、1点確認しますけれども、決算書には新会計基準移行に関わる経過措置として、修繕引当金に関する経過措置として、平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととするというふうに決算書に書いてあるわけですね。

じゃあ、今説明があった、その基準にないもので、100万円以上で、かつ予算にないものは、ここに取り崩すということが書いてあればよかったですけど、書いてないんですね。書いてないということは、この規則に従って処理しなければ、私はいけないと思っております。

今、平成30年の例を出されました。2年前の議論を少し振り返ってみますと、修繕費の執行が予算を上回った場合には、予算を補正することなく修繕引当金を取り崩して措置することができるという答弁でした。今回その修繕費の当初予算は幾らあったのか、残金が幾らあったのか、確認します。

○村田康助委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 修繕費の予算額で

すけれども、予算額につきましては3,568万円であります。執行額につきましては2,537万7,518円。予算残額につきましては1,030万2,482円であります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうしますと、この決算書に書いてある措置のことと予算額が残った、1,030万2,482円、これだけの残高があるにもかかわらず、従前の例によらないで、固定負債の修繕引き当てを取り崩したわけですね。その基準をいつ変えたのか知りませんが、そのことも明記せずに、こうやって取り崩したと。それでレントゲン室の関係する修繕に充てたと。

前回の質疑の答弁にも、その市民病院の引当金は、全額が会計基準前に、見直し前に引き当てられたもので、これまで修繕費の予算の不足と引当金を取り崩さなければならない実情も生じてないから、これまで積み立てられたというか、そのまま6年間はずっと同額が内部留保的な処置をされておったわけです。

そのときの説明でもちゃんとね、同じように、この経過措置に対する基準が書かれてあって、会計制度前に積み立てられたものを、取崩し方法については、会計制度を改正する前の関係資料によって、取り崩すことができると答弁してるんですよ。

一番最初に答弁していただいたのと同じことを言ってるんですけども、修繕費の執行が予算を上回った場合には、予算を補正することなく修繕引当金を取り崩して処置することができるというような経過処理が認められていると言ってるにもかかわらず、何が変わって、その基準をわざわざつくって、経過措置の基準と合わない取崩しをすることになったのか、その辺について再度お願いします。

○村田康助委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 従前の例といいますが、予算が当然、不足するような場合ということもあるわけですが、補正を待

たずに緊急的に行うものについても、修繕引当金を取り崩すようなことは従前も行っておりました。このような経理処理については問題がないということを愛知県にも確認しておりますし、それを基に基準をつくったものであります。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 2年前には、かたくなに、その辺については従前の例によるということですが、決算審査意見書には監査のむすびとして、こう書いてありますね。「固定負債に計上されている修繕引当金は、令和元年度において一部取り崩されて修繕に充当されている。厳しい市民病院の決算状況に鑑み、今後、適切な処理に努められ」と言っております。

この部分について、決算審査でどういった審査を監査委員はされたのですか。前回の説明と矛盾する処理の仕方、それを補うような基準をつくってまで処理する必要が生じたのか。予算的にも、まだ1千万円近く予算がある、残高があるにもかかわらず、処理した。その辺の経緯と説明と、前回の答弁との矛盾点と、その辺についてどういった審査をされたのか、確認します。

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 ただいまの質疑にお答えする前に、これまでの経緯について説明をさせていただいてから、お答えしたいと思います。

先ほど来から滝川委員、それから服部課長のほうからお話があるとおり、平成29年度の決算審査意見書において、平成26年度末移行、貸借対照表の固定負債に計上されている修繕引当金については、適切な処理をお願いしたいというような意見を監査委員から出ささせていただきました。

これは、先ほどからお話がありますように、平成23年の地方公営企業法施行令等の改正に

伴いまして会計基準が見直され、平成26年度の決算から、これまでの要件が変更となっております。

旧会計基準においては、予算に修繕費として計上し、その年度に未執行となった余剰の修繕費を積立金のように、修繕引当金に計上することができました。しかし、会計年度の見直しによりまして、当該年度に実施すべきであった未実施の修繕費の額に限って、翌年度に修繕引当金として計上するように改正がなされました。

そこで、平成29年度の決算審査意見書におきまして監査委員から、目的もなく取崩しの予定がないのに、継続的に計上することで内部留保が出来、内部操作とみなされることがあることから、適切な処理をしていただくよう提案をさせていただいた経緯がございます。

このことにつきましては、先ほど服部課長からもお答えしたとおり、おとし平成30年度のこの委員会におきまして、山口委員から質疑があったとおりでございます。

今、滝川委員から御質疑があった件につきましてですが、今年の6月25日に実施しました決算審査におきましては、原代表監査員から、修繕費の予算執行残が1千万円程度ある状況で、修繕引当金を取崩した理由は何かという質問がありました。

それから下江議選監査委員からは、以前の説明では、修繕費の予算がなくなってから修繕引当金を取り崩すとしていたと思うけれども、今回なぜこのような処理をしたのかといった質疑がございました。

そこで、先ほど病院の服部課長からお答えしたとおり、これまで明確な取崩し基準がなかったことから、1件当たり100万円を超えるもので、予算に計上されていないものについて、取り崩すように設定をしましたという答弁がありましたけれども、今年の決算審査においても監査委員からの質疑に対し、同様の回答がありました。決算審査では、このよ

うな状況でございました。

以上でございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 経過、詳しく説明していただきました。5年間ずっと留保してきた修繕引当金、2年前の決算意見書で適切に処理されたいという意見の下、あの当時は、かたくなに、あんまり余分なこと言うとまずいですが、そういう状況があって、決算質疑でも山口委員の質疑に対して、かたくなに、そういったことはしないというような答弁だったんですけど、その基準がなくて、県に相談しても、それは問題ないという、なぜそういった努力を指摘されてからやったのという理解をしていますけれども、基準は、いつのときにつくったのか、決算書の注記にも、そういったことが明記されていないものですから、なぜ取崩したのかが判別できませんでした。

今後こういう処理を継続されて、今回の特例じゃなくて、継続的にこういった処理をされるということを判断しますと、今後この処理の仕方については注記に明記して、それを残額がなくなるまでやるのか、予算にない科目で100万円以上のだけやるということだと思うんですけど、そういった措置をしておかないと、またこういう経過を知らない人たちに、また疑念を抱かれるおそれがあるし、ずっと留保していったものが、こうやって崩されたことに対する疑念を解消するような形での明確な、残しておく必要があると思います。

それについてはどういうふうにご考えておられるのかということと、今回も同じように、さらに処理されたけど、少額だけ引き当てが取崩された。だけど、今後、適切な処理を努められないというのは、その辺はどういう意味を有しているのか、確認します。

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 先ほど病院のほうの服部課長のほうから御答弁しましたよ

うに、特に私ども監査委員事務局としましては、当時、おとしです。総務省、いろんなところに確認したところ、特に違法性はないということで、病院としては公営企業規則に基づいて、従前の例によることということで規定がございますので、平成26年の3月31日までに積み立てたものについては従前のおおりに、今までどおり取り崩すということでありましたので、恐らくそれに沿った形で処理をされたと思いますが、監査委員としては、先ほど滝川委員さんがおっしゃるように、通常の修繕費が残っておるにもかかわらず、そこから出したということで、こういうような意見書に適正な処理を行われたいという形で記したものでございます。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 その経過は先ほど説明していただいたので理解しておりますので、だから、そういうことをやったなら、それをちゃんと決算書の注記に残しておかないと、ここには説明としては「修繕費291万5千円を支払うために修繕引当金265万円を使用する」とだけ書いてあるんですよ。

この辺は今までの説明と矛盾する行為だということだったので確認したら、そういう経過と新しい基準をつくったと言ったものだから、そこはやっぱりここへ明記しておかないと、まずいのではないかと確認しています。

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 今後は、そこら辺は、しっかり確認をした上で記載をしたいと考えております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ぜひそうやって残しておいてください。

今年度の決算につきまして、何とか黒字を維持されたわけですが、当然さきの一

般質問では厳しい状況が報告されております。今後、そういう状況の中で適切な処理を進められたいというんですけれども、どのレベルが適切な処理なのか分かりませんが、100万円以上の予算にないものが、突発的な修繕が、その適切な処理に該当するののかという判断です。それが、その適切な処理に該当する処理なのかという判断ということとしてよろしいですか。

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 監査委員としましては、決して100%適切だとは言いきれませんが、いろんなところに、先ほどから言いますように、確認したところ、特に違法性はないということでありましたので、病院にあっては、それに沿って処理をされておると考えております。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後にしますが、厳しい経営状況、決算状況に鑑み、適切に処理されたいと言ってるから、そのレベルの処理で適切ですかと確認をしておりますので、そういう質問に対する回答にさせていただけると。

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 監査委員としては、そこまでのコメントしかお答えすることはできません。

○村田康助委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 従前の答弁したとおり、病院としては特に問題ないものとして行っております。

注記についてはですね、一度記載方法等、基本的にはルールに基づいておりますので、そういった書き方については、一度確認を取ってからということにさせていただきたいと思っておりますし、今頂いた意見を基に処理を適切に行っていく考えでおります。

以上です。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終

まりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。  
ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第120号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第120号議案は認定するものと決定しました。

次に、第121号議案 令和元年度新城市水道事業会計決算認定から第123号議案 令和元年度新城市下水道事業会計決算認定までの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本3議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第121号議案から第123号議案までの3議案を一括して採決します。

3議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第121号議案から第123号議案までの3議案は認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の

審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

本日は、早朝からお疲れさまでした。

ありがとうございました。

閉 会 午後5時19分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 村 田 康 助